

平和最終処分場第2浸出水処理施設
更新に係る生活環境影響調査

報 告 書

令和8年3月

浜 松 市

目次

第1章 施設の設置に関する計画等.....	1
1-1 調査の目的.....	1
1-2 既存施設の設置者の氏名及び住所.....	1
1-3 既存施設の設置場所.....	1
1-4 既存施設の種類.....	4
1-5 既存施設において処理する廃棄物の種類.....	4
1-6 既存施設の処理能力.....	4
1-7 既存施設の処理方式及び見直し案.....	4
1-8 既存施設の構造及び設備.....	7
1-9 公害防止対策.....	13
第2章 地域概況の把握.....	17
2-1 自然的状況.....	17
2-2 社会的状況.....	28
2-3 関係法令等.....	41
第3章 生活環境影響調査項目の選定.....	53
3-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連.....	53
3-2 選定した項目及びその理由.....	54
3-3 選定しなかった項目及びその理由.....	54
第4章 生活環境影響調査の結果.....	55
4-1 騒音.....	55
(1) 調査対象地域.....	55
(2) 現況把握.....	55
(3) 予測.....	58
(4) 影響の分析.....	65
4-2 振動.....	67
(1) 調査対象地域.....	67
(2) 現況把握.....	67
(3) 予測.....	69
(4) 影響の分析.....	72

4-3 水 質.....	74
(1) 調査対象地域.....	74
(2) 現況把握.....	74
(3) 予測.....	94
(4) 影響の分析.....	101
第 5 章 総合的な評価.....	105
5-1 現況把握、予測、影響の分析結果の整理.....	105
5-2 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容.....	108
5-3 総 括.....	108
資 料 編	
資料 1 調査結果（騒音・振動）.....	資-1
資料 2 現場写真.....	資-3

第1章 施設の設置に関する計画等

1-1 調査の目的

本調査は、浸出水処理施設における処理方式の変更において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の3第1項に基づき作成した調査書（平成14年3月 平和最終処分場第二期建設工事に係る生活環境影響調査書）の見直しであり、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月、環境省）」に基づき実施するものである。

なお、本調査における調査対象事項は変更内容の特性から、浸出水処理施設における大気環境（騒音・振動）と放流水、放流先排水路及び海域における水環境とした。

1-2 既存施設の設置者の氏名及び住所

設置者：浜松市（代表者：浜松市長 中野 祐介）

住 所：浜松市中央区平松町 77 番地

1-3 既存施設の設置場所

場 所：浜松市中央区平松町 77 番地（平和最終処分場）

事業計画地の位置を図 1-3-1 に、航空写真を図 1-3-2 に示す。



図 1-3-1 事業計画地の位置

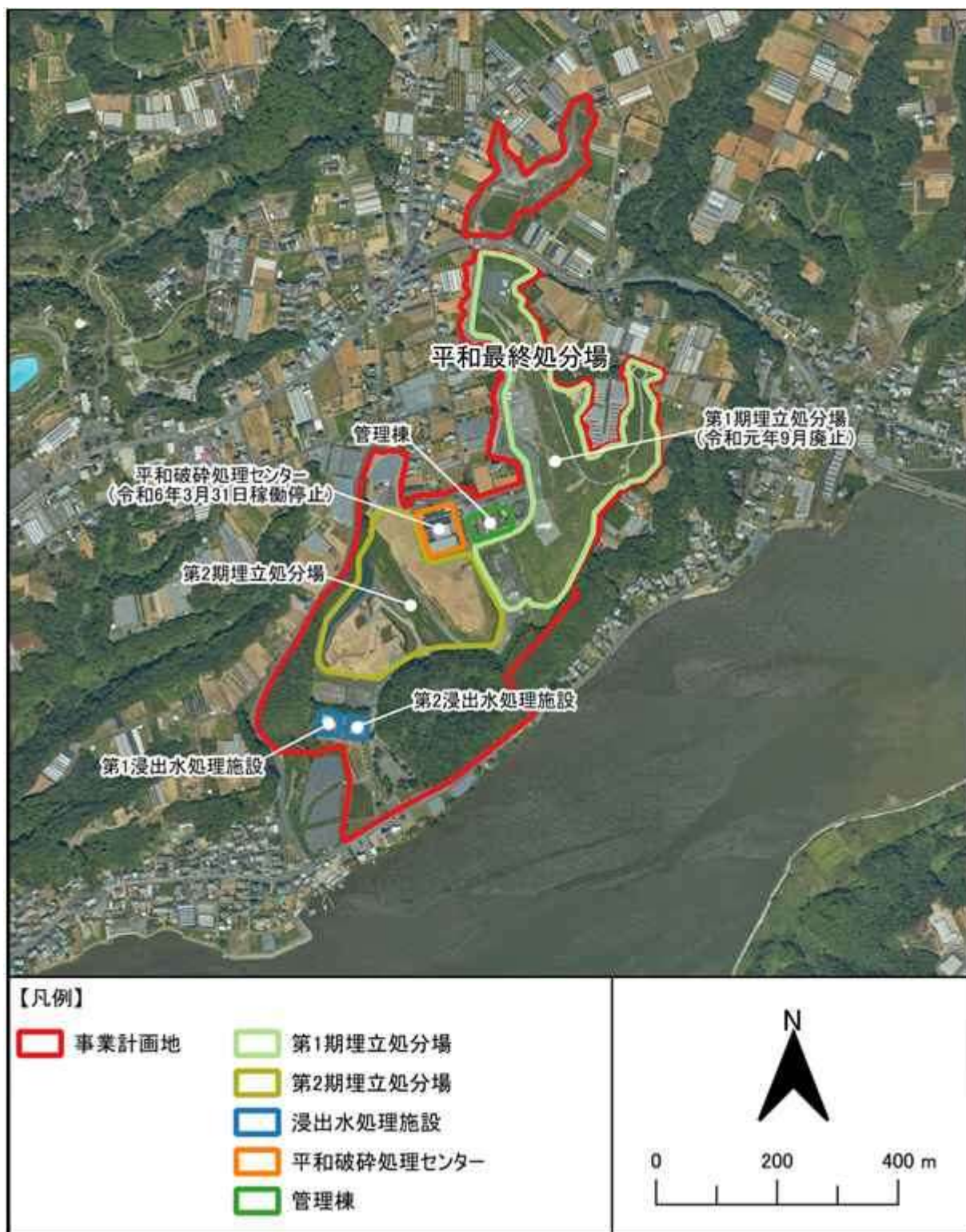


図 1-3-2 事業計画地の位置（航空写真）

1-4 既存施設の種類

一般廃棄物の最終処分場

1-5 既存施設において処理する廃棄物の種類

一般廃棄物

(燃えないごみを破碎した後の不燃物等、焼却・溶解処理にて発生した飛灰等)

1-6 既存施設の処理能力

現在稼働している既存施設の処理能力を表 1-6-1 に示す。

なお、第 1 期の埋立処分施設は令和元年 9 月に廃止、平和破碎処理センターは令和 6 年 3 月末に稼働を停止しており、現在は第 1 浸出水処理施設、第 2 浸出水処理施設及び第 2 期埋立処分地施設が稼働している。

表 1-6-1 既存施設の処理能力

施設名		平和最終処分場	
		第 1 期 (廃止)	第 2 期 (稼働)
埋立処分施設	埋立面積	71,757m ³	48,360m ³
	埋立容量	810,719m ³	567,700m ³
	埋立期間	令和元年 9 月廃止	約 35 年
浸出水処理施設 (第 1 及び第 2)	処理能力	550m ³ /日	200m ³ /日
	総処理能力	750m ³ /日	
供用開始		平成 2 年 9 月	平成 19 年 3 月

1-7 既存施設の処理方式及び見直し案

現在稼働している既存施設の処理方式を表 1-7-1 に、浸出水処理フローを図 1-7-1 に示す。

見直し案は表 1-7-2 及び図 1-7-2 に示すとおり、現在稼働している浸出水処理施設 (第 2) の処理方式を見直すものである。本調査においては、見直し案に基づいて、影響の予測等を行う。

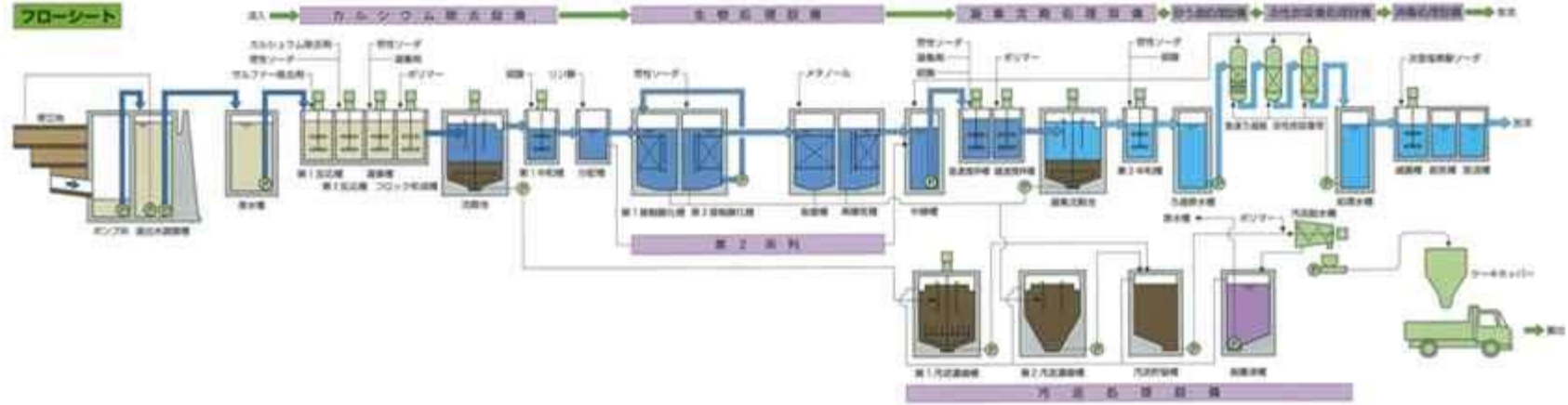
表 1-7-1 既存施設の処理方式

施設名		処理方式
埋立処分地施設	第 2 期	サンドイッチ方式 (セル方式併用)
浸出水処理施設 (第 1 及び第 2)	第 1	カルシウム除去、生物処理 (硝化・脱窒)、凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着、消毒
	第 2	カルシウム除去、生物処理 (硝化・脱窒)、凝集膜分離、活性炭吸着、消毒

表 1-7-2 本調査における浸出水処理施設の処理方式の見直し案

施設名		処理方式	
		現行	見直し案
浸出水処理施設	第 2	カルシウム除去、生物処理 (硝化・脱窒)、凝集膜分離、活性炭吸着、消毒	前処理、生物処理 (硝化・脱窒)、凝集沈殿、砂ろ過、活性炭吸着、消毒

【第1 浸出水処理施設】



【第2 浸出水処理施設】

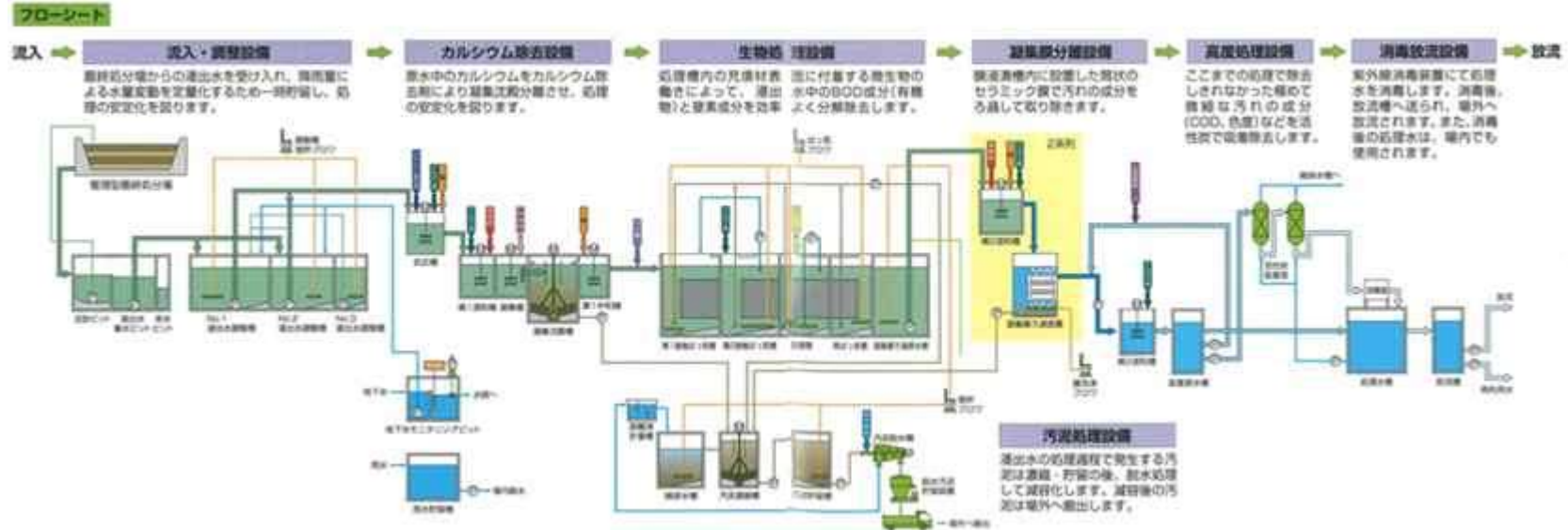


図 1-7-1 既存施設の浸出水処理フロー

1-8 既存施設の構造及び設備

現在稼働している既存施設の構造及び設備の内容を表 1-8-1 及び図 1-8-1～図 1-8-4 に示す。

表 1-8-1 (1) 既存施設の構造及び設備 (第 2 期埋立処分地施設)

項目		内容
埋立概要	埋立対象物	一般廃棄物 (もえないごみを破碎した後の不燃物等、焼却・熔融処理にて発生した飛灰等)
	埋立面積	48,360m ²
	埋立容量	567,700m ³
	埋立期間	約 35 年
	埋立方式	サンドイッチ方式 (セル方式併用)
	埋立構造	準好気性埋立構造
主要施設	貯留構造物	造成工事 切土：84,000m ³ 盛土：79,700m ³ 締切堰堤 切土：3,500m ³ 盛土：25,500m ³ 区画堤 盛土：7,600m ³
	地下水集排水施設	地下水集排水菅 (φ400～φ150) 6,742m 地下水モニタリングピット 2 箇所
	遮水工	遮水シート 上面：ポリウレタンシート 55,510m ² 下面：メタロセン触媒ポリエチレンシート 24,040m ² 電氣的漏水検知システム (ELL) 55,510m ² 中間材 (自己修復材) 55,510m ² ベントナイト混合土 (透水係数=1×10 ⁻⁶ cm/s 以下) 16,400m ³
	雨水集排水施設	ボックスカルバート 235.10m 管理樹 3 基 切替樹 1 基
	浸出水集排水施設	浸出水集排水菅 (φ1000～φ300) 1,690m 浸出水合流樹 1 基 浸出水集水ピット 1 基
	浸出水調整設備	浸出水調整槽：3 槽 7,581m ³ 旧第 1 期調整槽：1 槽 3,500m ³ コンクリート：3,869m ³ 鉄筋：425t
	埋立ガス処理施設	法面ガス抜き菅 (φ200)：796m 堅型ガス抜き菅 (φ200)：11 箇所
	飛散防止設備	フェンス：612m
	道路施設	管理道路：452m
	管理施設	モニタリング井戸 2 基

表 1-8-1 (2) 既存施設の構造及び設備 (浸出水処理施設)

項目		内容
第 1 浸出水処理施設	主要設備	カルシウム除去設備、生物処理設備、凝集沈殿処理設備、砂ろ過処理設備、活性炭吸着処理設備、消毒処理設備
	処理能力	550m ³ /日
	処理水質の基準 (放流水質)	pH：6.5～8.5 T-N：40mg/L 以下 BOD：5mg/L 以下 COD：20mg/L 以下 SS：20mg/L 以下 ダイオキシシン類：10pg-TEQ/L 以下 ※公害防止協定書で定めた基準
第 2 浸出水処理施設 (変更対象)	主要設備	流入・調整設備、カルシウム除去設備、生物処理設備、凝集膜分離設備、高度処理設備、消毒処理設備、汚染処理設備
	処理能力	200m ³ /日
	処理水質の基準 (放流水質)	pH：6.5～8.5 T-N：40mg/L 以下 BOD：5mg/L 以下 COD：20mg/L 以下 SS：20mg/L 以下 ダイオキシシン類：10pg-TEQ/L 以下 ※公害防止協定書で定めた基準

注) pH：水素イオン濃度、T-N：全窒素、BOD：生物化学的酸素要求量、COD：科学的酸素要求量、SS：浮遊物質量



資料) 浜松市平和最終処分場パンフレット (平成18年4月 浜松市平和清掃事業所) より作成

図 1-8-1 既存施設の配置図

【第2期埋立処分地施設】

埋立処分地全景



浸出水集排水管



法面ガス抜き管



縮切堰堤



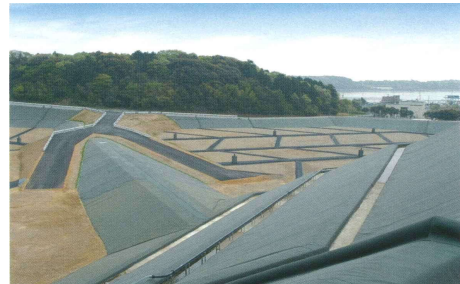
堅型ガス抜き管



頂部固定工



区画堤



浸出水調整槽



地下水モニタリングピット



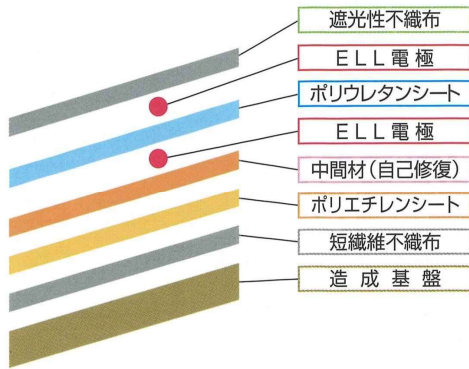
資料) 浜松市平和最終処分場パンフレット (平成18年4月 浜松市平和清掃事業所) より作成

図 1-8-2 (1) 第2期埋立処分地施設の主要な設備

【第2期埋立処分地施設】

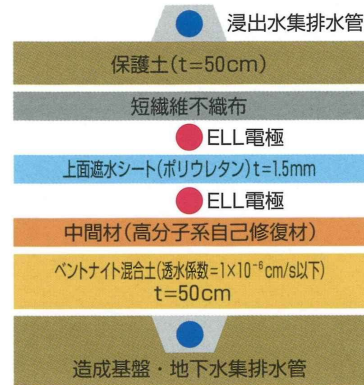
法面遮水構造

法面2段目～5段目



底部遮水構造

底盤部と法面1段目



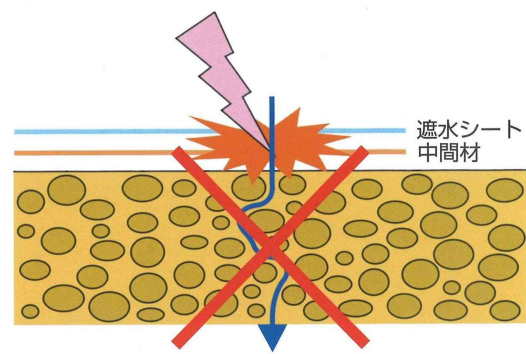
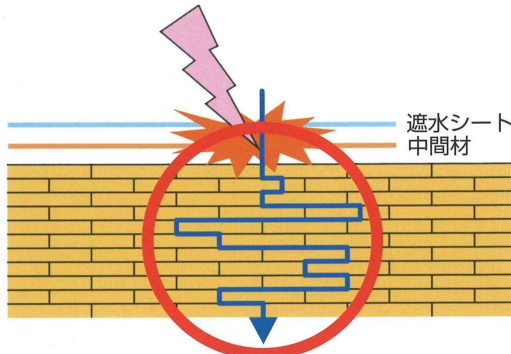
■遮水工の特徴

- ・上面、下面遮水シートのそれぞれの特性を生かし別々の遮水シートを採用。
- ・天然鉱物を用いたベントナイト混合土の遮水層を採用。遮水シートの厚さ1.5mmに対して50cmと厚いことにより二重遮水シートの同時破損より、リスクを軽減。
- ・中間材に万が一破損があっても、中間材の自己修復機能により修復する。

ベントナイト混合土を用いた遮水構造

■ベントナイト混合土の特徴

- ・ベントナイト混合土遮水層は、天然鉱物のベントナイトと土を混合して、締固めて作った自然に優しい天然バリアーである。遮水シートや他の遮水層が破損してもベントナイト混合土が膨潤して浸出水の漏水を防ぐ。

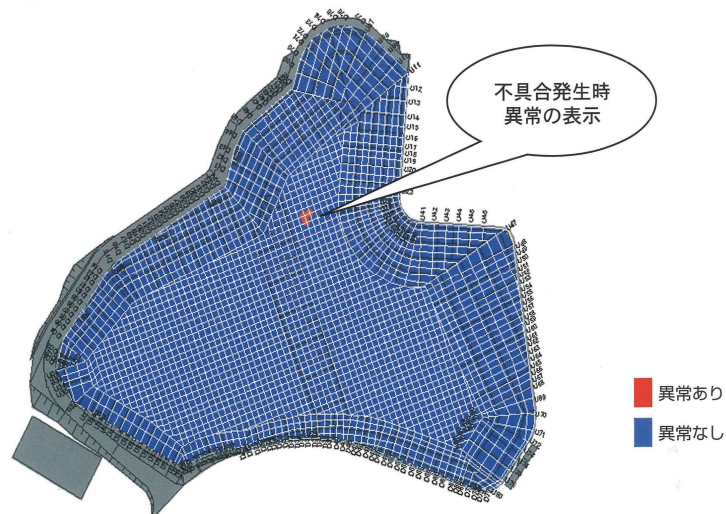


- ・締固めたベントナイト混合土は、ベントナイトの結晶が板状であるため隙間が少なくなり浸出水が通りにくくなる。厚さ50cmのベントナイト遮水層を浸出水が通過するのに約15年以上要する。
- ・通常の土では、石などの間隙を浸出水がすり抜けてしまう。

電氣的漏水検知システム

■電氣的漏水検知システムの特徴

- ・電氣的漏水検知システムにより上面遮水シートのモニタリングを行う。遮水シートに破損が発生した場合、監視モニターに赤色で表示される。



資料) 浜松市平和最終処分場パンフレット (平成18年4月 浜松市平和清掃事業所) より作成

図 1-8-2 (2) 第2期埋立処分地施設の主要な設備

【第1 浸出水処理施設】

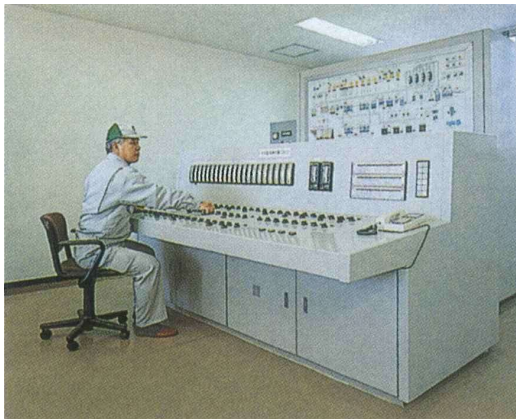
第1 浸出水処理施設



水質検査



中央操作盤



ブロー設備



薬品設備



砂ろ過・活性炭設備



処理水槽



脱水設備



資料) 浜松市平和最終処分場バンフレット (平成18年4月 浜松市平和清掃事業所) より作成

図 1-8-3 第1 浸出水処理施設の主要な設備

【第2 浸出水処理施設】

第2 浸出水処理施設



カルシウム除去・生物処理設備



凝集膜ろ過装置



活性炭吸着塔



浸出水調整槽



汚泥脱水機



フロア設備



薬品注入設備



中央制御室



資料) 浜松市平和最終処分場パンフレット (平成18年4月 浜松市平和清掃事業所) より作成

図 1-8-4 第2 浸出水処理施設の主要な設備

1-9 公害防止対策

(1) 環境保全対策

ア 埋立に関する対策

既存施設において実施している環境保全対策を表 1-9-1 に示す。

表 1-9-1 環境保全対策

区 分	影響要因	環境保全対策	実施状況 ○：実施中 －：実施予定
埋 立 中	浸出水による地下水下流域の汚染	浸出水処理施設、貯留構造物、遮水工、モニタリング	○
	発生ガスによる悪臭、火災	覆土、消火設備、ガス抜き設備	○
	鼠族・昆虫、カラスによる被害	殺虫剤、殺鼠剤の散布、即日覆土の励行	○
	風による灰、ごみの飛散	飛散防止用ネットフェンス、即日覆土の励行、灰の加湿	○
	土砂、ごみの流出、埋立地内への雨水地下水流入	貯留構造物、覆土、土砂留、雨水排水工、遮水工	○
埋立終了後	施設の維持管理	モニタリングシステム、維持管理体制の確立	－
	景観	跡地利用計画	－

資料)平成 13 年度 平和最終処分場第二期建設工事に係る生活環境影響調査結果報告書より作成

イ 水質に関する対策

既存施設の適正な管理を実施するため、以下に示すモニタリングシステムにて、浸出水、放流水及び地下水における水質の監視を行っている。

モニタリングシステムの概要を表 1-9-2 に、モニタリング項目と頻度を表 1-9-3 に示す。

また、浸出水処理施設における現行放流水質基準（自主規制値）を表 1-9-4 に示す。

表 1-9-2 モニタリングシステムの概要

区 分	調査箇所	調査頻度	調査項目
日浸出水量	浸出水調整設備	毎日	日浸出水量、埋立地内水位、浸出水取水設備容量等
	浸出水取水設備		
浸出水処理施設	浸出水処理施設	毎日	流入水量、処理水量、水温、pH 等
水質	浸出水処理施設流入部 (原水)	1 ヶ月ごと	pH、BOD、COD、SS、T-N
		1 ヶ年ごと	排水基準の全項目、ダイオキシン類
	浸出水処理施設流出部 (処理後の放流水)	1 ヶ月ごと	pH、BOD、COD、SS、T-N
		1 ヶ年ごと	排水基準の全項目、ダイオキシン類
	地下水	常時	pH、電気伝導度
		1 ヶ月ごと	塩化物イオン、電気伝導度
1 ヶ年ごと		共同命令に係る地下水当検査項目、ダイオキシン類	
周辺水	1 ヶ年ごと	環境基準の全項目	

注) pH；水素イオン濃度、T-N：全窒素、BOD：生物化学的酸素要求量、COD：科学的酸素要求量、SS：浮遊物質量
資料)平成 13 年度 平和最終処分場第二期建設工事に係る生活環境影響調査結果報告書より作成

表 1-9-3 (1) 浸出水等モニタリング項目と頻度

項目	浸出水原水		浸出水処理水（放流水）		周辺水
	1月に1回	1年に1回	1月に1回	1年に1回	1年に1回
水素イオン濃度(pH)	○	○	○	○	○
生物学的酸素要求量(BOD)	○	○	○	○	○
化学的酸素要求量(COD)	○	○	○	○	○
浮遊物質(SS)	○	○	○	○	○
ルルヘキサン抽出物質含有量	-	○	-	○	○
フェノール類	-	○	-	○	-
銅	-	○	-	○	-
亜鉛	-	○	-	○	-
溶解性鉄	-	○	-	○	-
溶解性マンガン	-	○	-	○	-
クロム	-	○	-	○	-
ふっ素	-	○	-	○	○
大腸菌群数	-	○	-	○	○
全窒素(T-N)	○	○	○	○	○
全リン(T-P)	○	○	○	○	○
カドミウム	-	○	-	○	○
全シアン	-	○	-	○	○
有機リン化合物	-	○	-	○	○
鉛	-	○	-	○	○
六価クロム	-	○	-	○	○
砒素	-	○	-	○	○
総水銀	-	○	-	○	○
アルキル水銀	-	○	-	○	○
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	-	○	-	○	○
トリクロロエレン	-	○	-	○	○
テトラクロロエレン	-	○	-	○	○
ジクロロメタン	-	○	-	○	○
四塩化炭素	-	○	-	○	○
1,2-ジクロロエタン	-	○	-	○	○
1,1-ジクロロエレン	-	○	-	○	○
シス-1,2-ジクロロエレン	-	○	-	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	-	○	-	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	-	○	-	○	○
1,3-ジクロロプロペン	-	○	-	○	○
チラウム	-	○	-	○	○
シマジン	-	○	-	○	○
チオベンカルブ	-	○	-	○	○
ベンゼン	-	○	-	○	○
セレン	-	○	-	○	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	-	-	-	-	○
ほう素	-	○	-	○	○
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	-	○	-	○	-
ダイオキシン類	-	○	-	○	○

注) ○：モニタリングを実施する項目、-：モニタリングを実施しない項目を示す。

資料)平成13年度 平和最終処分場第二期建設工事に係る生活環境影響調査結果報告書より作成

表 1-9-3 (2) 地下水のモニタリング項目と頻度

項目	常時	1月に1回	1年に1回
水素イオン濃度(pH)	○	○	○
電気伝導度	○	○	○
塩化物イオン	—	○	○
カドミウム	—	—	○
全シアン	—	—	○
鉛	—	—	○
六価クロム	—	—	○
砒素	—	—	○
総水銀	—	—	○
アルキル水銀	—	—	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	—	—	○
ジクロロメタン	—	—	○
四塩化炭素	—	—	○
1,2-ジクロロエタン	—	—	○
1,1-ジクロロエチレン	—	—	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	○
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	○
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	○
トリクロロエチレン	—	—	○
テトラクロロエチレン	—	—	○
1,3-ジクロロプロペン	—	—	○
チラウム	—	—	○
シマジン	—	—	○
チオベンカルブ	—	—	○
ベンゼン	—	—	○
セレン	—	—	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	○
ふっ素	—	—	○
ほう素	—	—	○
ダイオキシン類	—	—	○

注) ○：モニタリングを実施する項目、—：モニタリングを実施しない項目を示す。

資料) 平成13年度 平和最終処分場第二期建設工事に係る生活環境影響調査結果報告書より作成

表 1-9-4 浸出水処理施設における現行放流水質基準（自主規制値）

項目	単位	現行放流水質基準 (自主規制値)	項目	単位	現行放流水質基準 (自主規制値)
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと。	ベンゼン	mg/L	0.1 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005 以下	セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03 以下	1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	0.5 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下	ほう素及びその化合物	mg/L	50 以下
有機リン化合物	mg/L	1 以下	ふっ素及びその化合物	mg/L	15 以下
六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200 以下
砒素及びその化合物	mg/L	0.1 以下	水素イオン濃度(pH)	—	6.5～8.5
シアン化合物	mg/L	1 以下	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	5 以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003 以下	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	20 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	浮遊物質(SS)	mg/L	20 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	アルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	動植物油脂類	mg/L	30 以下
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	フェノール類含有量	mg/L	5 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	銅含有量	mg/L	3 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	亜鉛含有量	mg/L	2 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	溶解性鉄含有量	mg/L	10 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	溶解性マンガ含有量	mg/L	10 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	クロム含有量	mg/L	2 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	大腸菌数	CFU/ml	800 以下
チウラム	mg/L	0.06 以下	窒素含有量	mg/L	40 以下
シマジン	mg/L	0.03 以下	リン含有量	mg/L	8 以下
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下

第2章 地域概況の把握

2-1 自然的状況

(1) 気象

事業計画地周辺の気象状況を把握するため、最寄りの気象観測所（事業計画地の東側約6.5km）である浜松特別地域気象観測所の令和7年及び平年値における気象観測結果を整理した。浜松特別地域気象観測所の位置及び風況（令和7年）を図2-1-1に示す。

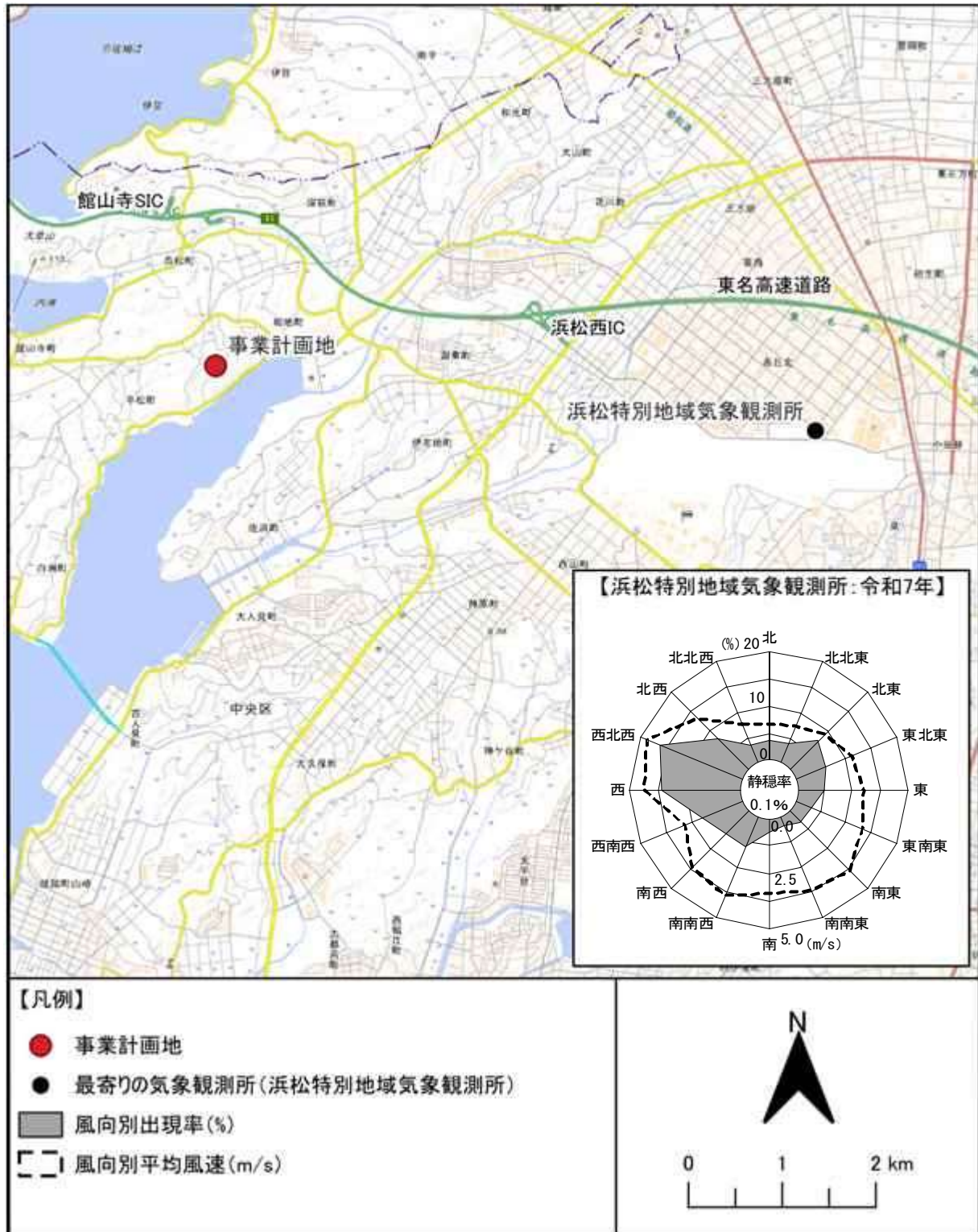


図 2-1-1 浜松特別地域気象観測所の位置及び風況（令和7年）

令和7年における浜松特別地域気象観測所の気象概況を表2-1-1に、月別の平均気温・降水量を図2-1-2に示す。

事業計画地周辺の令和7年における年間平均気温は17.8℃、年間降水量は1,394.0mmである。また、風況は、年間平均風速3.5m/sで西北西の風が卓越している。

表 2-1-1 浜松特別地域気象観測所の気象概況（令和7年）

月	気温(℃)			降水量(mm)	風速(m/s)	風向(-)
	平均	最低	最高	合計	平均	最多風向
1月	6.9	-0.4	16.0	37.5	4.1	西北西
2月	5.6	-1.7	16.2	21.0	4.6	西北西
3月	11.7	2.2	24.0	107.0	3.8	西北西
4月	15.9	6.8	27.3	191.0	3.5	西北西
5月	19.5	9.9	28.8	309.0	3.4	西
6月	24.6	16.2	34.8	201.5	3.1	西
7月	28.4	23.5	37.4	71.0	3.1	南西
8月	29.4	24.6	40.2	9.5	3.3	南西
9月	27.1	19.0	36.6	266.5	3.1	西南西
10月	20.9	11.3	31.9	119.0	2.7	北東
11月	13.9	5.3	23.0	10.0	3.1	西北西
12月	9.9	0.0	21.3	51.0	3.6	西北西
年間	17.8	-1.7	40.2	1,394.0	3.5	西北西
	年間平均値	年間最低値	年間最高値	年間合計値	年間平均値	年間最多風向

出典)「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

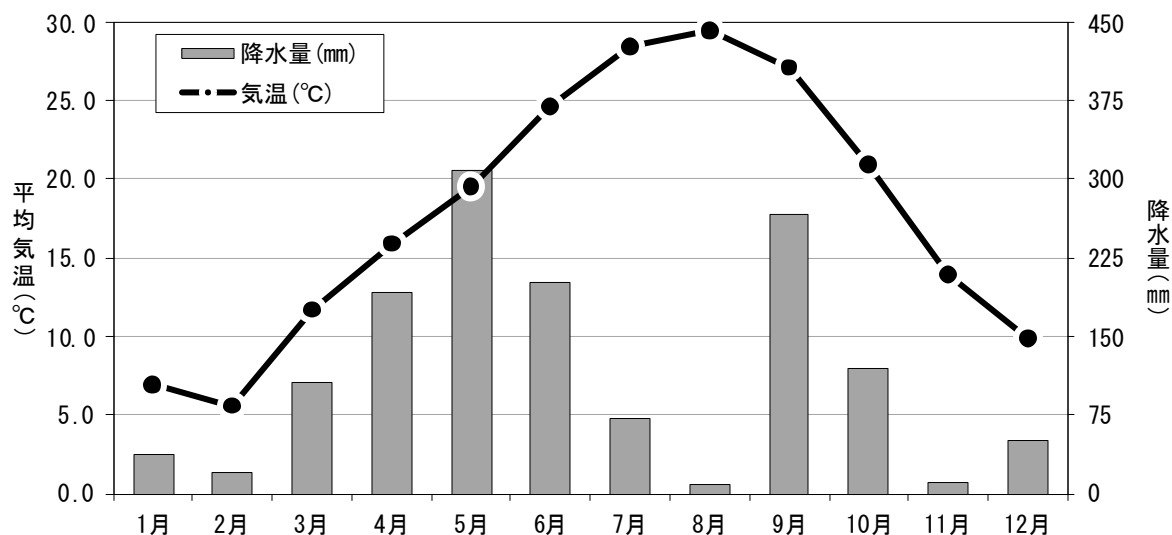


図 2-1-2 浜松特別地域気象観測所における月別の平均気温・降水量（令和7年）

平年値における浜松特別地域気象観測所の気象概況を表 2-1-2 に、月別の平均気温・降水量を図 2-1-3 に示す。

事業計画地周辺の平年値（1991～2020 年）における年間平均気温は 16.8℃、年間降水量は 1843.2mm である。また、風況は、年間平均風速 3.6m/s で西北西の風が卓越している。

表 2-1-2 浜松特別地域気象観測所の気象概況（平年値）

月	気温(℃)			降水量(mm)	風速(m/s)	風向(-)
	平均	最低	最高	合計	平均	最多風向
1月	6.3	2.4	10.6	59.2	4.3	西北西
2月	6.8	2.7	11.5	76.8	4.5	西北西
3月	10.3	5.7	15.0	147.1	3.9	西北西
4月	15.0	10.7	19.6	179.2	3.9	西北西
5月	19.3	15.3	23.7	191.9	3.4	西北西
6月	22.6	19.4	26.6	224.5	3.3	西南西
7月	26.3	23.4	30.3	209.3	3.3	西南西
8月	27.8	24.7	31.8	126.8	3.2	西南西
9月	24.9	21.5	28.8	246.1	3.0	北東
10月	19.6	16.2	23.6	207.1	3.1	北東
11月	14.2	10.4	18.6	112.6	3.3	西北西
12月	8.8	4.8	13.2	62.7	4.1	西北西
年間	16.8	2.4	31.8	1843.2	3.6	西北西
	年間平均値	年間最低値	年間最高値	年間合計値	年間平均値	年間最多風向

注) 平年値は、その時々気象や天候を評価する基準として、連続する 30 年間について算出した累年平均値を示す。
本表は、1991～2020 年の資料から算出された 2020 年平年値である。
出典)「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ)

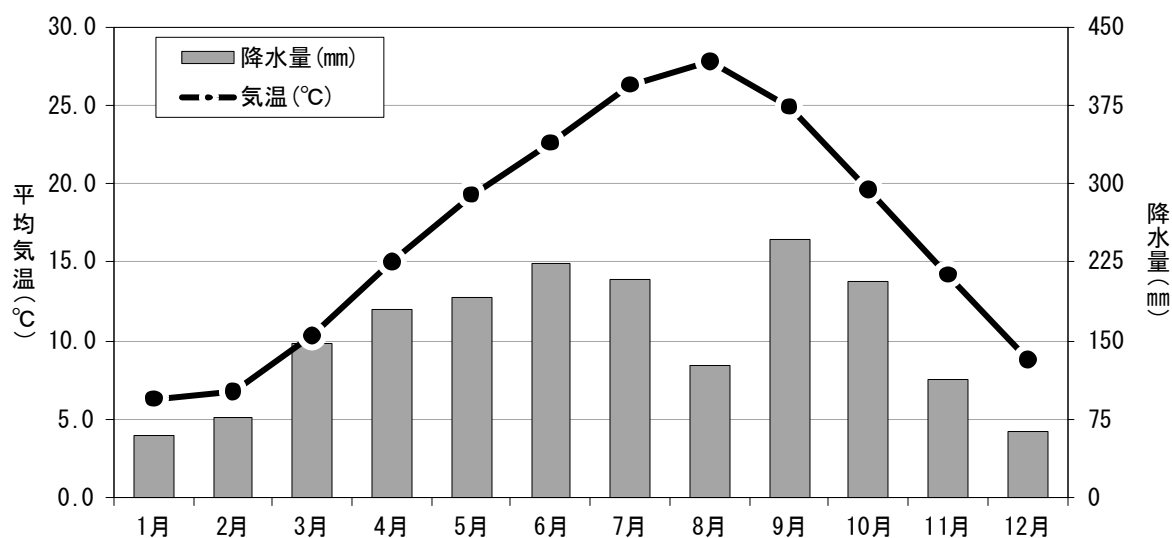


図 2-1-3 浜松特別地域気象観測所における月別の平均気温・降水量（平年値）

(2) 地 象

ア 地 形

事業計画地周辺の地形分類を図 2-1-4 に示す。

事業計画地は、砂礫台地・段丘地（高位）及び扇状地性低地Ⅱに位置している。また、事業計画地周囲には砂礫台地・段丘地（高位）及び扇状地性低地Ⅱが広く分布しており、南側には浜名湖が位置している。



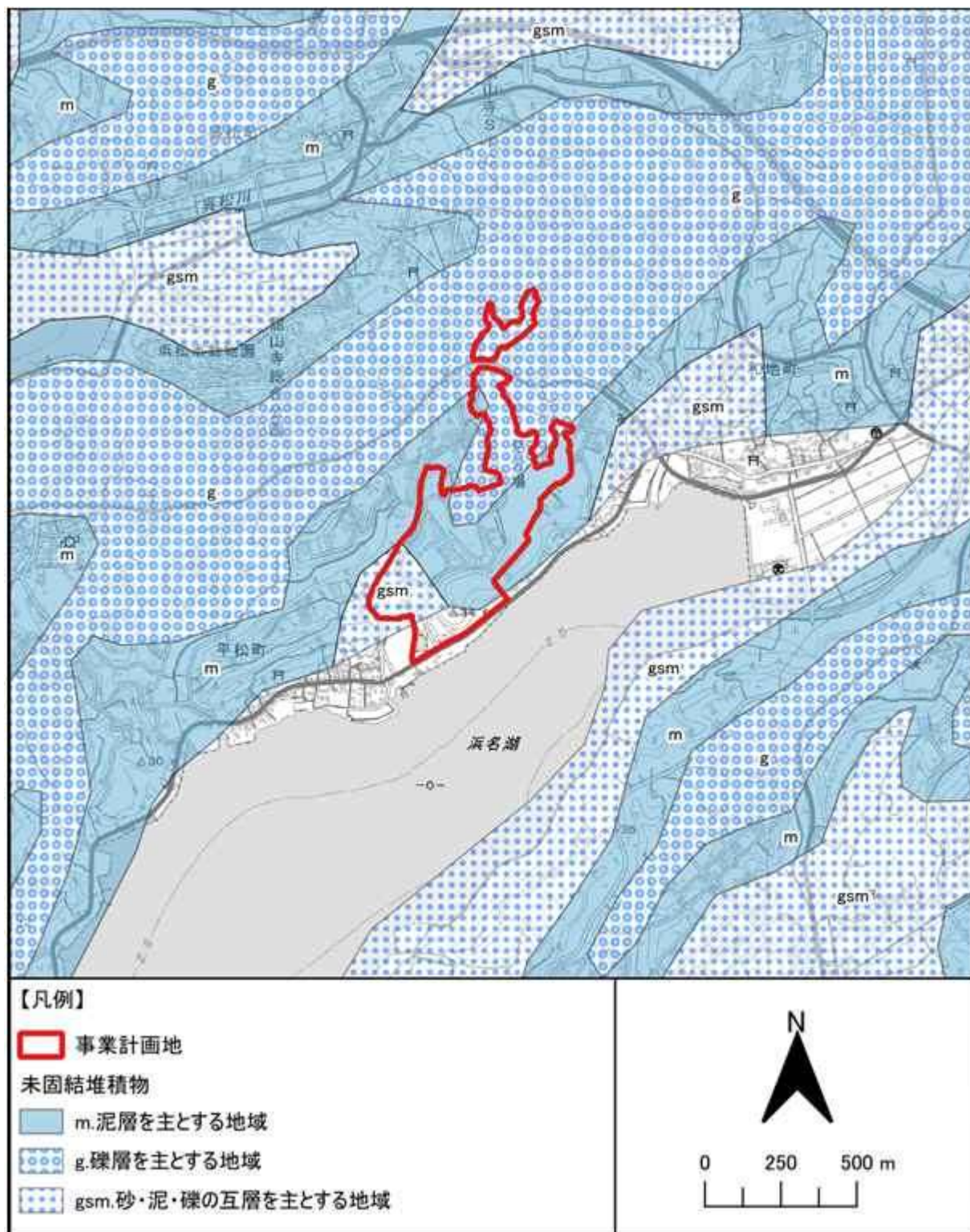
出典)「20万分の1土地分類基本調査(地形分類図 静岡)」(国土数値情報ダウンロードサイト)

図 2-1-4 事業計画地周辺の地形分類

イ 地 質

事業計画地周辺の表層地質を図 2-1-5 に示す。

事業計画地は、北側に礫層を主とする地域、南側に泥層を主とする地域及び砂・泥・礫の互層を主とする地域が分布している。また、事業計画地の周辺も同様に、礫層を主とする地域、南側に泥層を主とする地域及び砂・泥・礫の互層を主とする地域が広く分布している。



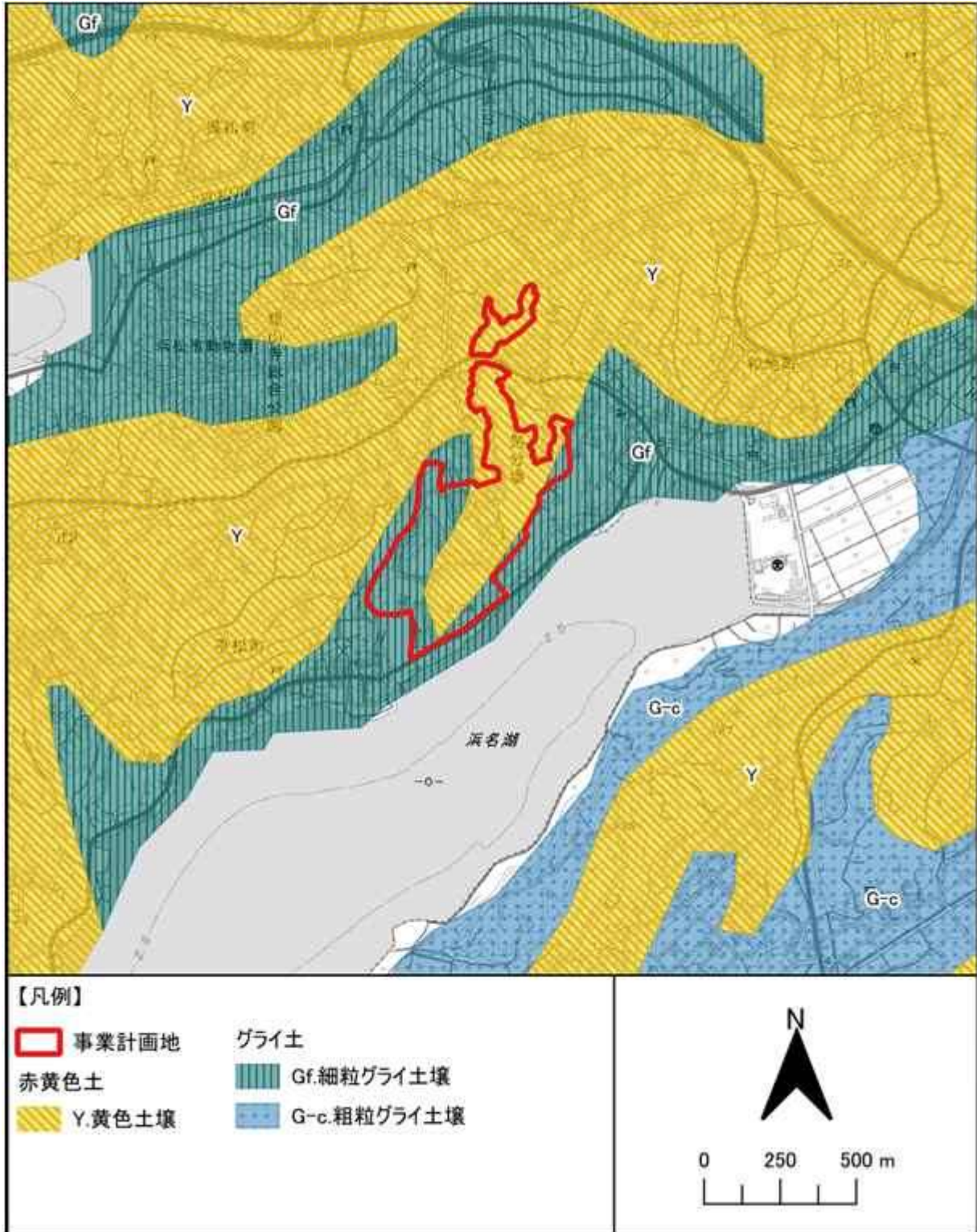
出典)「20 万分の1 土地分類基本調査 (表層地質図 静岡)」(国土数値情報ダウンロードサイト)

図 2-1-5 事業計画地周辺の表層地質

ウ 土 壤

事業計画地周辺の土壌を図 2-1-6 に示す。

事業計画地は、北側に黄色土壌、南側に細粒グライ土壌が分布している。また、事業計画地周辺では、北側に黄色土壌と細粒グライ土壌、南側に粗粒グライ土壌が広く分布している。



出典)「20 万分の1 土地分類基本調査 (土壌図 静岡)」(国土数値情報ダウンロードサイト)

図 2-1-6 事業計画地周辺の土壌

(3) 水 象

ア 湖沼・海域

事業計画地周辺の湖沼の位置を図 2-1-7 に示す。

浜名湖は、本湖と猪鼻湖、細江湖、庄内湖などの支湖からなり、南部の今切口を境に遠州灘（太平洋）から海水が流れ込む、淡水と海水が混ざり合った汽水湖となっている。

なお、浜名湖は地理上では「湖」、河川法上では「川」（都田川水系）、漁業法では「海」として扱われている。



図 2-1-7 事業計画地周辺の湖沼及び水質測定地点の位置

浜名湖における海域の水質汚濁状況（令和6年度）を表2-1-3に、水質測定地点の位置を図2-1-7に示す。

湖沼や海域などの水の汚れの度合いを示す指標の化学的酸素要求量（COD）について、浜名湖全体のCOD（75%値）は1.6～2.8mg/Lの範囲にあり、地点①浜名湖 湖心（A類型）及び地点②浜名湖 新所（A類型）を除くすべての地点で環境基準値を下回っていた。

事業計画地の排水路が接続した庄内湖における地点⑦浜名湖 白州の水質汚濁状況を表2-1-4に示す。

地点⑦浜名湖 白州における生活環境項目の水質測定結果については、水素イオン濃度（pH）は環境基準を超過したが、その他の項目は基準値を下回っていた。

表 2-1-3 浜名湖における水質汚濁状況（令和6年度）

単位：mg/L

図面 No.	水質調査地点	化学的酸素要求量(COD)				類型	環境 基準	適合 状況	R5年度
		日間平均値							75%値
		75%値	平均	最小	最大				75%値
①	浜名湖 湖心	2.2	1.9	1.2	2.5	A	2.0以下	×	2.0
②	浜名湖 新所	2.1	1.9	1.4	2.4	A	2.0以下	×	2.1
③	浜名湖 新居	1.6	1.5	1.2	1.9	A	2.0以下	○	1.5
④	浜名湖 鷺津	2.2	2.0	1.3	2.4	B	3.0以下	○	2.5
⑤	浜名湖 松見ヶ浦	2.1	2.0	1.4	2.4	B	3.0以下	○	2.0
⑥	浜名湖 猪鼻湖	2.8	2.4	1.4	3.7	B	3.0以下	○	2.7
⑦	浜名湖 白洲	2.3	2.1	1.4	2.8	B	3.0以下	○	2.3
⑧	浜名湖 塩田	1.7	1.6	1.2	2.2	B	3.0以下	○	1.4

出典)令和6年度静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果（静岡県）

表 2-1-4 庄内湖における水質汚濁状況（令和6年度）

図面 No.	水質調査地点	項目	単位	平均	最小	最大	類型	環境基準	適合 状況
⑦	浜名湖 白州	水素イオン濃度（pH）	—	—	8.1	8.7	B	7.8～8.3	×
		溶存酸素（DO）	mg/L	8.6	4.9	11		5.0 mg/L以上	○
		化学的酸素要求量（COD）	mg/L	2.1	1.3	3.0		3.0 mg/L以下	○
		大腸菌数	CFU/100ml	77	1	300		—	—
		全亜鉛	mg/L	0.012	—	—	生物特A	0.01 mg/L以下	○
		ノニフェノール	mg/L	<0.00006	—	—		0.0007mg/L以下	○
		LAS	mg/L	<0.0006	—	—		0.006 mg/L以下	○
		底層溶存酸素量	mg/L	7.9	4.2	10	生物2	3.0 mg/L以上	○
		全窒素（T-N）	mg/L	0.62	0.40	0.93	III	0.6 mg/L以下	○
		全リン（T-P）	mg/L	0.050	0.026	0.077		0.05 mg/L以下	○

出典)令和6年度静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果（静岡県）

イ 河 川

事業計画地周辺の主要な河川及び排水路を図 2-1-8 に示す。

事業計画地に近接する庄内湖には、主要な河川として2級河川の花川（河川延長5,200m）及び伊佐地川（河川延長3,250m）が接続し流入している。また、平和最終処分場（既存施設）の浸出水処理施設で適正に処理された処理水は、排水路を通して庄内湖に流れている。

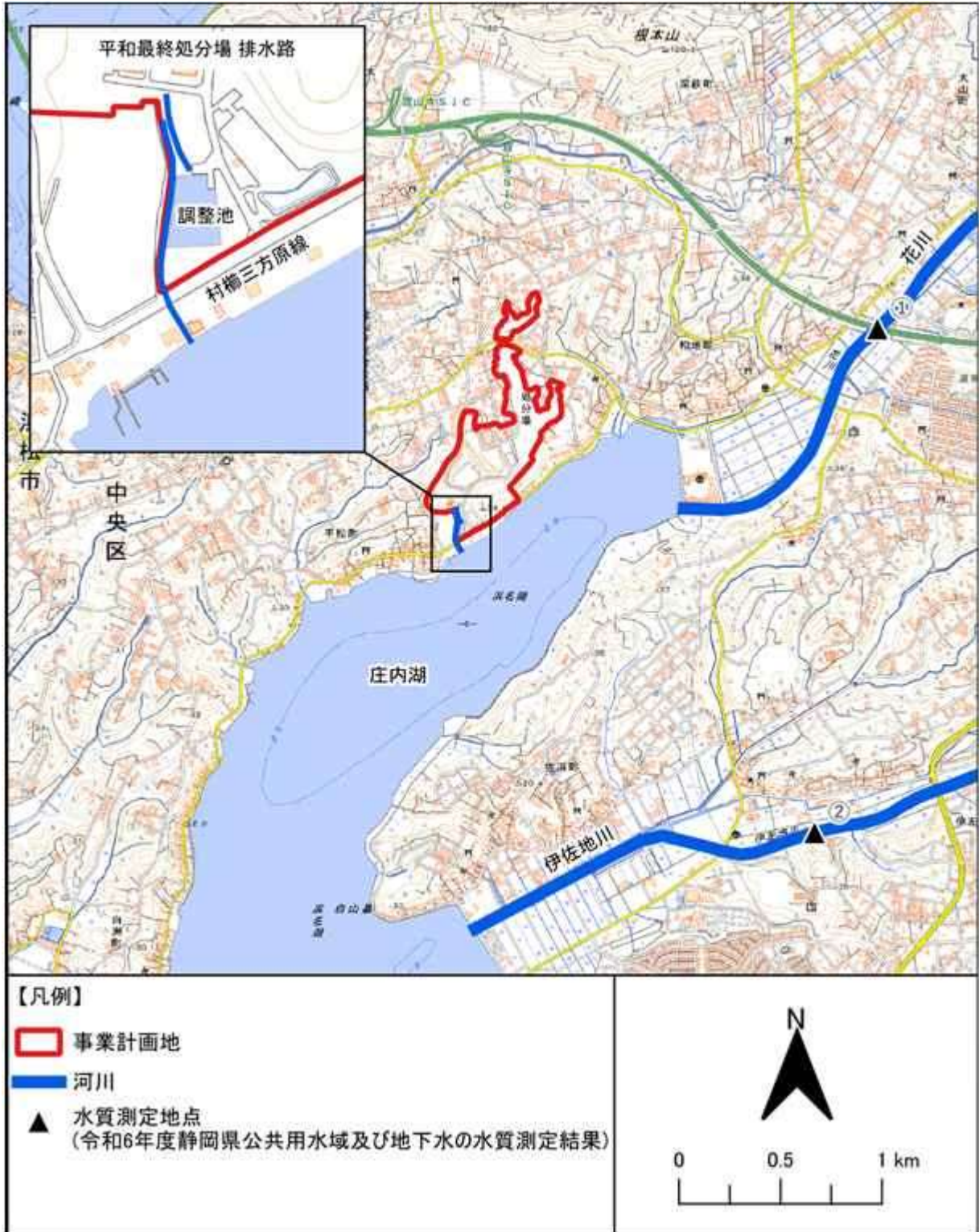


図 2-1-8 事業計画地周辺の河川及び水質測定地点の位置

事業計画地周辺における河川の水質汚濁状況（令和6年度）を表2-1-5に、水質測定地点の位置を図2-1-8に示す。

河川の水の汚れの度合いを示す指標の生物学的酸素要求量（BOD）について、地点①花川 花川橋のBODは0.5～4.0mg/Lの範囲であり、平均値は1.7mg/Lであった。また、地点②伊佐地川 中之谷橋のBODは0.5～1.9mg/L、75%値は1.5mg/Lであり、環境基準を下回っていた。

表 2-1-5 事業計画地周辺における河川の水質汚濁状況（令和6年度）

単位：mg/L

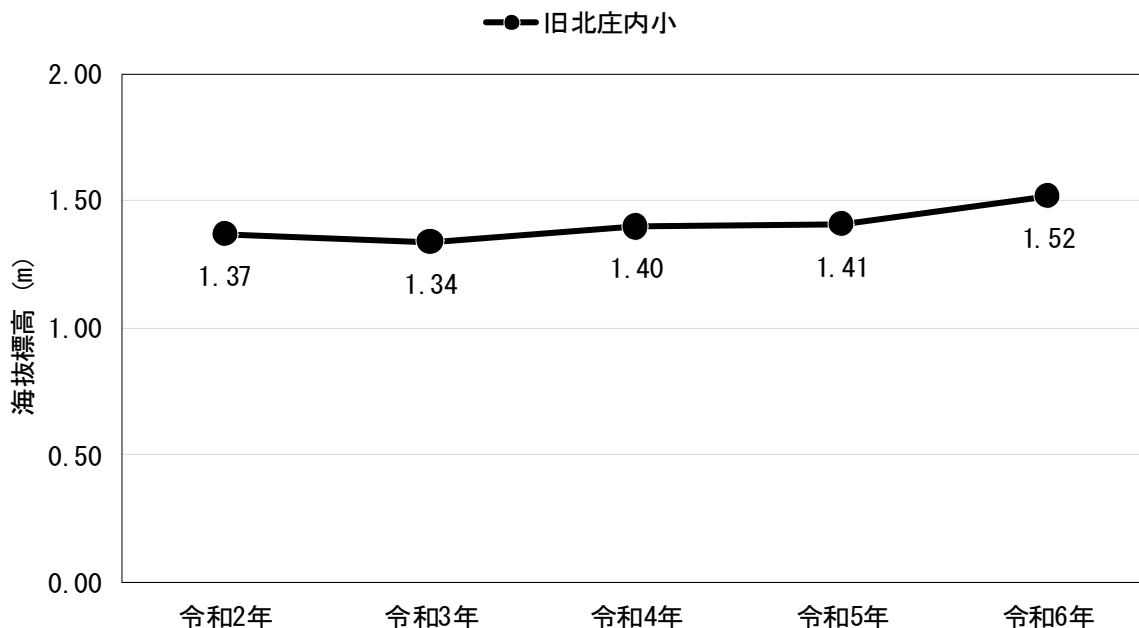
図面 No.	水質調査地点	生物学的酸素要求量（BOD）				類型	環境基準	適合状況	R5年度
		75%値	平均	最小	最大				75%値
①	花川 花川橋	—	1.7	0.5	4.0	—	—	—	—
②	伊佐地川 中之谷橋	1.5	1.0	0.5	1.9	B	3.0以下	○	1.2

注) 地点①花川 花川橋については、河川環境基準類型指定がないため、基準値はない。
出典) 令和6年度静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果（静岡県）

ウ 地下水

事業計画地周辺における地下水位の測定結果を図2-1-9に、地下水位測定地点の位置を図2-1-10に示す。

事業計画地周辺では浜松市中央区の旧北庄内小で地下水位の観測が行われており、過去5年間（令和2～6年）の地下水位は僅かに上昇傾向を示している。



出典) 地下水位観測結果（浜松市ホームページ）

図 2-1-9 事業計画地周辺における地下水位の測定結果



図 2-1-10 事業計画地周辺の地下水位測定地点の位置

2-2 社会的状況

(1) 人口・世帯数

浜松市の人口及び世帯数の推移を表 2-2-1 及び図 2-2-1 に示す。

令和6年10月1日現在の浜松市の人口は785,210人、世帯数は357,979世帯である。令和2年以降の推移は、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向を示している。

表 2-2-1 人口及び世帯数の推移（浜松市）

(各年10月1日現在)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口（人）	800,760	796,829	793,615	789,822	785,210
世帯数	344,732	347,652	351,337	354,797	357,979

出典)「浜松市の人口」(浜松市ホームページ)

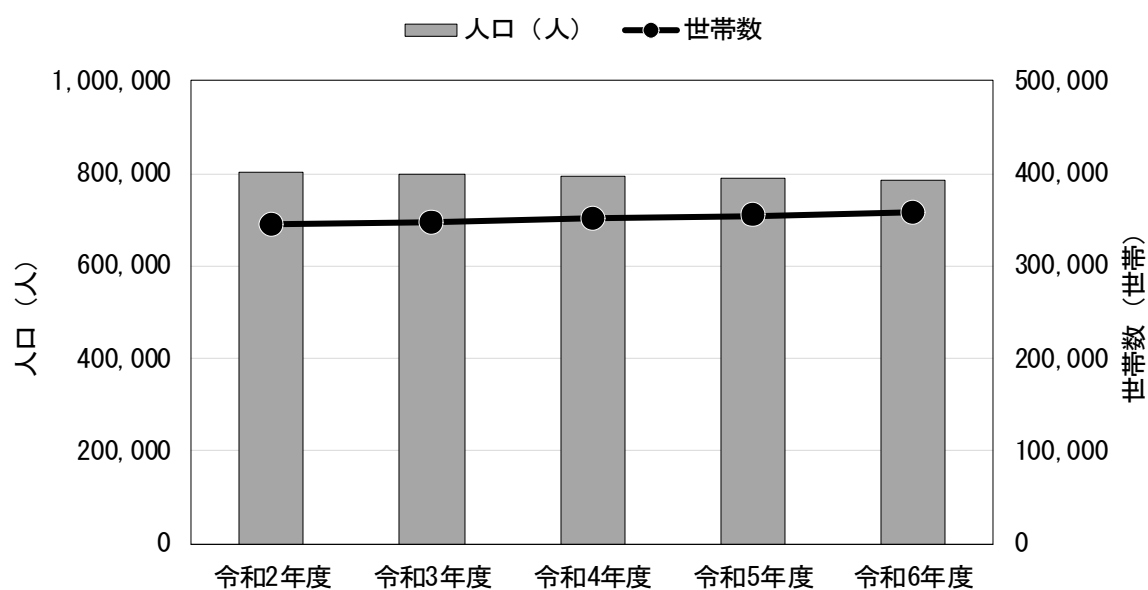


図 2-2-1 人口及び世帯数の推移（浜松市）

(2) 土地利用

ア 土地利用

浜松市の地目別面積の構成割合を表 2-2-2 及び図 2-2-2 に示す。

令和 4 年 1 月 1 日現在の地目別面積の構成割合は、山林が総面積の 51.3%を占めて最も多く、次いで宅地の 17.9%、畑の 17.8%となっている。

表 2-2-2 地目別面積の割合構成（浜松市）

（令和 4 年 1 月 1 日現在）

区 分	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	牧場	鉱泉地 (m ²)	計
面積 (km ²)	105.1	33.0	104.5	301.3	7.9	3.8	31.6	0.0	36.0	587.2
構成 (%)	17.9	5.6	17.8	51.3	1.3	0.6	5.4	0.0	0.0	100.0

注) 構成割合は四捨五入をしているため、合計が100にならない場合がある。

出典)「令和4年度版 浜松市統計書」(浜松市)

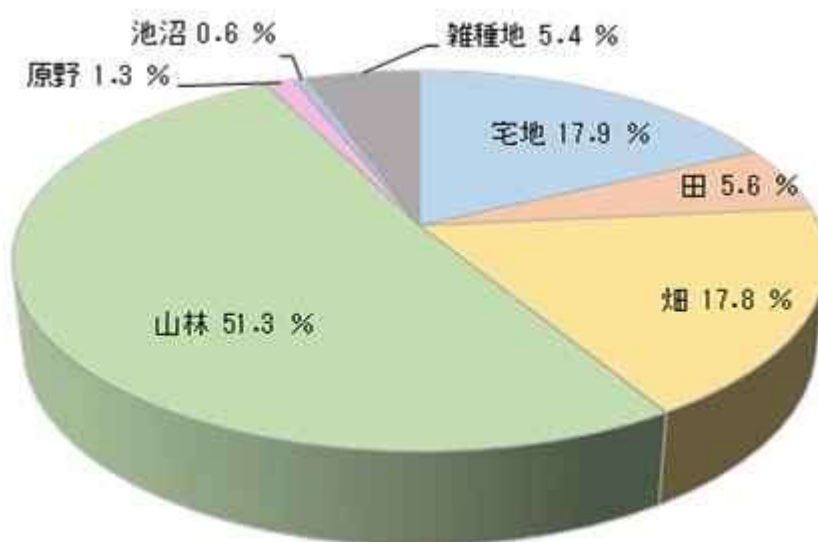


図 2-2-2 地目別面積の割合構成（浜松市）

イ 都市計画区域の指定地域

事業計画地及びその周辺は都市計画区域内の市街化調整区域に指定されている。

(3) 漁業

浜名湖は、幅 200m の今切口で遠州灘に接続している汽水湖で、平均水深は 5m と比較的浅く、複雑な湖岸を持ち、湖内に流入する河川からの栄養分が豊富なことから、多種多様な生物が生息している。

浜名湖における水産業としては、浜名漁業協同組合が設立されており、新居支所、鷲津支所、入出支所、気賀支所、林檎支所、白州支所、雄踏支所において漁業がおこなわれている。

浜名湖における湖面漁業の概要を表 2-2-3 に、魚種別漁獲量を表 2-2-4 に示す。

事業計画地が近接する浜名湖内では、主に湖面漁業が行われており、袋網漁や流し網漁などにより、魚類、エビ類、カニ類を漁獲しているほか、カキと海苔の養殖も行われている。

令和 6 年における浜名湖の漁獲量は、全体で 61,679kg となっている。

表 2-2-3 浜名湖における湖面漁業の概要

魚種	漁獲方法	水揚げ時期 (月)											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
アサリ	採貝漁												
湖アユ	袋網												
タコ	袋網・つぼかご												
ガザミ (ワタリガニ)	袋網												
サヨリ	袋網												
スズキ・セイゴ	袋網・刺し網												
クルマエビ	袋網・タキヤ漁												
クロダイ (シンパを含む)	袋網・刺し網												
天然うなぎ	袋網・つぼかご												
アカアシ (クマエビ)	袋網												
ハゼ	袋網												
カキ	養殖												
海苔	養殖												

出典)「浜松市の水産業」(浜松市)

表 2-2-4 浜名湖における魚種別漁獲量 (令和 6 年)

種 類	漁獲量 (kg)	種 類	漁獲量 (kg)
コノシロ	4,326	アイゴ	528
マイワシ	0	ヒラメ・カレイ類	1,432
ウナギ	6,022	カワハギ	68
シラスウナギ	407	雑魚	4,208
アナゴ	9	クルマエビ	709
サヨリ	34	クマエビ	1,394
ボラ	928	カニ	642
カマス	195	ノコギリガザミ	6,676
サバ	0	雑エビ	2,252
マアジ	1,583	雑カニ	2,456
カンパチ	7	イカ類	930
スズキ	6,866	タコ	300
キス	498	小 計	49,048
クロダイ	3,435	ハマグリ	12,451
キビレ	1,134	アサリ	180
ハゼ(マハゼ)	1,179	合 計	61,679
コチ	830		

出典)「水産・海洋技術研究所 浜名湖内漁獲情報」(静岡県)

(4) 水利用

ア 上水道

浜松市及び静岡県における令和5年度の上水道の年間取水量を表2-2-5に示す。

静岡県全体では、上水道水源の約半分を地下水が占めている。浜松市では、取水ダムからの直接取水と浄水受水が多くを占めているが、地下水(主に伏流水や深層地下水)からの取水も一定量ある。

表 2-2-5 上水道事業年間取水量及び浄水量一覧

単位：千m³

行政区分	年間取水量	表流水				地下水			その他(湧水等)	浄水受水
		河川水(自流)	ダム直接	ダム放流	湖水	伏流水	浅層地下水	深層地下水		
浜松市	93,580	1,441	29,946	—	—	12,390	751	10,343	—	38,709
静岡県	506,230	48,194	30,143	3,104	345	32,834	20,621	220,054	33,803	117,132

注) 「—」は該当する取水がないことを示す。

出典) 「令和5年度静岡県の水道の現況」(静岡県ホームページ)

イ 下水道

浜松市及び静岡県における下水道整備状況を表2-2-6に示す。静岡県内の汚水処理人口普及率は86.5%、下水道処理人口普及率は66.4%である。浜松市の汚水処理人口普及率は91.7%、下水道処理人口普及率は82.0%であり、静岡県全体を上回っている。

表 2-2-6 下水道の整備の状況

行政区分	人口(千人)	汚水処理人口(千人)	汚水処理人口普及率(%)	下水道処理人口(千人)	下水道処理人口普及率(%)
浜松市	781	716	91.7	640	82.0
静岡県	3,559	3,077	86.5	2,362	66.4

出典) 「静岡県における令和6年度末の汚水処理人口普及率」(静岡県ホームページ)

(5) 廃棄物

ア ごみ処理施設

浜松市内において、地方自治体が運営するごみ処理施設としては、焼却・溶融施設が 2 施設、
破碎・保管施設が 3 施設、埋立処分場が 4 施設挙げられる。

浜松市内におけるごみ処理施設の位置を、図 2-2-3 に示す。



図 2-2-3 浜松市内におけるごみ処理施設の位置

7) 焼却・溶融施設

焼却・溶融施設は、もえるごみや連絡ごみを破碎した後の可燃物を焼却・溶融処理するための施設であり、浜松市内で現在稼働している地方自治体の焼却・溶融施設は、天竜エコテラスと西部清掃工場である。

なお、昭和56年から稼働していた南部清掃工場は老朽化のため令和6年3月31日に閉鎖し、新しく建設された天竜エコテラスが令和6年4月1日から供用を開始している。

浜松市内で稼働している地方自治体の焼却・溶融施設を表 2-2-7 に、位置を図 2-2-3 に示す。

表 2-2-7 (1) 天竜エコテラス

施設名称	浜松市天竜エコテラス（天竜清掃工場）		
所在地	浜松市天竜区青谷 1461		
敷地面積	434,952.26m ²		
建築構造規模	鉄骨、鉄骨・鉄筋コンクリート、 鉄筋コンクリート造	地上7階建	
	工場棟	建築面積	10,819.53m ²
		延床面積	25,071.63m ²
	付属棟	建築面積	2,670.15m ²
		延床面積	3,225.68m ²
	合計	建築面積	13,489.68m ²
延床面積		28,297.31m ²	
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉		
処理能力	199.5t/日×2炉=399t/日		
竣工年月日	令和6年3月31日		

出典)「施設案内」(浜松市ホームページ)

表 2-2-7 (2) 西部清掃工場

施設名称	西部清掃工場		
所在地	浜松市中央区篠原町 26098 番地の 1		
敷地面積	66,960.25m ²		
建築構造規模	鉄骨、鉄骨・鉄筋コンクリート、 鉄筋コンクリート造	地上5階建	
	工場棟	建築面積	8,807.21m ²
		延床面積	13,293.53m ²
	付属建物	建築面積	1,493.15m ²
		延床面積	2,078.81m ²
	合計	建築面積	10,300.36m ²
延床面積		15,373.33m ²	
処理方式	キルン式ガス化溶融炉		
処理能力	164.9t/24時間×3炉		
竣工年月日	平成21年1月31日		

出典)「施設案内」(浜松市ホームページ)

イ) 破碎・保管施設

破碎・保管施設は、もえないごみや資源物を破碎・選別・減容し、一部を再資源化するための施設であり、浜松市内で現在稼働している地方自治体の破碎・保管施設は、天竜エコテラス、引佐中間処理施設及び平和最終処分場（資源物ストックヤード）である。

なお、平和最終処分場内で平成5年から稼働していた平和破碎処理センターは、老朽化のため令和6年3月31日に稼働を停止し、新しく建設された天竜エコテラスが令和6年4月1日から供用を開始している。

浜松市内で稼働している地方自治体の破碎・保管施設を表 2-2-8 に、位置を図 2-2-3 に示す。

表 2-2-8 (1) 天竜エコテラス

施設名称	天竜エコテラス（天竜清掃工場）
所在地	浜松市天竜区青谷 1461
設備構成	破碎設備（もえないごみ、粗大ごみ）
	選別設備（プラスチック製容器包装）
	簡易破碎設備（ライター、スプレー缶、蛍光管）
	保管設備（びん類、小型家電、特定品目、自転車）
処理能力	64t/日（破碎設備：38t/日、選別設備：26t/日）
竣工年月日	令和6年3月31日

出典）「施設案内」（浜松市ホームページ）

表 2-2-8 (2) 引佐中間処理施設

施設名称	引佐中間処理施設
所在地	浜名区引佐町三岳 610 番地の 3
設備構成	破碎設備（スプレー缶・ライター処理機、蛍光管破碎機）
処理能力	スプレー缶破碎：1,200 本/時間 ライター破碎：4,000 本/時間 蛍光管破碎：直管型 6,000 本/時間 環型 2,000 本/時間
竣工年月日	平成 25 年 4 月 1 日

出典）「浜松市一般廃棄物処理基本計画（令和4年4月改定）」（浜松市）

表 2-2-8 (3) 平和最終処分場（資源物ストックヤード）

施設名称	平和最終処分場（資源物ストックヤード）	
所在地	中央区平松町 77 番地	
保管品目	びん（無色、茶色、その他）	プラスチック製容器包装
保管面積	106m ²	980m ³
保管容量	171m ²	1,960m ³

出典）「浜松市一般廃棄物処理基本計画（令和4年4月改定）」（浜松市）

ウ) 埋立処分場

埋立処分場は、もえないごみを破砕した後の不燃物等や、焼却・熔融処理にて発生した残さ（飛灰等）を最終処分するための施設であり、浜松市内で現在稼働している地方自治体の埋立処分場は、平和最終処分場、浜北環境センター、舞阪吹上第2廃棄物最終処分場及び引佐最終処分場である。

浜松市内で稼働している地方自治体の埋立処分場を表 2-2-9 に、位置を図 2-2-3 に示す。

表 2-2-9 (1) 平和最終処分場

施設名称	平和最終処分場	
所在地	浜松市中央区平松町 77 番地	
	第 1 期	第 2 期
埋立面積	71,575m ²	48,360m ²
埋立容量	810,719m ³	567,700m ³
埋立期間	令和元年 9 月廃止	約 35 年
埋立方式	サンドイッチ方式（セル方式併用）	
浸出水処理施設	建築面積 467.29m ²	建築面積 291.69m ²
	延床面積 923.80m ²	延床面積 790.96m ²
処理能力	230m ³ /日	150m ³ /日
竣工年月日	平成 2 年 9 月	平成 19 年 3 月

出典)「浜松市一般廃棄物処理基本計画(令和4年4月改定)」(浜松市)

表 2-2-9 (2) その他の最終処分場

施設名称	浜北環境センター	舞阪吹上第2廃棄物 最終処分場	引佐最終処分場
所在地	浜松市浜名区灰木 172 番地	浜松市中央区舞阪町舞阪 2621 番地の 26	浜松市浜名区引佐町三岳 610 番地の 3
埋立面積	12,315m ²	6,555m ²	9,445m ² (第1期埋立区画)
埋立容量	60,273m ³	39,500m ³	77,300m ³ (第1期埋立区画)
埋立期間	約 20 年	約 42 年	約 48 年
埋立方式	セル方式	サンドイッチ方式	セル&サンドイッチ方式
浸出水処理施設	建物面積 706 m ²	—	建築面積 448.31m ²
	延床面積 1,068.47m ²	—	延床面積 558.26m ²
処理能力	50m ³ /日	—	60m ³ /日
竣工年月日	平成 14 年 4 月	平成 8 年 7 月	平成 9 年 4 月

出典)「浜松市一般廃棄物処理基本計画(令和4年4月改定)」(浜松市)

イ ごみ処理量

浜松市におけるごみ排出量一覧を表 2-2-10 に、推移を図 2-2-4 に示す。

令和 5 年度における浜松市のごみの排出量は 197,552t、資源物の排出量は 18,010t、集団回収等の排出量は 7,169t であり、ごみの総排出量は 222,731t、浜松市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 770g/人・日となっている。

令和元年以降の推移は、ごみ総排出量と市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量ともに減少傾向を示している。

表 2-2-10 浜松市におけるごみ排出量一覧

項目	細目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみの排出量 (t)	もえるごみ	(1)	211,747	202,962	200,160	197,109	187,908
	もえないごみ	(2)	5,995	6,697	5,852	5,150	4,629
	連絡ごみ等	(3)	4,136	4,718	4,936	5,049	5,016
	上記の計	A	221,879	214,378	210,948	207,308	197,552
資源物の排出量 (t)	びん	(4)	4,231	4,227	4,065	3,981	3,835
	缶	(5)	2,963	2,727	2,383	2,351	2,209
	ペットボトル	(6)	1,602	1,732	1,768	1,668	1,734
	プラスチック製容器包装	(7)	6,444	6,544	6,432	6,293	6,057
	特定品目	(8)	431	467	443	431	412
	魚アラ	(9)	4,998	4,480	4,063	3,910	3,763
	上記の計	B	20,671	20,177	19,153	18,634	18,010
	ごみと資源物の計	C	242,550	234,555	230,101	225,942	215,562
集団回収等の排出量 (t)	集団回収等 (拠点回収含む)	D	11,270	8,491	8,316	8,152	7,169
ごみ総排出量 (t)	ごみ・資源物・集団回収の計 (C+D)	E	253,820	243,046	238,418	234,095	222,731
浜松市人口※外国人を含む (人)	(10)	802,856	800,760	796,829	793,615	789,822	
市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	F	864	832	820	808	770	

出典)「諸統計」(浜松市ホームページ)

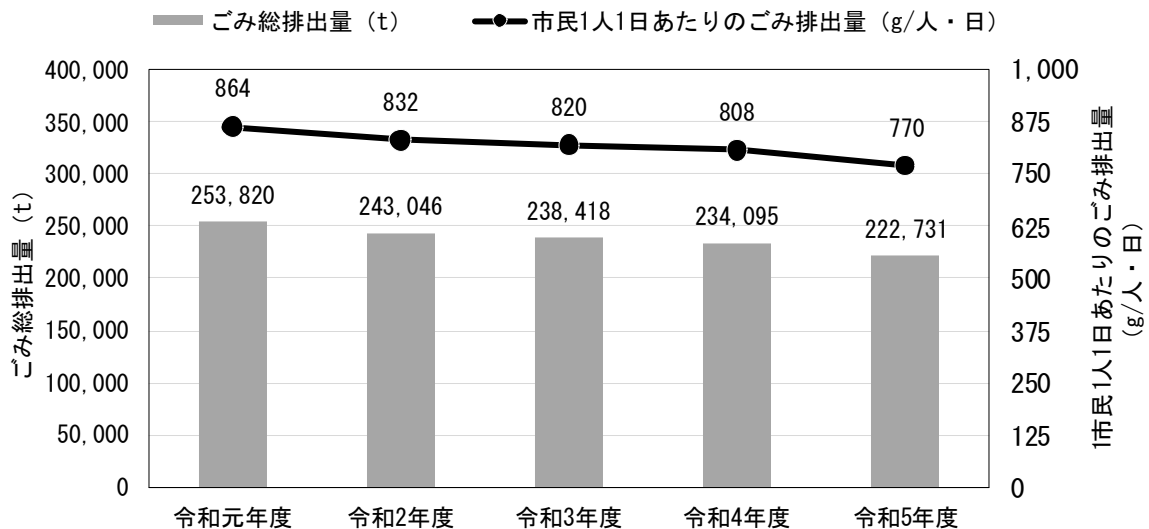


図 2-2-4 浜松市におけるごみ排出量の推移

(6) 交通

事業計画地周辺の道路交通センサス調査結果を表 2-2-11 に、主要な道路を図 2-2-5 に示す。

事業計画地周辺の主要な道路として、県道 48 号館山寺鹿谷線及び県道 319 号村櫛三方原線が東西に走っている。

事業計画地へのアクセス路となる③県道 48 号館山寺鹿谷線の 12 時間交通量は 7,972 台、24 時間交通量は 10,124 台、昼間における大型車混入率は 6.9%となっている。

表 2-2-11 事業計画地周辺の道路交通センサス調査結果（令和 3 年度）

路線名	図面 No.	交通量調査 区間番号	12 時間交通量（台）			24 時間交通量（台）			大型車混入率 昼間 12 時間 (%)
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
東名高速道路	①	22130-00200	10,836	7,458	18,294	13,746	14,128	27,874	40.8
県道 48 号 館山寺鹿谷線	②	22130-40150	6,363	470	6,833	7,870	808	8,678	6.9
県道 48 号 館山寺鹿谷線	③	22130-40160	7,421	551	7,972	9,196	928	10,124	6.9
県道 49 号 細江舞阪線	④	22130-40210	4,991	534	5,525	6,136	826	6,962	9.7
県道 49 号 細江舞阪線	⑤	22130-40220	7,191	967	8,158	9,309	1,128	10,437	11.9
県道 319 号 村櫛三方原線	⑥	22130-60540	751	35	786	864	56	920	4.5
県道 319 号 村櫛三方原線	⑦	22130-60550	9,183	874	10,057	11,415	1,357	12,772	8.7
県道 320 号 引佐館山寺線	⑧	22130-60580	3,128	318	3,446	3,805	503	4,308	9.2
県道 368 号 湖東館山寺線	⑨	22130-60820	1,256	107	1,363	1,469	153	1,622	7.9
県道 368 号 湖東館山寺線	⑩	22130-60830	1,545	167	1,712	1,813	224	2,037	9.8

出典)「令和 3 年度道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)

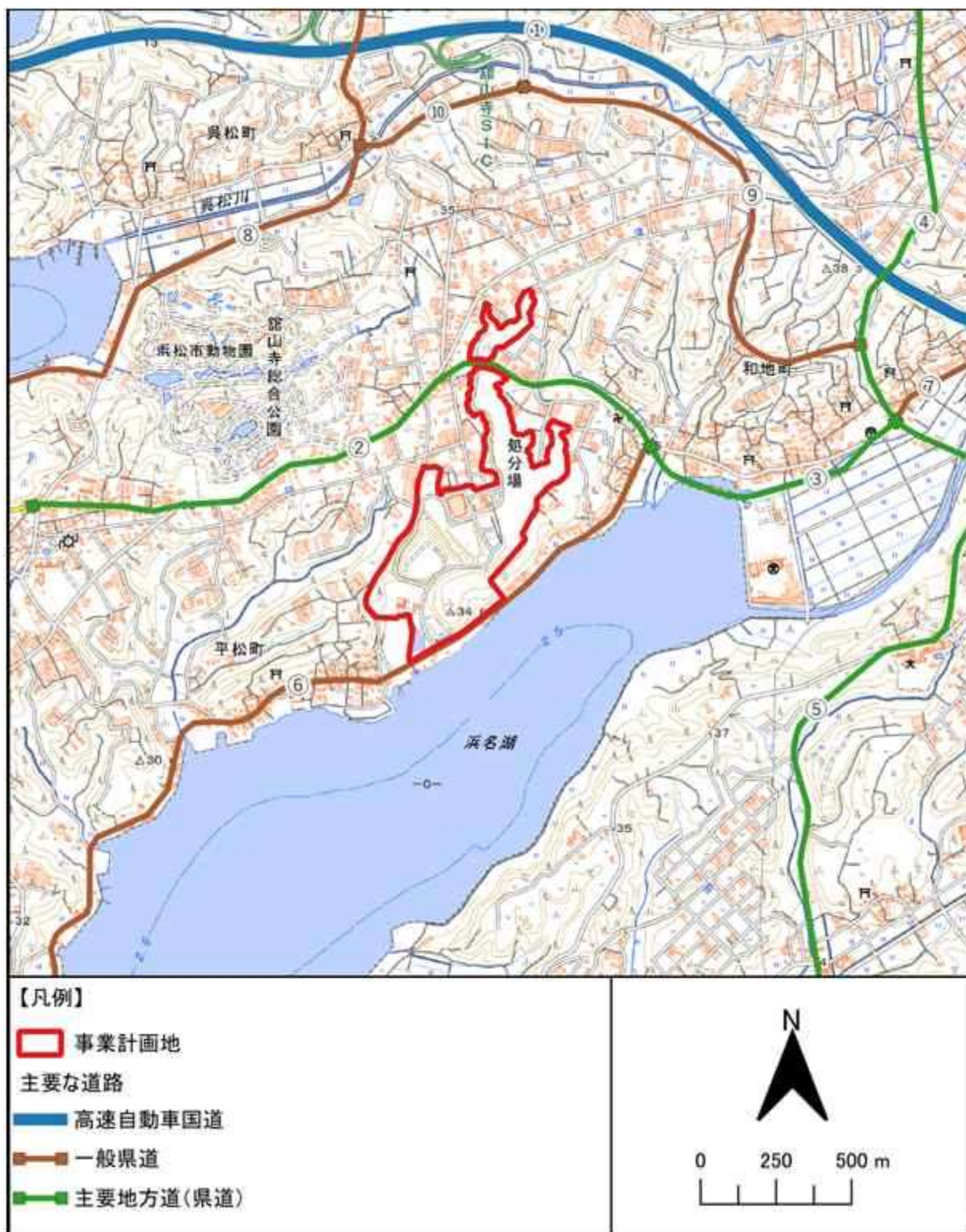


図 2-2-5 事業計画地周辺の主要な道路

(7) 最寄りの人家及び環境保全に配慮が必要な施設

最寄りの人家及び環境保全に配慮が必要な施設の位置を、図 2-2-6 に示す。

本調査における対象施設（浸出水処理施設）に最も近い人家は、南南東約 180m に位置する。なお、対象施設の半径 500m 圏内には、教育施設、医療施設、社会福祉施設、図書館等の環境保全に配慮が必要な施設は存在しない。

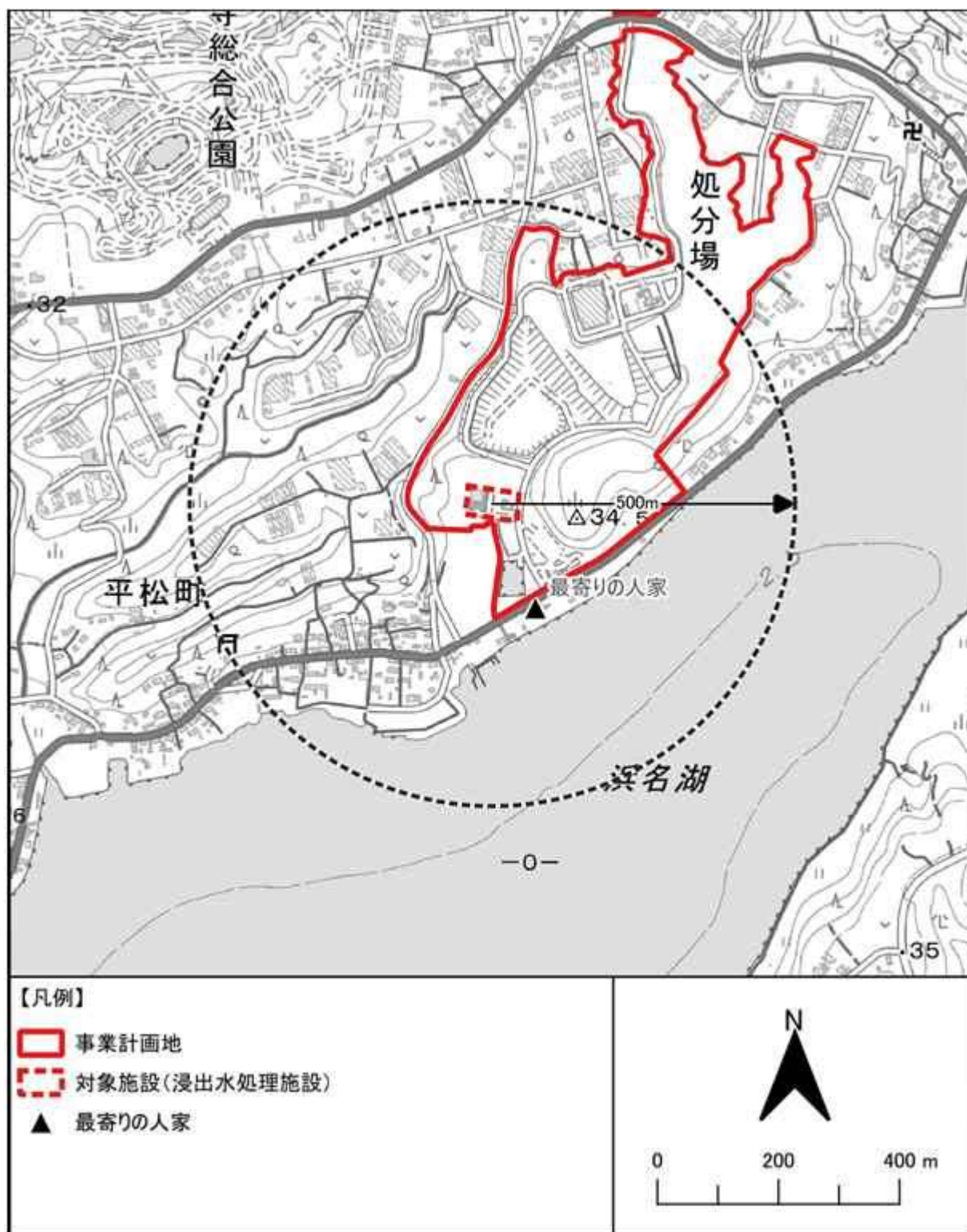


図 2-2-6 最寄りの人家及び環境保全に配慮が必要な施設

(8) 公害苦情

浜松市における年度別の公害苦情件数を表 2-2-12 に、公害苦情件数の推移を図 2-2-7 に示す。

浜松市における令和 5 年度の苦情件数は、典型 7 公害における悪臭の 236 件が最も多く、次いで騒音が 138 件となっており、総数は 444 件で前年度より 32 件増加している。

なお、本調査における既存施設（平和最終処分場）においては平成 2 年の供用開始から特に問題となるような公害苦情は寄せられていない。

表 2-2-12 公害苦情件数（浜松市）

年度	典型 7 公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
令和元年度	24	57	0	126	4	0	211	11	433
令和 2 年度	29	45	0	148	8	0	229	21	480
令和 3 年度	21	43	0	129	7	0	206	11	417
令和 4 年度	16	58	0	118	8	0	199	13	412
令和 5 年度	17	42	0	138	5	0	236	6	444

出典)「公害苦情の状況」(浜松市ホームページ)

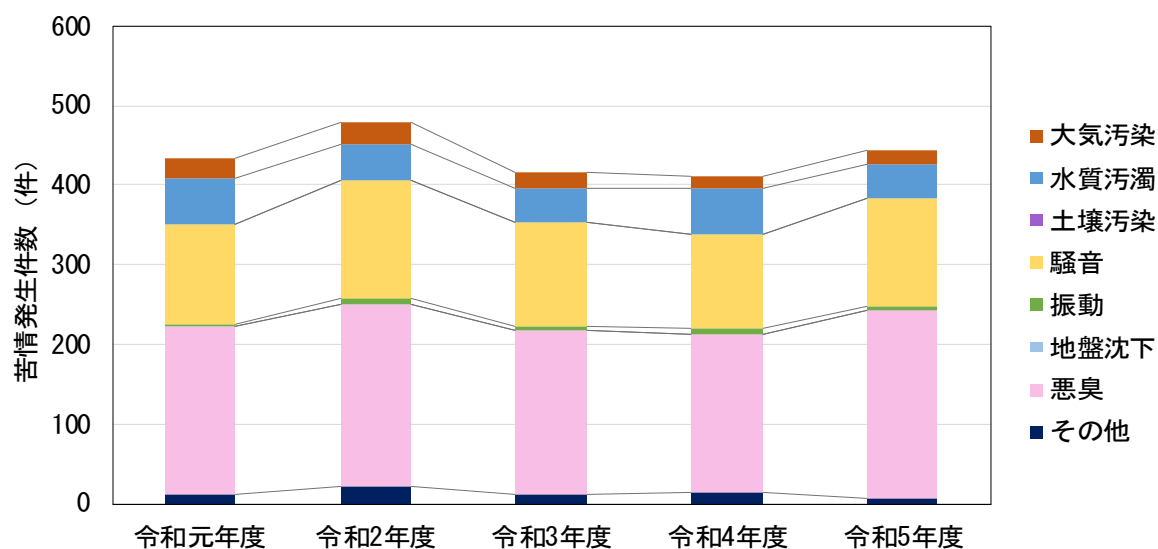


図 2-2-7 公害苦情件数の推移（浜松市）

(9) 主要な公害等の発生源

事業計画地周辺は人家や農家が多い地域であり、公害等の発生源となる大規模な工場や事業所は存在しない。

2-3 関係法令等

(1) 騒音

ア 環境基本法に基づく環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、表 2-3-1 に示す騒音に係る環境基準が定められている。

表 2-3-1 騒音に係る環境基準

<一般地域>

地域の 類型	類型当てはめ地域 (浜松市)	基準値	
		昼間 (6~22時)	夜間 (22~翌6時)
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、浜名区の一部	55dB 以下	45dB 以下
B	第1種住居地域（特別工業地区を除く。）、 第2種住居地域（特別工業地区を除く。）、 準住居地域、 都市計画区域内の用途地域の定めのない地域（浜松飛行場を除く。）、 旧春野、旧佐久間、旧水窪及び旧龍山地域自治区の一部	55dB 以下	45dB 以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、 特別工業地区	60dB 以下	50dB 以下

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

<道路に面する地域>

地域の区分	基準値	
	昼間 (6~22時)	夜間 (22~翌6時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

<幹線交通を担う道路に近接する空間における特例>

基準値	
昼間 (6~22時)	夜間 (22~翌6時)
70dB 以下	65dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

注 1) 幹線交通を担う道路とは、次に掲げる道路をいう。

注 2) (1) 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）

(2) 一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路

注 3) 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

資料) 平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号、平成 24 年浜松市告示第 214 号

イ 騒音規制法に基づく規制基準

騒音規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例では、著しい騒音が発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を特定工場等と呼び（表 2-3-2）、騒音の大きさを規制している。

特定工場等に係る騒音の規制基準を表 2-3-3 に示す。

表 2-3-2 特定施設の種類の種類

大分類	小分類	騒音規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5 kW 以上	すべて
	製管機械	すべて	
	ベンディングマシン（ロール式）	原動機の定格出力3.75 kW 以上	
	液圧プレス	矯正プレスを除く。	
	機械プレス	呼び加圧能力294 kN 以上	呼び加圧能力49 kN 以上
	せん断機	原動機の定格出力3.75 kW 以上	
	鍛造機	すべて	
	ワイヤフォーミングマシン	すべて	
	プラスト	クランプラスト以外のものであって密閉式のを除く。	
	クンパー	すべて	
	旋盤	(規制対象外)	すべて
	ボール盤		
	平削り盤		
	型削り盤		
切断機	といしを用いるものに限る。	高速切断機	
研磨機	(規制対象外)	工具用研磨機を除く。	
空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力7.5 kW 以上	原動機の定格出力3.75 kW 以上	
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力7.5 kW 以上		
織機	織機	原動機を用いるものに限る。	
	紡績機械	(規制対象外)	すべて
	撚糸機		
	製紐機		
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上	すべて
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200 kg 以上	
穀物用製粉機（ロール式）	原動機の定格出力7.5 kW 以上	原動機の定格出力3.75 kW 以上	
木材加工機械	ドラムバナー	すべて	すべて
	チップパー	原動機の定格出力2.25 kW 以上	
	碎木機	すべて	
	帯のこ盤	製材用…原動機の定格出力15 kW 以上	
	丸のこ盤	木工用…原動機の定格出力2.25 kW 以上	
	かんな盤	原動機の定格出力2.25 kW 以上	
製紙機械及び紙加工機械	抄紙機	すべて	すべて
	トレットペーパーラインダー	(規制対象外)	
	コルゲートマシン		
	紙ひもより機		
印刷機械	原動機を用いるものに限る。		
合成樹脂用射出成形機	すべて		
鋳造型機	ジヨルト式のものに限る。	すべて	
クーリングタワー	(規制対象外)	原動機の定格出力0.75 kW 以上	
集じん施設		すべて	
冷凍機（圧縮機を用いるもの）		原動機の定格出力3.75 kW 以上	

出典)昭和43年11月27日政令第324号、平成11年3月12日静岡県規則第9号

表 2-3-3 特定工場等の騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6～8時)	昼間 (8～18時)	夕 (18～22時)	夜間 (22～翌6時)
第1種区域	45dB	50dB	45dB	40dB
第2種区域	50dB	55dB	50dB	45dB
第3種区域	60dB	65dB	60dB	55dB
第4種区域	65dB	70dB	65dB	60dB

備考
【浜松市】
第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、浜名区の一部
第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、
第1種住居地域(特別工業地区を除く。)、第2種住居地域(特別工業地区を除く。)、
準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域(浜松飛行場を除く。)、
旧春野、旧佐久間、旧水窪及び旧龍山地域自治区の区域の一部
第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業地区
第4種区域：工業地域

注1) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に存在する学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼児連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

注2) 第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該境界線から当該第3種区域及び第4種区域内へ30メートル以内の区域における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

出典) 昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号、平成9年3月28日静岡県告示第344号の5、平成17年浜松市告示334号

ウ 規準の適用状況

環境基準については、人の健康及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準であり、行政上の政策目標であることから、事業活動に対して直接は適用されない。

また、事業活動に対して適用される基準に関しては、事業計画地が市街化調整区域に位置し、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域に該当することから、第2種区域の規制基準が適用される。

そのため、本調査における騒音調査地点の基準値は第2種区域の規制規準値とした。

(2) 振 動

ア 環境基本法に基づく環境基準

振動に関しては、環境基本法に基づく環境基準は設定されていない。

イ 振動規制法に基づく規制基準

振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例では、建設工事の作業のうち著しい振動が発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場を特定工場等と呼び（表 2-3-4）、振動の大きさを規制している。

特定工場等に係る振動の規制基準を表 2-3-5 に示す。

表 2-3-4 特定施設の種類

大分類	小分類	振動規制法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く。	振動規制法と同じ。
	機械プレス	すべて	
	せん断機	原動機定格出力1 kW 以上	
	鍛造機	すべて	
	ワイヤフォーミングマシン	原動機定格出力37.5 kW 以上	
圧縮機		原動機定格出力7.5 kW 以上	
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機定格出力7.5 kW 以上	
織機		原動機を用いるものに限る。	
コンクリート機械	コンクリートブロックマシン	原動機定格出力の合計が2.95 kW 以上	
	コンクリート管製造機械	原動機定格出力の合計が10 kW 以上	
	コンクリート柱製造機械		
木材加工機械	ドラムハーカー	すべて	
	チップパー	原動機定格出力2.2 kW 以上	
印刷機械		原動機定格出力2.2 kW 以上	
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外）		原動機定格出力30 kW 以上	
合成樹脂用射出成形機		すべて	
鋳型造型機（シヨルト式）		すべて	

出典)昭和51年10月22日政令第280号、平成11年3月12日静岡県規則第9号

表 2-3-5 特定工場等の振動に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8～20 時)	夜 間 (20～翌 8 時)
第 1 種区域の 1	60dB	55dB
第 1 種区域の 2	65dB	55dB
第 2 種区域の 1	70dB	60dB
第 2 種区域の 2	70dB	65dB
<p>備 考</p> <p>【浜松市】</p> <p>第 1 種区域の 1：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、浜名区の一部</p> <p>第 2 種区域の 2：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域(特別工業地区を除く。)、第 2 種住居地域(特別工業地区を除く。)、 準住居地域、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域(浜松飛行場を除く。)、 旧春野、旧佐久間、旧水窪及び旧龍山地域自治区の区域の一部</p> <p>第 3 種区域の 1：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、特別工業地区</p> <p>第 4 種区域の 2：工業地域</p>		

注) 指定地域内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別介護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典)昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、平成 9 年 3 月 28 日静岡県告示第 344 号の 8、平成 17 年浜松市告示第 335 号

ウ 規準の適用状況

事業活動に対して適用される基準に関しては、事業計画地が市街化調整区域に位置し、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域に該当することから、第 1 種区域の 2 の規制基準が適用される。

そのため、本調査における振動調査地点の基準値は第 1 種区域の 2 の規制規準値とした。

(3) 水 質

ア 環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、表 2-3-6 に示す人の健康の保護に関する環境基準、表 2-3-7 及び表 2-3-8 に示す生活環境の保全に関する環境基準（河川・海域）、表 2-3-9 に示すダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、事業計画地周辺の河川及び海域の水域類型指定状況を表 2-3-10 に示す。

なお、人の健康の保護に関する環境基準、ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準はすべての水域に適用される。

表 2-3-6 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備 考	
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	

出典)昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

表 2-3-7 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

【河川①】（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2級 水産1級水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	-

備考
 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの、水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの、水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用、水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用、水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの、工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの、工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度
 出典)昭和46年12月28日環境庁告示第59号

【河川②】（湖沼を除く）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考
 注) 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。
 出典)昭和46年12月28日環境庁告示第59号

表 2-3-8 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

【海域①】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 自然環境保全及び B 以下の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下	検出されな いこと。
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げる もの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注 3) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典)昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

【海域②】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種及び IV 以下の欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考

1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注 2) 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注 3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典)昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

【海域③】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産 卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典)昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

【海域④】

項目 類型	利用目的の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典)昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

表 2-3-9 ダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準

汚染物質	媒体	基準値
ダイオキシン類	水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/1 以下

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典)平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号

表 2-3-10 水域類型指定状況（事業計画地周辺）

区分	水域	測定地点	水域類型	設定期日
河川	浜名湖水域 伊佐地川	中之谷橋	河川 A	R 6. 4. 1
			生物 B	H25. 4. 1
海域	浜名湖水域 奥庄内湖	白州	海域 B	S47. 8. 1
	浜名湖水域 浜名湖(ハ)	白州	海域Ⅲ	H 9. 4. 1
	浜名湖水域 浜名湖(ニ)	白州	生物特 A	H28. 4. 1

出典)「令和 7 年度 公共用水域及び地下水の水質測定計画」(静岡県)



図 2-3-1 浜名湖水域位置図

イ 規制基準等

最終処分場の放流水については、維持管理基準として、表 2-3-11 に示す一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下、最終処分場基準省令という。）別表第一（排水基準項目）が定められている。

表 2-3-11 最終処分場基準省令の別表第一（排水基準項目）

項目	基準値	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.03	mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1	mg/L 以下
有機リン化合物	1	mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5	mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1	mg/L 以下
シアン化合物	1	mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003	mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1	mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1	mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2	mg/L 以下
四塩化炭素	0.02	mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1	mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/L 以下
チウラム	0.06	mg/L 以下
シマジン	0.03	mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2	mg/L 以下
ベンゼン	0.1	mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1	mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5	mg/L 以下
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:50mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:15mg/L 以下	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1L につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200mg/L 以下	
水素イオン濃度	海域以外の公共用水域に排出されるもの:5.8 以上 8.6 以下	
生物学的酸素要求量	60	mg/L 以下
化学的酸素要求量	90	mg/L 以下
浮遊物質量	60	mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5	mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30	mg/L 以下
フェノール類含有量	5	mg/L 以下
銅含有量	3	mg/L 以下
亜鉛含有量	2	mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10	mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10	mg/L 以下
クロム含有量	2	mg/L 以下
大腸菌数	日間平均 800	CFU/ml 以下
窒素含有量	120 (日間平均 60)	mg/L 以下
リン含有量	16 (日間平均 8)	mg/L 以下
備考		
1 「検出されないこと」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。		
2 「日間平均」による排水基準値は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。		

注) 一般的に窒素含有量は排水基準、全窒素は環境基準として扱われる項目であるが、本報告書では分析方法「JIS K 010245.6」が同じであるため、同一な項目として分析値の比較を行うものとした。なお、その他の項目も同様である。
資料) 昭和 52 年総理府厚生省令第 1 号

ウ 規準の適用状況

人の健康の保護に関する環境基準、ダイオキシン類の水質汚濁に係る環境基準はすべての水域に適用される。一方、生活環境の保全に関する環境基準は、各水域に対して類型が指定されており、類型指定ごとの基準が適用される。

本調査における水質調査地点の基準値は以下のとおり設定した。

放流水の合流前（No. 1）及び合流後（No. 2）は排水路であるため環境基準の類型指定はない。したがって、最寄りの河川である伊左地川の類型指定（河川 A）を参考（表 2-3-10）とした。

海域の調査地点（No. 3～No. 6）については奥庄内湖に位置するため、表 2-3-8 に示す水質観測地点の白洲での類型指定（海域 B、海域Ⅲ、生物特 A）と比較した。

放流水（No. 7）については、表 2-3-11 に示す最終処分場基準省令別表第一（排水基準項目）の基準が適用されるため、それらと比較した。

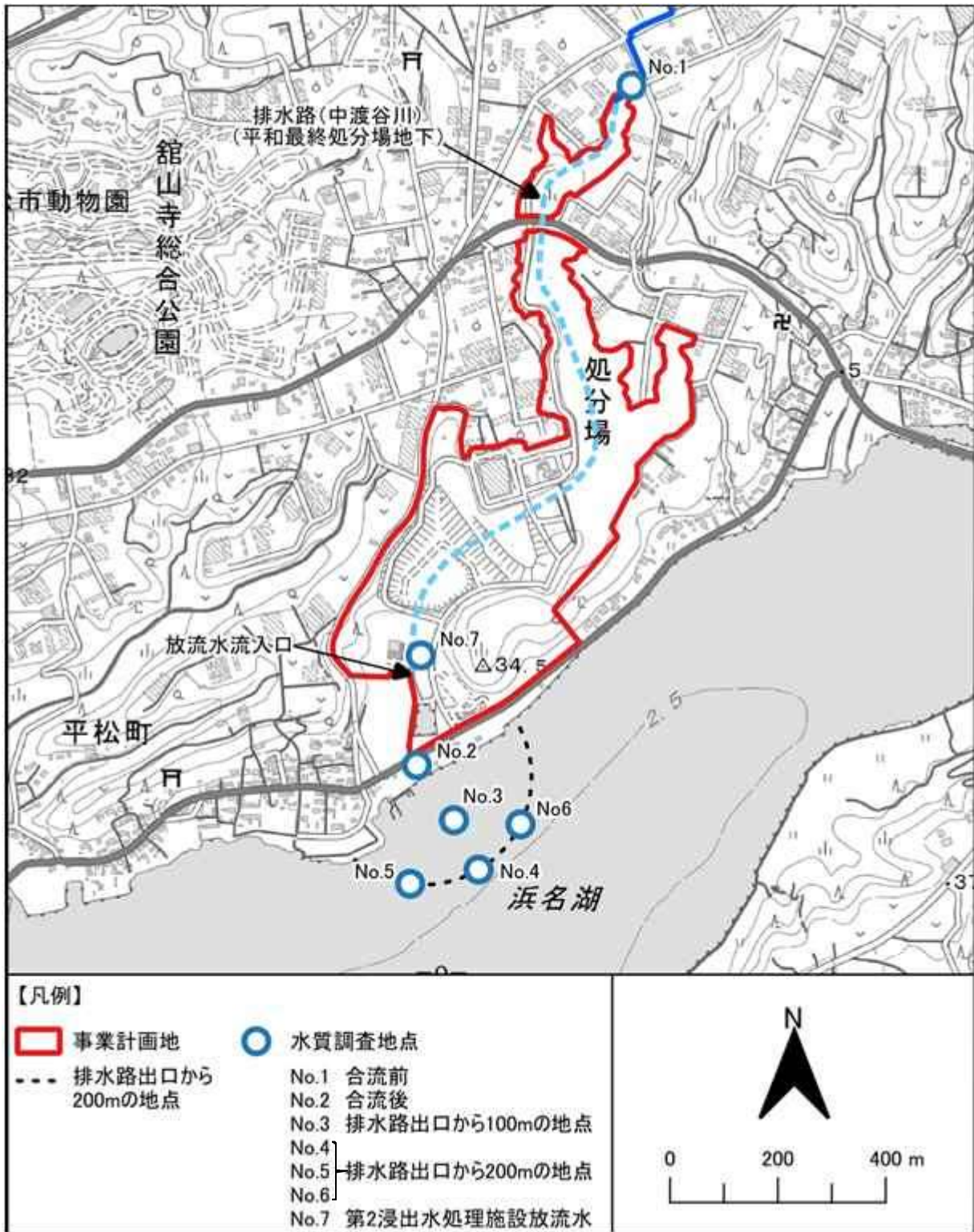


図 2-3-2 水質調査地点

第3章 生活環境影響調査項目の選定

3-1 生活環境影響要因と生活環境影響調査項目との関連

本調査は、現在稼働している浸出水処理施設（第2）の処理方式を変更する計画である。

調査対象の浸出水処理施設は「管理型最終処分場」に付属する施設であることから、調査項目の選定にあたっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に示された表3-1-1に示す「管理型最終処分場」の標準的な調査項目を基に選定した。

なお、本調査においては浸出水処理施設における処理方式の変更であることから、埋立作業に伴う大気質・騒音・振動、施設からの悪臭の発生、廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質・騒音・振動及び地下水の流れに変化は生じない。したがって、これらに関する調査は実施しないものとした。

表 3-1-1 生活環境影響要因と調査項目（最終処分場：管理型）

調査事項	生活環境影響要因 調査項目	浸出水 処理施設 からの 処理水の 放流	最終 処分場 の存在	施設 (浸出水処 理施設) の稼働	埋立 作業	施設 (埋立地) からの 悪臭の発生	廃棄物 運搬車両 の走行
		陸上埋立	陸上埋立				
大気環境	大気質	粉じん			○		
		二酸化窒素 (NO ₂)					○
		浮遊粒子状物質 (SPM)					○
	騒音	騒音レベル			●	○	○
	振動	振動レベル			●	○	○
	悪臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数 (臭気濃度)					○
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)	●				
		化学的酸素要求量 (COD) 注1	●				
		全リン(T-P) 注2 全窒素(T-N)	●				
		ダイオキシン類	●				
		浮遊物質 (SS)	●				
		その他必要な項目 注3	●				
	地下水	地下水の流れ		○			

注1) 化学的酸素要求量 (COD) を含む浸出水処理水を、後述する調査対象地域の水域に放流する場合又は COD を含む浸出水が後述する調査対象地域の水域に放流される場合には、COD を調査項目として取り上げる。

注2) 全リン (T-P) 及び全窒素 (T-N) を含む浸出水処理水を、後述する調査対象地域の水域に放流し、かつ当該水域に環境基準もしくは排水規制が実施されている場合には、全リン (T-P) 及び全窒素 (T-N) を調査項目として取り上げる。

注3) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性を考慮して、影響が予測される項目である。水道水水質基準項目及び環境基準の健康項目があげられる。

注4) 表中の○は指針で示された標準的な調査項目、●は標準的な調査項目のうち、本調査において現況把握・予測・影響の分析を行う調査項目を示す。

3-2 選定した項目及びその理由

選定した項目及びその理由を表 3-2-1 に示す。

表 3-2-1 選定した項目及びその理由

調査項目		生活環境 影響要因	選定の 有無 ^注	選定した項目及び理由
大気 環境	騒音 ・ 振動	施設（浸出水 処理施設）の 稼働	○	<ul style="list-style-type: none"> 本調査における浸出水処理施設（第 2）の処理方式を変更するにあたり、周辺地域の騒音・振動における現況を把握するとともに、処理方式の変更に伴う周辺環境への影響について予測・評価を行うものとした。 現地調査項目 騒音：等価騒音レベル（L_{Aeq}）、時間率騒音レベル（L_{A5}、L_{A50}、L_{A95}）、最大騒音レベル（L_{Amax}） 振動：時間率振動レベル（L_{10}、L_{50}、L_{90}）、最大振動レベル（L_{max}） 予測・評価項目 騒音レベル、振動レベル
				水環 境

注) 選定の有無 ○：影響が想定されるため、調査を実施した項目。

3-3 選定しなかった項目及びその理由

選定しなかった項目及びその理由を表 3-3-1 に示す。

表 3-3-1 選定しなかった項目及びその理由

調査項目		生活環境影響 要因	選定の 有無 ^注	選定しなかった項目及び理由
大気 環境	大気 質	埋立作業	—	<ul style="list-style-type: none"> 本調査においては浸出水処理施設（第 2）における処理方式の変更であることから、埋立作業に伴う粉じんの発生、廃棄物運搬車両の走行に伴う自動車排ガスの排出に変化は生じない。したがって、これらに関する調査は実施しないものとした。
		廃棄物運搬 車両の走行		
	騒音 ・ 振動	埋立作業	—	<ul style="list-style-type: none"> 本調査においては浸出水処理施設（第 2）における処理方式の変更であることから、埋立作業、廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音・振動の発生に変化は生じない。したがって、これらに関する調査は実施しないものとした。
廃棄物運搬 車両の走行				
	悪臭	施設 （埋立地） からの悪臭 の発生	—	<ul style="list-style-type: none"> 本調査においては浸出水処理施設（第 2）における処理方式の変更であることから、施設（埋立地）からの悪臭の発生に変化は生じない。したがって、これらに関する調査は実施しないものとした。
水環 境	地下 水	最終処分場の 存在 （陸上埋立）	—	<ul style="list-style-type: none"> 本調査においては浸出水処理施設（第 2）における処理方式の変更であることから、地下水の流れに変化は生じないものと考えられる。したがって、これらに関する調査は実施しない。

注) 選定の有無 —：影響が想定されないため、調査を実施しなかった項目。

第4章 生活環境影響調査の結果

4-1 騒音

(1) 調査対象地域

騒音の調査対象地域は、「平成 13 年度 平和最終処分場第二期建設工事に係る生活環境影響調査結果報告書」と同様に、対象施設から発生する騒音が距離減衰式等により相当程度変化すると考えられる地域とし、敷地境界線上とした。なお、人家及び環境保全に配慮が必要な施設は敷地境界線から 100m 以内に存在しないため、対象としなかった。

(2) 現況把握

ア 現地調査

7) 調査項目

既存施設（第 2 浸出水処理施設）の定常稼働時における現況騒音を把握するため、以下の項目について調査を実施した。

【第 2 浸出水処理施設の稼働に伴う騒音】

騒音：等価騒音レベル (L_{Aeq})、時間率騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95})、最大騒音レベル (L_{Amax})

イ) 調査地点

騒音調査地点の位置を図 4-1-1 に示す。

騒音の調査地点は、浸出水処理施設直近敷地境界の 1 地点とした。

ウ) 調査時期

調査時期を表 4-1-1 に示す。

なお、調査は平日の 1 日を対象とした。

表 4-1-1 調査時期

調査時期	調査地点	調査日時
冬季	浸出水処理施設直近敷地境界	令和 7 年 11 月 11 日 (火) 0 : 00 ~ 24 : 00

エ) 調査方法

騒音調査は、JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準じる方法とした。

なお、騒音のマイクロホンの高さは、地上 1.2m とした。

調査方法及び測定機器を表 4-1-2 に示す。

表 4-1-2 調査方法及び測定機器

調査項目	測定機器名	メーカー (型式)	適合規格 (JIS)	測定条件
騒音レベル	普通騒音計	リオン製 (NL-42)	JIS C 1509-1	周波数重み付け特性 : A 特性 時間重み付け特性 : F サンプリング時間間隔 : 0.1s



図 4-1-1 騒音・振動調査地点の位置

㊦) 調査結果

騒音の調査結果を表 4-1-3 に示す（調査結果の詳細は資料編（資-1）に示す）。

浸出水処理施設直近敷地境界における調査結果（ L_{A5} ）は、朝 44dB、昼間 48dB、夕 40dB、夜間 40dB であった。事業計画地は都市計画区域内の用途地域の定めのない地域に位置しており、第 2 種区域の規制基準を下回っていることから、既存の浸出水処理施設は適切に維持管理がなされていると判断できる。

表 4-1-3 騒音の調査結果

単位：dB

調査地点	時間区分 ^{注1}	騒音レベル（ L_{A5} ）	基準等	
			規制基準 ^{注2}	適合状況 （○：適、－：否）
浸出水処理施設直近敷地境界	朝	44	50	○
	昼間	48	55	○
	夕	40	50	○
	夜間	40	45	○

注 1) 表中の時間区分は、騒音規制法の朝（6～8 時）、昼間（8～18 時）、夕（18～22 時）及び夜間（22～翌 6 時）を示す。

注 2) 第 2 種区域における規制基準。

(3) 予 測

ア 施設（浸出水処理施設）の稼働

7) 予測対象時期

予測対象時期は、対象施設における設備（処理方式）が変更され、浸出水処理施設の稼働が定常的な状態となる時期とした。

4) 予測項目

予測項目は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、対象施設の処理方式を変更することによる、騒音レベルとした。

7) 予測方法

a 予測地点・範囲

予測地点は、現地調査地点と同様（参照）とし、予測範囲は対象施設からの騒音の影響が及ぶ範囲とした。

b 予測手法

施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う騒音の予測手順は、騒音発生源、防音壁等の条件を基に、伝搬理論式による数値シミュレーションを行い、計画施設からの寄与騒音レベルを算出し、現地調査で得られた現況騒音レベルと合成して将来予測騒音レベルを求める方法とした。

施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う騒音の予測手順を、図 4-1-2 に示す。

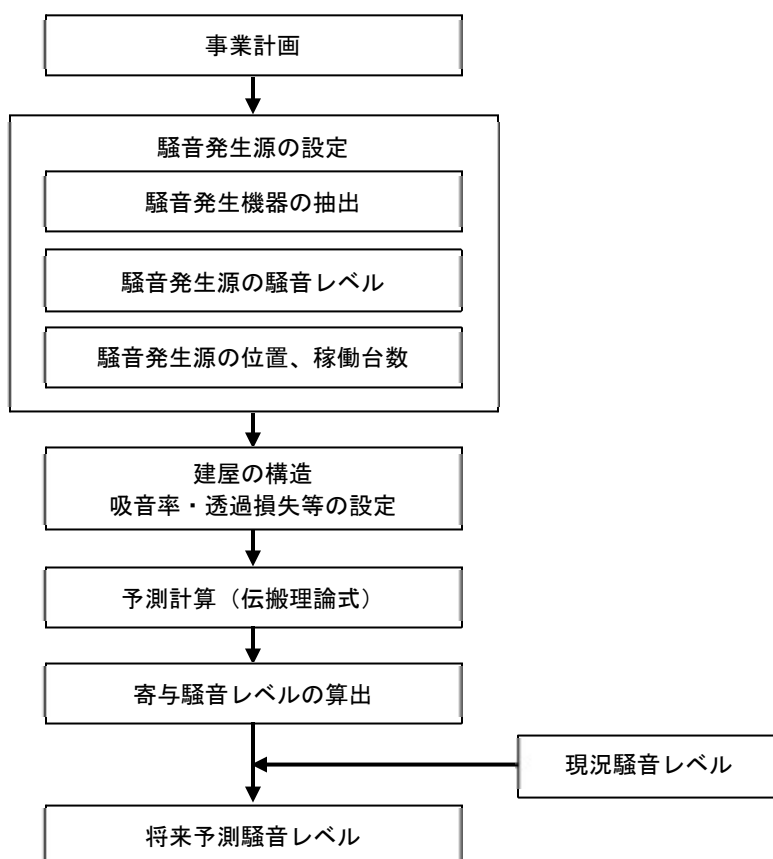


図 4-1-2 予測手順（施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う騒音）

c 予測条件

a) 予測式

① 音源から室内壁面までの計算

音源のパワーレベルは、次式を用いて算出した。

$$L_w = L_p + 20 \log_{10} r + 8$$

L_w : 音源のパワーレベル (dB)

L_p : 音源から r (m) 離れた地点における騒音レベル (dB)

r : 音源からの距離 (m)

室内に音源を配置し、次式を用いて室内騒音レベルを算出した。

$$L_{in} = L_w + 10 \log_{10}(Q/4\pi \cdot r^2 + 4/R)$$

L_{in} : 室内外壁側の騒音レベル (dB)

L_w : 音源のパワーレベル (dB)

r : 音源から壁面までの距離 (m)

Q : 音源の方向係数 床上に音源がある場合 (=2)

R : 室定数 (m^2)

$$R = S\alpha/(1 - \alpha)$$

S : 室内表面積 (m^2)

α : 平均吸音率

② 室内壁面から室外壁面までの計算

室外壁側の騒音レベルは、次式を用いて算出した。

$$L_{out} = L_{in} - TL - 10 \log_{10}(S \cdot \alpha / S_i)$$

L_{out} : 室外壁側の騒音レベル (dB)

TL : 透過損失 (dB)

S : 室全表面積 (m^2)

α : 平均吸音率

S_i : 壁の表面積 (m^2)

③ 予測地点における騒音レベルの計算

室外壁面は、点音源の集合と考え分割し、個々の点音源について伝搬理論式による計算を行った。

$$L' = L_{out} + 10 \log_{10}(S') + 10 \log_{10}\{1/(2\pi \cdot l^2)\} - \Delta L$$

- L' : 予測地点における騒音レベル (dB)
- L_{out} : 室外壁側の騒音レベル (dB)
- S' : 分割壁の面積 (m²)
- l : 外壁面上の音源から予測地点までの距離(m)
- ΔL : 回折減衰量 (dB)

④ 騒音レベルの合成計算

予測地点における寄与騒音レベルは、以下に示す複数音源による騒音レベルの合成式を用いて算出した。また、現況騒音レベルと寄与騒音レベルの合成も同様とした。

$$L_t = 10 \log_{10} \left(\sum_{i=1}^n 10^{L'_i/10} \right)$$

- L_t : 予測地点における寄与騒音レベル (dB)
- L'_i : 予測地点における音源単位*i*の騒音レベル (dB)

b) 予測条件

① 騒音発生源の条件

処理方式の変更に伴い設置される騒音発生源の騒音レベルを表 4-1-4 に、主要な騒音発生源の位置を図 4-1-3 に示す。なお、ろ過ポンプは地下に設置する計画であるが、安全側を見て1階の騒音発生源として予測した。

表 4-1-4 騒音発生源の騒音レベル

機器名称	型式	稼働台数(台)	機側 1m の騒音レベル (dB)
混和槽攪拌機	TTF-3	1	85
凝集槽攪拌機	TLG-J2-17	1	85
ろ過ポンプ	MXM543-1204ECFVJ	2	80

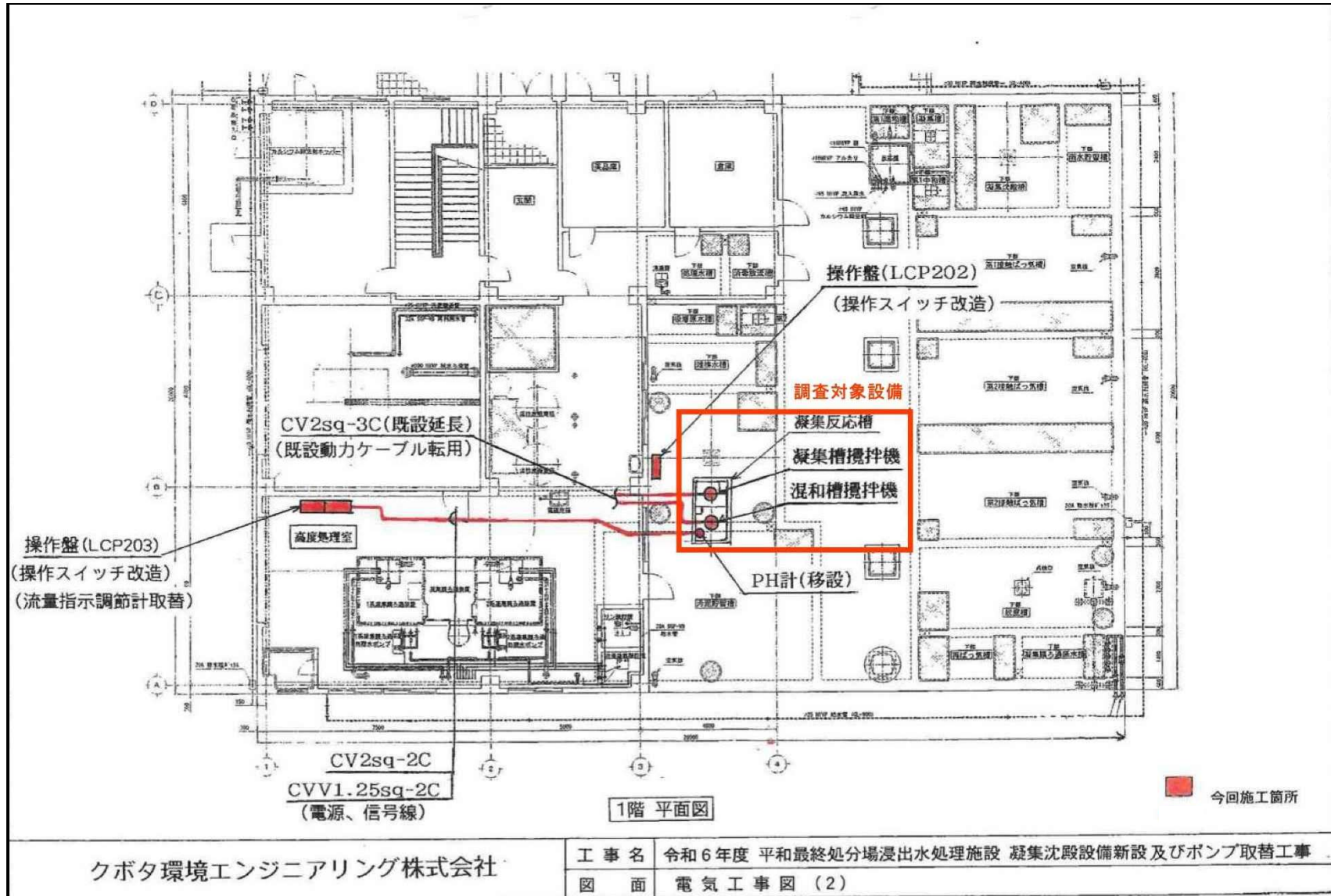


図 4-1-3 (1) 主要な騒音・振動発生源の位置 (1階)

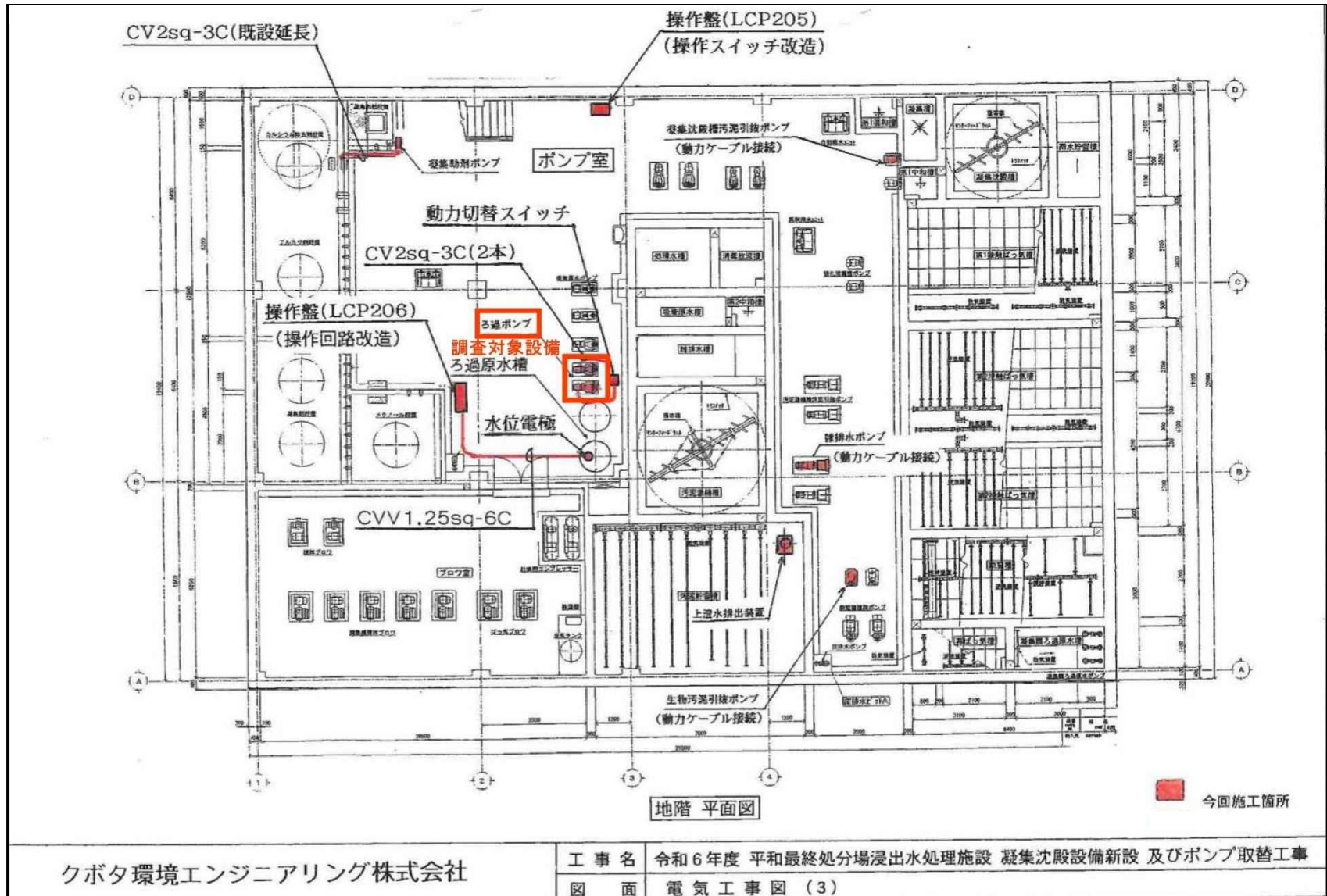


図 4-1-3 (2) 主要な騒音・振動発生源の位置 (地階)

② 建物の条件

建屋の部材を表 4-1-5 に、部材の吸音率を表 4-1-6 に、部材の透過損失を表 4-1-7 に示す。

なお、透過損失は、JIS（日本産業規格）で規定されている遮音性能を評価する際に用いる中心周波数 500Hz の値を設定した。また、吸音率は透過損失に合わせて 500Hz の値を設定した。

表 4-1-5 建屋の部材

建屋	箇所	材料名
第2 浸出水処理施設 (1 階)	壁	コンクリート (厚さ 200mm)
	床	コンクリート (厚さ 200mm)
第2 浸出水処理施設 (2 階)	屋根	コンクリート (厚さ 200mm) グラスウールボード (厚さ 50mm)
	壁	コンクリート (厚さ 200mm) グラスウールボード (厚さ 50mm)
	床	コンクリート (厚さ 200mm)

表 4-1-6 部材の吸音率

単位：-

建屋	箇所	吸音率 (500Hz)	備考
第2 浸出水処理施設 (1 階)	壁	0.02	注①
	床	0.02	注①
第2 浸出水処理施設 (2 階)	屋根	0.84	注②
	壁	0.84	注②
	床	0.02	注①

注)①騒音制御工学ハンドブック 資料編 ((社)日本騒音制御工学会、平成 13 年)
コンクリート打放し

②騒音制御工学ハンドブック 資料編 ((社)日本騒音制御工学会、平成 13 年)
グラスウール (厚さ 50mm)

表 4-1-7 部材の透過損失

単位：dB

建屋	箇所	透過損失 (500Hz)	備考
第2 浸出水処理施設 (1 階)	壁	27	注①
第2 浸出水処理施設 (2 階)	屋根	27	注①
	壁	27	注①

注)①騒音制御工学ハンドブック 資料編 ((社)日本騒音制御工学会、平成 13 年)
軽量コンクリートブロック

③ 現況騒音レベルの設定

現況騒音レベルは表 4-1-8 に示すとおり、現地調査結果より設定した。

表 4-1-8 現況騒音レベル

単位：dB

予測地点	時間区分 ^注	騒音レベル (L _{A5})
浸出水処理施設直近敷地境界	朝	44
	昼間	48
	夕	40
	夜間	40

注) 表中の時間区分は、騒音規制法の朝 (6～8 時)、昼間 (8～18 時)、夕 (18～22 時) 及び夜間 (22～翌6 時) を示す。

I) 予測結果

施設 (浸出水処理施設) の稼働に伴う騒音の予測結果を表 4-1-9 に示す。

予測の結果、浸出水処理施設直近敷地境界における将来予測騒音レベルは現況から変化せず、朝 44dB、昼間 48dB、夕 40dB、夜間 40dB と予測される。

表 4-1-9 予測騒音レベル (施設 (浸出水処理施設) の稼働)

単位：dB

予測地点	時間区分 ^注	予測寄与騒音レベル	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	
浸出水処理施設直近敷地境界	朝	26	44	L _{A5}	44
	昼間	26	48		48
	夕	26	40		40
	夜間	26	40		40

注) 表中の時間区分は、騒音規制法の朝 (6～8 時)、昼間 (8～18 時)、夕 (18～22 時) 及び夜間 (22～翌6 時) を示す。

(4) 影響の分析

ア 影響の分析方法

影響の分析は、本事業において、生活環境への影響を回避又は低減するための適切な対策が採用されているかどうか、並びに予測結果が生活環境の保全上の目標を満足しているかどうかを検討することにより行った。

本事業における環境保全対策及び生活環境の保全上の目標を以下に示す。

7) 施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う騒音

a 環境保全対策

事業実施後（施設の処理方式の変更）における環境保全対策は、以下のとおりとした。

- ・全体の施設を屋内に収め、屋外施設は避ける。
- ・高い騒音を発生する機器は、敷地境界線から反対側に配置する。
- ・敷地境界線上における規制基準の厳守を徹底する。
- ・周辺住民からの苦情等に迅速に対応できるよう、窓口や体制の整備を図る。
- ・施設の整備点検を十分に行い、異常騒音の発生を抑える。
- ・壁の材質は遮音性を考慮し選定する。

b 生活環境の保全上の目標

本調査における生活環境の保全上の目標（生活環境保全目標）を以下のとおり設定した。

- ・敷地境界上において、以下の規制基準を達成する。

（特定工場等に係る規制基準）

朝（6～8時）：50dB以下、昼間（8～18時）：55dB以下

夕（18～22時）：50dB以下、夜間（22～翌6時）：45dB以下

【設定根拠】

騒音規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例を設定した。

イ 影響の分析結果

影響の分析結果を以下に示す。

7) 施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う騒音

影響の分析結果を表 4-1-10 に示す。

予測の結果、事業実施後における施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う騒音レベル（将来予測騒音レベル）は、浸出水処理施設直近敷地境界において朝 44dB、昼間 48dB、夕 40dB、夜間 40dB と予測され、生活環境保全目標は達成されるものと分析された。

以上の予測及び分析結果、並びに環境保全対策として、施設の整備点検を十分に行い、異常騒音の発生を抑えることや、周辺住民からの苦情等に迅速に対応できるよう、窓口や体制の整備を図ることで、施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う騒音の影響は十分に回避・低減されることが考えられる。

表 4-1-10 影響の分析結果（施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う騒音）

単位：dB

予測地点	時間区分 ^注	現況騒音レベル	将来予測騒音レベル	生活環境保全目標 (○:適、×:否)	
浸出水処理施設直近敷地境界	朝	44	44	50	○
	昼間	48	48	55	○
	夕	40	40	50	○
	夜間	40	40	45	○

注) 表中の時間区分は、騒音規制法の朝（6～8時）、昼間（8～18時）、夕（18～22時）及び夜間（22～翌6時）を示す。

4-2 振 動

(1) 調査対象地域

振動の調査対象地域は、「平成 13 年度 平和最終処分場第二期建設工事に係る生活環境影響調査結果報告書」と同様に、対象施設から発生する振動が距離減衰式等により相当程度変化すると考えられる地域とし、敷地境界線上とした。なお、人家及び環境保全に配慮が必要な施設は敷地境界線から 100m 以内に存在しないため、対象としなかった。

(2) 現況把握

ア 現地調査

7) 調査項目

既存施設（第 2 浸出水処理施設）の定常稼働時における現況振動を把握するため、以下の項目について調査を実施した。

【第 2 浸出水処理施設の稼働に伴う振動】

振動：時間率振動レベル（ L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90} ）、最大振動レベル（ L_{max} ）

イ) 調査地点

調査地点を図 4-1-1 に示す。

振動の調査地点は、浸出水処理施設直近敷地境界の 1 地点とした。

ウ) 調査時期

調査時期を表 4-2-1 に示す。

なお、調査は平日の 1 日を対象とした。

表 4-2-1 調査時期

調査時期	調査地点	調査日時
冬季	浸出水処理施設直近敷地境界	令和 7 年 11 月 11 日（火）0：00～24：00

イ) 調査方法

振動調査は、JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に準じる方法とした。

なお、振動のピックアップの高さは、地盤面とした。

調査方法及び測定機器を表 4-2-2 に示す。

表 4-2-2 調査方法及び測定機器

調査項目	測定機器名	メーカー（型式）	適合規格（JIS）	測定条件
振動レベル	振動レベル計	リオン製 (VM-55)	JIS C 1510	周波数重み付け特性：鉛直振動 測定方向：Z サンプリング時間間隔：1 s

カ) 調査結果

振動の調査結果を表 4-2-3 に示す（調査結果の詳細は資料編（資-2）に示す）。

浸出水処理施設直近敷地境界における調査結果（ L_{10} ）は、昼間、夜間ともに 25dB 未満であった。事業計画地は都市計画区域内の用途地域の定めのない地域に位置しており、第 2 種区域の規制基準を下回っていることから、既存の浸出水処理施設は適切に維持管理がなされていると判断できる。

表 4-2-3 振動の調査結果

単位：dB

調査地点	時間区分 ^{注1}	振動レベル（ L_{10} ）	基準等	
			規制基準 ^{注2}	適合状況 （○：適、－：否）
浸出水処理施設直近敷地境界	昼間	25dB 未満	65	○
	夜間	25dB 未満	55	○

注 1) 表中の時間区分は、振動規制法の昼間（8～20 時）及び夜間（20～翌 8 時）を示す。

注 2) 第 1 種区域の 2 における規制基準。

(3) 予 測

ア 施設（浸出水処理施設）の稼働

7) 予測対象時期

予測対象時期は、対象施設における設備（処理方式）が変更され、浸出水処理施設の稼働が定常的な状態となる時期とした。

4) 予測項目

予測項目は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、対象施設の処理方式を変更することによる、振動レベルとした。

7) 予測方法

a 予測地点・範囲

予測地点は、現地調査地点と同様（参照）とし、予測範囲は対象施設からの振動の影響が及ぶ範囲とした。

b 予測手法

施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う振動の予測手順は、振動発生源の条件を基に、伝搬理論式による数値シミュレーションを行い、計画施設からの寄与振動レベルを算出し、現地調査で得られた現況振動レベルと合成して将来予測振動レベルを求める方法とした。

施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う振動の予測手順を図 4-2-1 に示す。

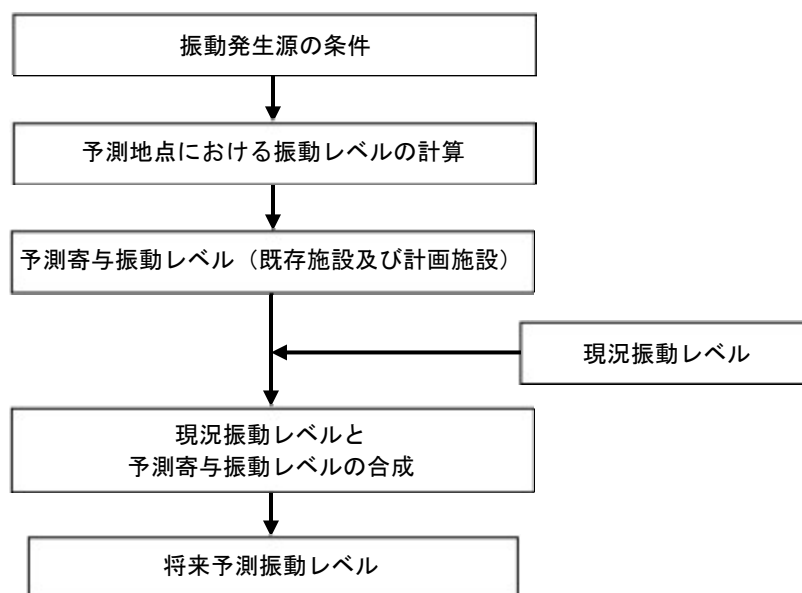


図 4-2-1 予測手順（施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う振動）

c) 予測条件

a) 予測式

① 予測地点における振動レベルの計算

予測は、次式に示す振動の伝搬理論式を用いて行った。

$$L_r = L_{r_0} - 20 \log_{10}(r/r_0)^n - 8.68\alpha(r - r_0)$$

L_r : 予測地点における振動レベル (dB)

L_{r_0} : 基準点における振動レベル (dB)

r_0 : 振動源から基準点までの距離 (m)

r : 振動源から予測地点までの距離 (m)

α : 地盤減衰定数 (粘土 0.01~0.02、砂・シルト 0.02~0.03、安全側で 0.01 と設定)

n : 幾何減衰定数 (表面波 0.5、実体波 1.0、複合波 0.75、安全側で 0.5 と設定)

② 振動レベルの合成計算

予測地点における寄与振動レベルは、以下に示す複数振動源による振動レベルの合成式を用いて算出した。また、現況振動レベルと寄与振動レベルの合成も同様とした。

$$L_t = 10 \log_{10} \left(\sum_{i=1}^n 10^{L_{r_i}/10} \right)$$

L_t : 予測地点における寄与振動レベル (dB)

L_{r_i} : 予測地点における振動源単位*i*の振動レベル (dB)

b) 予測条件

① 振動発生源の条件

処理方式の変更に伴い設置される振動発生源の振動レベルを表 4-2-4 に、主要な振動発生源の位置を図 4-1-3 に示す。なお、振動発生源は安全側を見て地盤面上に設置されるものとして予測した。

表 4-2-4 振動発生源の振動レベル

機器名称	型式	稼働台数(台)	機側 1m の振動レベル (dB)
混和槽攪拌機	TTF-3	1	78
凝集槽攪拌機	TLG-J2-17	1	71
ろ過ポンプ	MXM543-1204ECFVJ	2	60

② 現況振動レベルの設定

現況振動レベルは表 4-2-5 に示すとおり、現地調査結果より設定した。

表 4-2-5 現況振動レベル

単位：dB

予測地点	時間区分 ^{注1}	振動レベル (L ₁₀)
浸出水処理施設直近敷地境界	昼間	25
	夜間	25

注 1) 表中の時間区分は、要請限度の昼間 (8~20 時) 及び夜間 (20~翌 8 時) を示す。

注 2) 測定結果が測定下限値未満 (25 dB 未満) の値は 25dB として扱った。

イ) 予測結果

施設 (浸出水処理施設) の稼働に伴う振動の予測結果を表 4-2-6 に示す。

予測の結果、浸出水処理施設直近敷地境界における将来予測振動レベルは、昼間 49dB、夜間 49dB と予測される。

表 4-2-6 予測結果 (施設 (浸出水処理施設) の稼働)

単位：dB

予測地点	時間区分 ^注	予測寄与振動レベル	現況振動レベル	将来予測振動レベル	
浸出水処理施設直近敷地境界	昼間	49	25	L _{A5}	49
	夜間	49	25		49

注) 表中の時間区分は、要請限度の昼間 (8~20 時) 及び夜間 (20~翌 8 時) を示す。

(4) 影響の分析

ア 影響の分析方法

影響の分析は、本事業において、生活環境への影響を回避又は低減するための適切な対策が採用されているかどうか、並びに予測結果が生活環境の保全上の目標を満足しているかどうかを検討することにより行った。

本事業における環境保全対策及び生活環境の保全上の目標を以下に示す。

7) 施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う振動

a 環境保全対策

事業実施後（施設の処理方式の変更）における環境保全対策は、以下のとおりとした。

- ・高い振動を発生する機器は、敷地境界線から反対側に配置する。
- ・敷地境界線上における規制基準の厳守を徹底する。
- ・周辺住民からの苦情等に迅速に対応できるよう、窓口や体制の整備を図る。
- ・施設の整備点検を十分に行い、異常振動の発生を抑える。

b 生活環境の保全上の目標

本調査における生活環境の保全上の目標（生活環境保全目標）を以下のとおり設定した。

- ・敷地境界上において、以下の規制基準を達成する。

（特定工場等に係る規制基準）

昼間（8～20時）：65dB以下、夜間（20～翌8時）：55dB以下

【設定根拠】

振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例を設定した。

イ 影響の分析結果

影響の分析結果を以下に示す。

7) 施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う振動

影響の分析結果を表 4-2-7 に示す。

予測の結果、事業実施後における施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う振動レベル（将来予測振動レベル）は、浸出水処理施設直近敷地境界において昼間 49dB、夜間 49dB と予測され、生活環境保全目標は達成されるものと分析された。

以上の予測及び分析結果、並びに環境保全対策として、施設の整備点検を十分に行い、異常振動の発生を抑えることや、周辺住民からの苦情等に迅速に対応できるよう、窓口や体制の整備を図ることで、施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う振動の影響は十分に回避・低減されることが考えられる。

表 4-2-7 影響の分析結果（施設（浸出水処理施設）の稼働に伴う振動）

単位：dB

予測地点	時間区分 ^注	現況振動レベル	将来予測振動レベル	生活環境保全目標 (○:適、×:否)	
浸出水処理施設直近敷地境界	昼間	25	49	65	○
	夜間	25	49	55	○

注) 表中の時間区分は、振動規制法の昼間（8～20時）及び夜間（20～翌8時）を示す。

4-3 水 質

(1) 調査対象地域

水質の調査対象地域は、「平成 13 年度 平和最終処分場第二期建設工事に係る生活環境影響調査結果報告書」と同様に、施設排水が公共水域の水質の濃度に一定程度以上の影響を及ぼすと想定される範囲（海域の場合、新田式の概略予測手法により予測される拡散範囲の距離の 2 倍程度）とした。

影響を及ぼすと想定される範囲を、式-1 を用いて算出した。

本調査における浸出水処理施設からの計画放流量を 750m³/日とした場合、式-1 より拡散範囲の距離(r)の 2 倍は約 102m となる。したがって、海域の現地調査地点はそれらをもとに設定した。

・新田の実験式

$$\log_{10} A = 1.226 \times \log_{10} Q + 0.0855 \quad \dots \dots \text{式-1}$$

ただし、A : 拡散範囲 (m²)

Q : 排水量 (m³/日)

出典) 「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針」(環境省 平成 18 年 9 月)

$$r = \sqrt{(A \times 2) / 3.14}$$

ただし、r : 拡散範囲の距離 (m)

A : 半円の面積 (m²)

(2) 現況把握

ア 既存資料調査

既存施設における第 1 及び第 2 浸出水処理施設の位置を図 4-3-1 に、過去 5 年間（令和 2 年～令和 6 年度）の水質モニタリング結果を表 4-3-1(1)～(5)に示す。

既存施設の水質モニタリング結果については、過去 5 年間はもとより、従来から現行放流水質基準（本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値）をすべての項目において下回っていることから、浸出水処理施設からの放流水は適切に維持管理がなされていると判断できる。



図 4-3-1 第 1 及び第 2 浸出水処理施設の位置

表 4-3-1 (1) 浸出水処理施設水質モニタリング結果 (令和2年度)

項目	単位	令和2年度				現行放流水質基準 (自主規制値)	2施設の 適合状況 ○:適合 ×:不適合
		第1放流水		第2放流水			
		令和2年 8月19日	令和3年 2月17日	令和2年 8月19日	令和3年 2月17日		
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと。	○
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	○
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03 以下	○
鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
有機リン化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.5 以下	○
砒素及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下	○
トリクロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
テトラクロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下	○
チラム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.03 以下	○
チオベンソルブ	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
セレン及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	○
ほう素及びその化合物	mg/L	0.6	0.4	0.6	0.4	50 以下	○
ふっ素及びその化合物	mg/L	<0.15	<0.15	<0.15	<0.15	15 以下	○
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	2.7	1.9	3.4	<1.0	200 以下	○
水素イオン濃度 (pH)	—	8.1	7.9	7.7	7.9	6.5~8.5	○
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	5 以下	○
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	7.4	5.0	7.7	3.2	20 以下	○
浮遊物質 (SS)	mg/L	<1	<1	<1	<1	20 以下	○
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量	鉱油類	mg/L	<1	<1	<1	5 以下	○
	動植物油脂類	mg/L	<1	<1	<1	30 以下	○
フェノール類含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	5 以下	○
銅含有量	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	○
亜鉛含有量	mg/L	<0.01	<0.10	<0.01	<0.10	2 以下	○
溶解性鉄含有量	mg/L	<0.05	<0.05	0.1	<0.05	10 以下	○
溶解性マンガ含有量	mg/L	0.18	<0.02	<0.02	<0.02	10 以下	○
クロム含有量	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2 以下	○
大腸菌群数	個/cm ³	<30	<0	<30	<0	3000 以下	○
窒素含有量	mg/L	4.4	3.2	5.0	2.5	40 以下	○
リン含有量	mg/L	0.2	0.13	<0.02	0.90	8 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.000093	—	0.00023	—	10 以下	○

注) 表中の現行放流水質基準は、本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値を示す。

資料) 水質検査結果 (浜松市 平和清掃事業所)

表 4-3-1 (2) 浸出水処理施設水質モニタリング結果 (令和3年度)

項目	単位	令和3年度				現行放流水質基準 (自主規制値)	2施設の 適合状況 ○:適合 ×:不適合
		第1放流水		第2放流水			
		令和3年 8月18日	令和4年 2月16日	令和3年 8月18日	令和4年 2月16日		
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと。	○
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	○
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.011	<0.002	<0.002	<0.002	0.03 以下	○
鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
有機リン化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.5 以下	○
砒素及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下	○
トリクロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
テトラクロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下	○
チラム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.03 以下	○
チオベンソルブ	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
セレン及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
1,4-ジキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	○
ほう素及びその化合物	mg/L	1.0	0.6	0.9	0.2	50 以下	○
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.17	0.17	<0.15	0.17	15 以下	○
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	1.9	<1.0	3.9	1.1	200 以下	○
水素イオン濃度 (pH)	—	7.6	7.1	7.5	7.9	6.5~8.5	○
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	<1.0	<1.0	1.1	4.0	5 以下	○
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	4.9	8.4	6.2	9.2	20 以下	○
浮遊物質 (SS)	mg/L	<1	2	<1	1	20 以下	○
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量	鉱油類	mg/L	<1	<1	<1	5 以下	○
	動植物油脂類	mg/L	<1	<1	<1	30 以下	○
フェノール類含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	5 以下	○
銅含有量	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	3 以下	○
亜鉛含有量	mg/L	0.26	0.12	<0.10	<0.10	2 以下	○
溶解性鉄含有量	mg/L	0.26	0.08	0.24	0.07	10 以下	○
溶解性マンガ含有量	mg/L	2.6	1.6	0.16	<0.02	10 以下	○
クロム含有量	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2 以下	○
大腸菌群数	個/cm ³	0	0	0	<30	3000 以下	○
窒素含有量	mg/L	3.3	3.2	1.9	1.7	40 以下	○
リン含有量	mg/L	0.22	0.38	0.24	1.5	8 以下	○
ダイキソニル類	pg-TEQ/L	0.000045	—	0.000030	—	10 以下	○

注) 表中の現行放流水質基準は、本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値を示す。

資料) 水質検査結果 (浜松市 平和清掃事業所)

表 4-3-1 (3) 浸出水処理施設水質モニタリング結果 (令和4年度)

項目	単位	令和4年度				現行放流水質基準 (自主規制値)	2施設の 適合状況 ○:適合 ×:不適合
		第1放流水		第2放流水			
		令和4年 8月17日	令和5年 2月15日	令和4年 8月17日	令和5年 2月15日		
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと。	○
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	○
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.012	<0.002	<0.002	<0.002	0.03 以下	○
鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
有機リン化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.5 以下	○
砒素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	<0.001	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下	○
トリクロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
テトラクロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下	○
チラム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.03 以下	○
チオベンソルブ	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
セレン及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
1,4-ジキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	○
ほう素及びその化合物	mg/L	2.1	0.9	1.6	0.7	50 以下	○
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.24	<0.15	0.2	<0.15	15 以下	○
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	1.9	1.4	2.8	4.9	200 以下	○
水素イオン濃度 (pH)	—	7.7	7.4	7.7	7.6	6.5~8.5	○
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.0	<1.0	<1.0	4.7	5 以下	○
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	9.0	8.9	5.0	8.8	20 以下	○
浮遊物質 (SS)	mg/L	<1	<1	<1	3	20 以下	○
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量	鉱油類	mg/L	<1	<1	<1	5 以下	○
	動植物油脂類	mg/L	<1	<1	<1	30 以下	○
フェノール類含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	5 以下	○
銅含有量	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	3 以下	○
亜鉛含有量	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	2 以下	○
溶解性鉄含有量	mg/L	0.09	0.25	<0.05	0.07	10 以下	○
溶解性マンガ含有量	mg/L	0.27	0.32	0.10	<0.02	10 以下	○
クロム含有量	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2 以下	○
大腸菌群数	個/cm ³	<30	<30	0	0	3000 以下	○
窒素含有量	mg/L	4.3	4.4	5.0	7.7	40 以下	○
リン含有量	mg/L	0.47	1.3	0.41	1.3	8 以下	○
ダイキシン類	pg-TEQ/L	0.000039	—	0	—	10 以下	○

注) 表中の現行放流水質基準は、本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値を示す。

資料) 水質検査結果 (浜松市 平和清掃事業所)

表 4-3-1 (4) 浸出水処理施設水質モニタリング結果 (令和5年度)

項目	単位	令和5年度				現行放流水質基準 (自主規制値)	2施設の 適合状況 ○:適合 ×:不適合
		第1放流水		第2放流水			
		令和5年 8月16日	令和6年 2月21日	令和5年 8月16日	令和6年 2月21日		
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと。	○
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	○
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.002	0.003	<0.002	<0.002	0.03 以下	○
鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
有機リン化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.5 以下	○
砒素及びその化合物	mg/L	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下	○
トリクロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
テトラクロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下	○
チラム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.03 以下	○
チオベンソルブ	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
セレン及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
1,4-ジキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	○
ほう素及びその化合物	mg/L	0.9	0.7	0.7	0.5	50 以下	○
ふっ素及びその化合物	mg/L	0.29	<0.15	<0.15	<0.15	15 以下	○
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	3.8	3.7	3.3	<1	200 以下	○
水素イオン濃度 (pH)	—	7.5	7.4	7.8	7	6.5~8.5	○
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.2	<1.0	<1.0	1.0	5 以下	○
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	4.7	8.9	5.6	6.6	20 以下	○
浮遊物質 (SS)	mg/L	<1	<1	<1	<1	20 以下	○
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量	鉱油類	mg/L	<1	<1	<1	5 以下	○
	動植物油脂類	mg/L	<1	<1	<1	30 以下	○
フェノール類含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	5 以下	○
銅含有量	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	3 以下	○
亜鉛含有量	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	2 以下	○
溶解性鉄含有量	mg/L	0.17	0.48	<0.05	0.18	10 以下	○
溶解性マンガン含有量	mg/L	<0.02	0.43	<0.02	0.05	10 以下	○
クロム含有量	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2 以下	○
大腸菌群数	個/cm ³	0	0	0	0	3000 以下	○
窒素含有量	mg/L	5.0	4.4	4.6	1.8	40 以下	○
リン含有量	mg/L	0.52	1.7	0.73	5.8	8 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.00010	—	0.000027	—	10 以下	○

注) 表中の現行放流水質基準は、本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値を示す。

資料) 水質検査結果 (浜松市 平和清掃事業所)

表 4-3-1 (5) 浸出水処理施設水質モニタリング結果 (令和 6 年度)

項目	単位	令和 6 年度				現行放流水質基準 (自主規制値)	2 施設の 適合状況 ○:適合 ×:不適合
		第 1 放流水		第 2 放流水			
		令和 6 年 8 月 21 日	令和 7 年 2 月 19 日	令和 6 年 8 月 21 日	令和 7 年 2 月 19 日		
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと。	○
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	○
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003	<0.002	<0.002	<0.002	0.03 以下	○
鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
有機リン化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.5 以下	○
砒素及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下	○
トリクロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
テトラクロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下	○
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.04 以下	○
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	1 以下	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.4 以下	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.06 以下	○
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下	○
チラム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
セレン及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
1, 4-ジメチル	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	○
ほう素及びその化合物	mg/L	0.6	0.6	0.7	0.5	50 以下	○
ふっ素及びその化合物	mg/L	<0.15	<0.15	<0.15	<0.15	15 以下	○
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	2	1.3	1.3	<1	200 以下	○
水素イオン濃度 (pH)	—	7.3	7.5	7.8	7.8	6.5~8.5	○
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	<1	<1	<1	<1	5 以下	○
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	6.4	6.1	6.1	3	20 以下	○
浮遊物質 (SS)	mg/L	4	<1	<1	<1	20 以下	○
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量	鉱油類	mg/L	<1	<1	<1	5 以下	○
	動植物油脂類	mg/L	<1	<1	<1	30 以下	○
フェノール類含有量	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	5 以下	○
銅含有量	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	○
亜鉛含有量	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下	○
溶解性鉄含有量	mg/L	0.32	<0.05	0.13	0.08	10 以下	○
溶解性マンガン含有量	mg/L	<0.02	0.38	<0.02	0.04	10 以下	○
クロム含有量	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	2 以下	○
大腸菌群数	個/cm ³	0	0	0	0	3000 以下	○
窒素含有量	mg/L	3.2	2.2	2.6	0.7	40 以下	○
リン含有量	mg/L	0.9	0.75	0.53	0.13	8 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.000097	—	0	—	10 以下	○

注) 表中の現行放流水質基準は、本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値を示す。

資料) 水質検査結果 (浜松市 平和清掃事業所)

イ 現地調査

7) 調査項目

既存施設（第2浸出水処理施設）の定常稼働時における放流水、放流先排水路及び海域（奥庄内湖）の現況水質を把握するため、以下の項目について調査を実施した。

現地調査における水質調査項目の詳細を表 4-3-2 に示す。

a 第2浸出水処理施設の稼働に伴う処理水の水質

a) 放流先河川（排水路）

気温、水温、外観、透視度、流量、生活環境項目、健康項目、有機リン、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、ダイオキシン類

b) 海域（奥庄内湖）

気温、水温、外観、透視度、生活環境項目、健康項目、フェノール類、有機リン、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、ダイオキシン類

c) 放流水

気温、水温、外観、透視度、放流量、排水基準項目、ダイオキシン類

イ) 調査地点

水質調査地点の位置を図 4-3-2 に示す。

河川の調査地点は、事業計画地を南北に横断する排水路（中渡谷川）において、浸出水処理施設放流水の合流前（事業計画地北側）の地点を No.1 と合流後（事業計画地南側）の地点を No.2 とした。

海域の調査地点は、事業計画地に近接する浜名湖において、浸出水処理施設放流水が流入する南側排水路出口から約 100m先の地点を No.3、約 200m先の地点を No.4～No.6 とした。

放流水の調査地点は、第2浸出水処理施設内の取水口を No.7 とした。

表 4-3-2 現地調査における水質調査項目

【生活環境項目】生活環境の保全に関する環境基準（河川・海域）

項 目	
水素イオン濃度 (pH)	大腸菌群数
生物化学的酸素要求量 (BOD)	ノルマルヘキサン抽出物
化学的酸素要求量 (COD)	全窒素(T-N)
浮遊物質 (SS)	全リン(T-P)
溶存酸素 (DO)	全亜鉛

【健康項目】人の健康の保護に関する環境基準

項 目	
カドミウム	1, 1, 2-トリクロロエタン
全シアン	トリクロロエチレン
鉛	テトラクロロエチレン
六価クロム	1, 3-ジクロロプロペン
砒素	チウラム
総水銀	シマジン
アルキル水銀	チオベンカルブ
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	ベンゼン
ジクロロメタン	セレン
四塩化炭素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
1, 2-ジクロロエタン	ふっ素
1, 1-ジクロロエチレン	ほう素
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 4-ジオキサン
1, 1, 1-トリクロロエタン	

【排水基準項目】最終処分場基準省令別表第一

項 目	
アルキル水銀化合物	ベンゼン
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	セレン及びその化合物
カドミウム及びその化合物	1, 4-ジオキサン
鉛及びその化合物	ほう素及びその化合物
有機リン化合物	ふっ素及びその化合物
六価クロム化合物	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
砒素及びその化合物	水素イオン濃度 (pH)
シアン化合物	生物化学的酸素要求量 (BOD)
ポリ塩化ビフェニル	化学的酸素要求量 (COD)
トリクロロエチレン	浮遊物質 (SS)
テトラクロロエチレン	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)
ジクロロメタン	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)
四塩化炭素	フェノール類含有量
1, 2-ジクロロエタン	銅含有量
1, 1-ジクロロエチレン	亜鉛含有量
シス-1, 2-ジクロロエチレン	溶解性鉄含有量
1, 1, 1-トリクロロエタン	溶解性マンガン含有量
1, 1, 2-トリクロロエタン	クロム含有量
1, 3-ジクロロプロペン	大腸菌群数
チウラム	窒素含有量
シマジン	リン含有量
チオベンカルブ	

注) 一般的に窒素含有量は排水基準、全窒素(T-N)は環境基準として扱われる項目であるが、本報告書では分析方法「JIS K 0102 45. 6」が同じであるため、同一な項目として分析値の比較を行うものとした。なお、その他の項目も同様である。

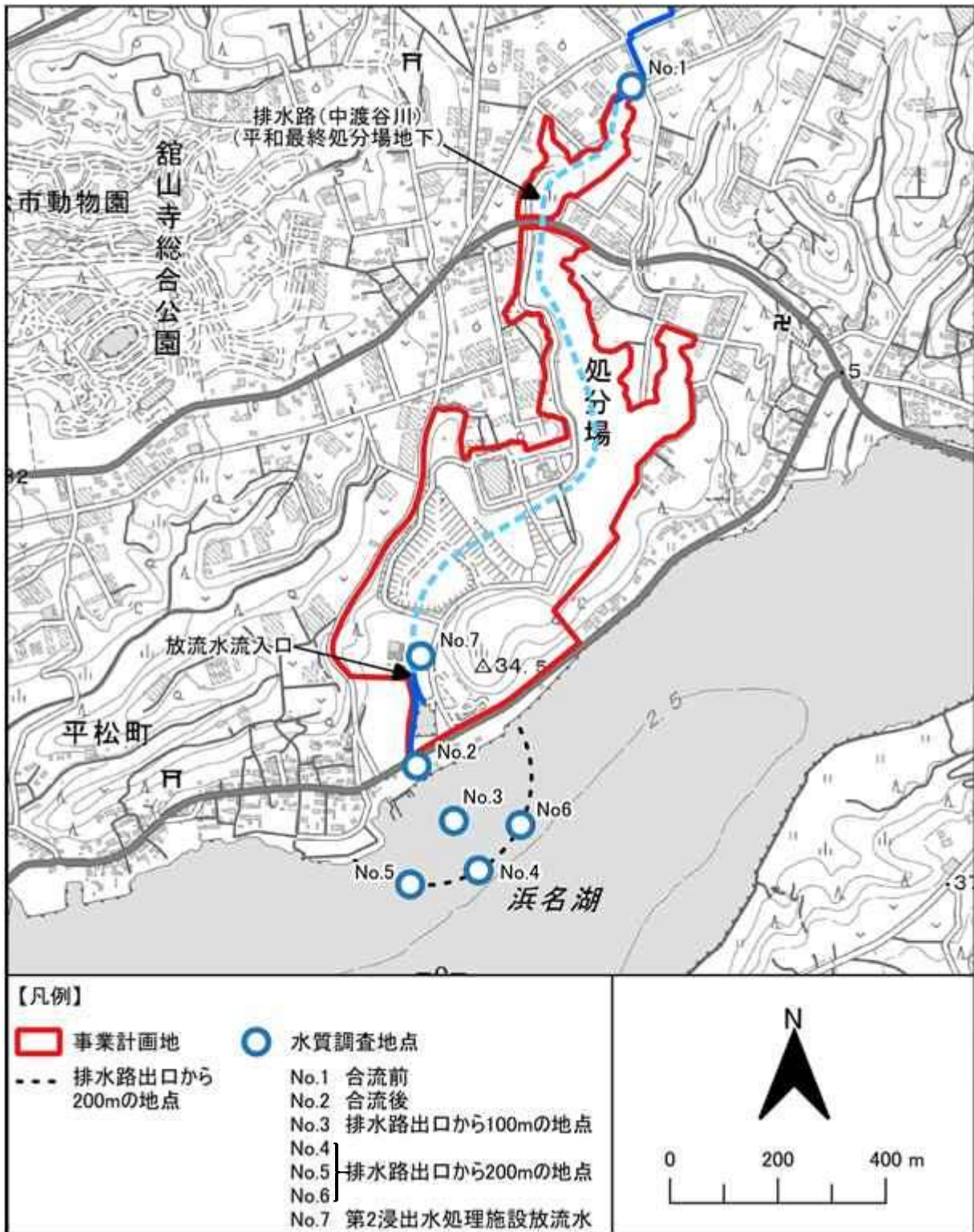


図 4-3-2 水質調査地点の位置

ウ) 調査時期

調査時期を表 4-3-3 に示す。

浸出水処理施設放流水の合流後の排水路（中渡谷川）は浜名湖に接続しているため、水質調査地点 No. 2 については、潮の干満の影響（逆流）を受ける地点である。

したがって、放流先河川及び海域調査時期は大潮期の引き潮（干潮）時を考慮し、夏季と冬季にそれぞれ調査を実施した。

表 4-3-3 調査時期

調査時期	調査地点	調査日時
夏季	No. 1 : 放流水合流前	令和7年7月24日（木）8:00～12:00 ※浜名湖潮位：舞阪エリア 大潮 干潮 11:49
	No. 2 : 放流水合流後	
	No. 3～No. 6 : 海域	
	No. 7 : 第2 浸出水処理施設	令和7年8月20日（水）
冬季	No. 1 : 放流水合流前	令和8年1月19日（月）9:00～12:00 ※浜名湖潮位：舞阪エリア 大潮 干潮 12:26
	No. 2 : 放流水合流後	
	No. 3～No. 6 : 海域	

エ) 調査方法

水質調査について、放流水については一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成10年6月環境庁・厚生省告示第1号）等、河川水及び海水については「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に基づく方法等に準拠した。

㊦) 調査結果

a 放流先河川（排水路）（No. 1、No. 2）

排水路である No. 1 及び No. 2 の調査結果を表 4-3-4 及び表 4-3-5 に示す。

【No. 1】（放流水合流前）

調査地点 No. 1 は、排水路（中渡谷川）において、対象施設（浸出水処理施設）からの放流水合流前に位置する。

排水路の水質については環境基準が設定されていないため、参考として伊佐地川の河川類型 B と比較した。

夏季調査においては、大腸菌群数が基準値（参考）を超過する結果であった。また、冬季調査においては、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素のみ基準値（参考）を超過する結果であった。

基準値超過の原因としては、調査地点の上流域及び周辺は畑が多く、下水道未整備区域からの生活排水や農耕地からの肥料流入等の影響が考えられる。

【No. 2】（放流水合流後）

調査地点 No. 2 は、排水路（中渡谷川）において、対象施設（浸出水処理施設）からの放流水合流後に位置する。また、排水路流末が浜名湖に接続しているため、No. 2 は潮の干満の影響（逆流）を受ける地点であるが、本調査は順流時に採水を行った。

排水路の水質については環境基準が設定されていないため、参考として伊佐地川の河川類型 B と比較した。

夏季調査においては、大腸菌群数が基準値（参考）を超過する結果であった。また、冬季調査においては、ほう素のみ基準値（参考）を超過する結果であった。

基準値超過の原因としては、夏季は排水路（中渡谷川）上流側に位置する No. 1 の基準値を超過した水が下流側に流れていることが挙げられる。また、冬季におけるほう素の超過は隣接する海域からの影響（環境省によれば、ふっ素及びほう素は自然状態において海域に相当程度含まれているとしている。）が考えられる。

なお、同調査地点は対象施設からの処理水が流入しているが、放流している処理水の水質結果は全ての項目において、本調査（No. 7）では最終処分基準省令の基準値を、施設管理におけるモニタリング調査（p. 47～51、令和 2 年～令和 6 年度）では法令基準よりも厳しく設定した現行放流水質基準（近隣団体と定めた公害防止協定及び一般廃棄物処理施設設置届に基づいた放流量、放流水質基準）を下回っている。

したがって、同施設からの影響ではないものと判断できる。

表 4-3-4 水質調査結果 (No. 1)

調査地点 : No.1 放流水合流前 (排水路 : 中渡谷川)

項目	単位	夏季		冬季		環境基準 (参考 : 河川 B 類型)
		調査結果	適合状況	調査結果	適合状況	
気温	℃	32.4	—	10.4	—	—
水温	℃	29.0	—	6.3	—	—
外観	—	淡黄色透	—	無色透明	—	—
透視度	度	30<	—	30<	—	—
流量	m ³ /s	0.01	—	0.01	—	—
水素イオン濃度 (pH)	—	7.6 (25℃)	○	7.5 (20℃)	○	6.5—8.5
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.2	○	3.0	○	3 以下
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	7.0	—	6.5	—	—
浮遊物質 (SS)	mg/L	1.1	○	<1.0	○	25 以下
溶存酸素 (DO)	mg/L	6.5	○	10.4	○	5 以上
大腸菌群数	MPN/100mL	49000	×	2800	○	5000 以下
ノルマルヘキサン抽出物質	m ³ /L	<0.5	○	<0.5	○	検出されないこと。
全窒素 (T-N)	mg/L	4.2	—	17	—	—
全リン (T-P)	mg/L	5.2	—	3.1	—	—
全亜鉛	mg/L	0.062	—	0.064	—	—
カドミウム	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	○	<0.0002	○	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	○	<0.0004	○	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	○	<0.004	○	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	○	<0.0006	○	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	○	<0.0002	○	0.002 以下
チラム	mg/L	<0.0006	○	<0.0006	○	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	4.1	○	16	×	10 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	○	<0.08	○	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	1 以下
1,4-ジキサン	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.05 以下
有機リン化合物	mg/L	<0.1	—	<0.1	—	—
フェノール類含有量	mg/L	<0.05	—	0.05	—	—
銅	mg/L	<0.01	—	<0.01	—	—
溶解性鉄	mg/L	0.08	—	0.16	—	—
溶解性マンガן	mg/L	<0.01	—	<0.01	—	—
クロム	mg/L	<0.02	—	<0.02	—	—
ダイキシン類	pg-TEQ/L	0.022	○	0.021	○	1 以下

注) 「検出されないこと」とは、定量下限値を下回ることを示す。

表 4-3-5 水質調査結果 (No. 2)

調査地点: No.2 放流水合流後 (排水路: 中渡谷川)

項目	単位	夏季		冬季		環境基準 (参考: 河川B 類型)
		調査結果	適合 状況	調査結果	適合 状況	
気温	℃	33.5	—	10.8	—	—
水温	℃	30.1	—	9.5	—	—
外観	—	淡白色透	—	淡茶色透	—	—
透視度	度	30<	—	30<	—	—
流量	m ³ /s	0.06	—	0.04	—	—
水素イオン濃度 (pH)	—	8.0 (26℃)	○	8.1 (20℃)	○	6.5—8.5
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.3	○	2.9	○	3 以下
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	6.0	—	4.6	—	—
浮遊物質量 (SS)	mg/L	10	○	4.2	○	25 以下
溶存酸素 (DO)	mg/L	8.4	○	10.1	○	5 以上
大腸菌群数	MPN/100mL	33000	×	4900	○	5000 以下
ホルマリン抽出物質	m ³ /L	<0.5	○	<0.5	○	検出されないこと。
全窒素 (T-N)	mg/L	4.5	—	2.5	—	—
全リン (T-P)	mg/L	0.10	—	0.058	—	—
全亜鉛	mg/L	0.011	—	0.011	—	—
カドミウム	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003 以下
全アンモニア	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	○	<0.0002	○	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	○	<0.0004	○	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	○	<0.004	○	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	○	<0.0006	○	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	0.01 以下
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	○	<0.0002	○	0.002 以下
テトラム	mg/L	<0.0006	○	<0.0006	○	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	3.9	○	2.0	○	10 以下
ふっ素	mg/L	0.30	○	0.54	○	0.8 以下
ほう素	mg/L	1.0	○	2.3	×	1 以下
1,4-ジシロキサン	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.05 以下
有機リン化合物	mg/L	<0.1	—	<0.1	—	—
フェノール類含有量	mg/L	<0.05	—	<0.05	—	—
銅	mg/L	<0.01	—	<0.01	—	—
溶解性鉄	mg/L	<0.05	—	<0.05	—	—
溶解性マンガン	mg/L	<0.01	—	0.02	—	—
クロム	mg/L	<0.02	—	<0.02	—	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.14	○	0.057	—	1 以下

注) 「検出されないこと」とは、定量下限値を下回ることを示す。

b 海域（奥庄内湖）（No. 3～No. 6）

海域である No. 3～No. 6 の調査結果を表 4-3-6～表 4-3-9 に示す。

【No. 3～No. 6】（南側排水路から約 100m または 200m 先）

調査地点 No. 3 は南側排水路から約 100m 先、調査地点 No. 4～No. 6 は約 200m 先の海域に位置する。

調査地点はいずれも奥庄内湖に位置するため、環境基準においては参考として、浜名湖水域の奥庄内湖の海域 B、海域Ⅲ、生物特 A と比較した。

夏季調査においては、調査地点 No. 3～No. 6 の水素イオン濃度（pH）及び全リン（T-P）、No. 3 の全窒素（T-N）が基準値（参考）を超過する結果であった。また、冬季調査においては、調査地点 No. 3 の全リン（T-P）が基準値（参考）を超過する結果であった。

なお、「令和 5 年度静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果（静岡県）」によれば、奥庄内湖中央付近の調査地点である浜名湖白洲においても水素イオン濃度（pH）の超過が見られた。なお、対象施設からの処理水は常に現行放流水質基準（自主規制値）を下回っているおり、放流量が 750m³/日と奥庄内湖の水量と比べてごく僅かの流入量である。

したがって、基準値超過の要因は対象施設からの影響ではなく、浜名湖特有（閉鎖性水域）の富栄養化などが挙げられる。

表 4-3-6 水質調査結果 (No. 3)

調査地点 : No.3 海域 (南側排水路出口から約100m先)

項目	単位	夏季		冬季		環境基準 (参考: 海域B、 海域Ⅲ、生物特A)
		調査結果	適合 状況	調査結果	適合 状況	
気温	℃	32.2	—	15.8	—	—
水温	℃	33.2	—	9.4	—	—
外観	—	淡緑色透	—	淡黄色透	—	—
透視度	度	30<	—	30<	—	—
水素イオン濃度 (pH)	—	8.4 (26℃)	×	8.1 (20℃)	○	7.8-8.3
化学的酸素要求量 (COD Mn)	mg/L	6.6	—	5.3	—	—
化学的酸素要求量 (COD OH)	mg/L	2.9	○	2.1	○	3 以下
浮遊物質量 (SS)	mg/L	12	—	5.2	—	—
溶存酸素 (DO)	mg/L	10.0	○	11.1	○	5 以上
大腸菌群数	MPN/100mL	240	—	7	—	—
ホルマリン抽出物質	m ³ /L	<0.5	○	<0.5	○	検出されないこと。
全窒素 (T-N)	mg/L	0.67	×	0.59	○	0.6 以下
全リン (T-P)	mg/L	0.073	×	0.064	×	0.05 以下
全亜鉛	mg/L	0.003	—	0.012	—	—
ｶﾞﾀﾞｼﾞﾑ	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003 以下
全ｼﾞﾝ	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.01 以下
六価ｸﾛﾑ	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと。
ｼﾞｸﾞﾛﾓｸﾞ	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	○	<0.0002	○	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾞﾛﾛｸﾞ	mg/L	<0.0004	○	<0.0004	○	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾞﾛﾛｸﾞ	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.1 以下
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾞﾛﾛｸﾞ	mg/L	<0.004	○	<0.004	○	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾞﾛﾛｸﾞ	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾞﾛﾛｸﾞ	mg/L	<0.0006	○	<0.0006	○	0.006 以下
ﾄﾘｸﾞﾛﾛｸﾞ	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾞﾛﾛｸﾞ	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾞﾛﾛﾌﾞﾛｰﾎﾝ	mg/L	<0.0002	○	<0.0002	○	0.002 以下
ｸﾞﾗﾑ	mg/L	<0.0006	○	<0.0006	○	0.006 以下
ｼﾞﾏｼﾞﾝ	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003 以下
ﾓﾉﾊﾞﾝｶﾙﾌﾞ	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.02 以下
ﾍﾞﾝゼﾝ	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	0.01 以下
ｾﾚﾝ	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.09	○	0.29	○	10 以下
ふっ素	mg/L	0.84	—	0.97	—	—
ほう素	mg/L	2.7	—	4.0	—	—
1,4-ｼﾞｸﾞｷﾞ	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.05 以下
有機リン	mg/L	<0.1	—	<0.1	—	—
フェノール類含有量	mg/L	<0.05	—	<0.05	—	—
銅	mg/L	<0.01	—	<0.01	—	—
溶解性鉄	mg/L	<0.05	—	<0.05	—	—
溶解性マンガ	mg/L	<0.01	—	<0.01	—	—
ｸﾛﾑ	mg/L	<0.02	—	<0.02	—	—
ﾀﾞｲｷﾞﾝ類	pg-TEQ/L	0.11	○	0.055	○	1 以下

注) 「検出されないこと」とは、定量下限値を下回ることを示す。

表 4-3-7 水質調査結果 (No. 4)

調査地点 : No. 4 海域 (南側排水路出口から約200m先)

項目	単位	夏季		冬季		環境基準 (参考: 海域B、 海域Ⅲ、生物特A)
		調査結果	適合 状況	調査結果	適合 状況	
気温	℃	33.0	—	15.8	—	—
水温	℃	34.1	—	9.1	—	—
外観	—	淡緑色透	—	無色透明	—	—
透視度	度	30<	—	30<	—	—
水素イオン濃度 (pH)	—	8.4 (26℃)	×	8.1 (20℃)	○	7.8-8.3
化学的酸素要求量 (COD Mn)	mg/L	6.4	—	3.6	—	—
化学的酸素要求量 (COD OH)	mg/L	2.4	○	1.0	○	3 以下
浮遊物質量 (SS)	mg/L	10	—	4.3	—	—
溶存酸素 (DO)	mg/L	9.5	○	11.8	○	5 以上
大腸菌群数	MPN/100mL	130	—	2	—	—
ホルマリン抽出物質	m ³ /L	<0.5	○	<0.5	○	検出されないこと。
全窒素 (T-N)	mg/L	0.56	○	0.46	○	0.6 以下
全リン (T-P)	mg/L	0.070	×	0.032	○	0.05 以下
全亜鉛	mg/L	0.004	—	0.007	—	—
カドミウム	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003 以下
全アンモニア	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	○	<0.0002	○	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	○	<0.0004	○	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	○	<0.004	○	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	○	<0.0006	○	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	○	<0.0002	○	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	○	<0.0006	○	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.04	○	0.28	○	10 以下
ふっ素	mg/L	0.90	—	1.0	—	—
ほう素	mg/L	2.8	—	4.0	—	—
1,4-ジチン	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.05 以下
有機リン	mg/L	<0.1	—	<0.1	—	—
フェノール類含有量	mg/L	<0.05	—	<0.05	—	—
銅	mg/L	<0.01	—	<0.01	—	—
溶解性鉄	mg/L	<0.05	—	<0.05	—	—
溶解性マンガン	mg/L	<0.01	—	<0.01	—	—
クロム	mg/L	<0.02	—	<0.02	—	—
ダイキシン類	pg-TEQ/L	0.096	○	0.039	○	1 以下

注) 「検出されないこと」とは、定量下限値を下回ることを示す。

表 4-3-8 水質調査結果 (No. 5)

調査地点 : No.5 海域 (南側排水路出口から約200m先)

項目	単位	夏季		冬季		環境基準 (参考: 海域B、 海域Ⅲ、生物特A)
		調査結果	適合 状況	調査結果	適合 状況	
気温	℃	35.8	—	15.5	—	—
水温	℃	34.0	—	9.0	—	—
外観	—	淡緑色透	—	無色透明	—	—
透視度	度	30<	—	30<	—	—
水素イオン濃度 (pH)	—	8.4 (26℃)	×	8.2 (20℃)	○	7.8-8.3
化学的酸素要求量 (COD Mn)	mg/L	6.5	—	4.3	—	—
化学的酸素要求量 (COD OH)	mg/L	2.4	○	1.5	○	3 以下
浮遊物質量 (SS)	mg/L	11	—	3.9	—	—
溶存酸素 (DO)	mg/L	9.6	○	12.0	○	5 以上
大腸菌群数	MPN/100mL	70	—	<2	—	—
ホルマリン抽出物質	m ³ /L	<0.5	○	<0.5	○	検出されないこと。
全窒素 (T-N)	mg/L	0.59	○	0.62	○	0.6 以下
全リン (T-P)	mg/L	0.073	×	0.040	○	0.05 以下
全亜鉛	mg/L	0.015	—	0.010	—	—
カドミウム	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003 以下
全アンモニア	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	○	<0.0002	○	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	○	<0.0004	○	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	○	<0.004	○	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	○	<0.0006	○	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	○	<0.0002	○	0.002 以下
チクロロメタン	mg/L	<0.0006	○	<0.0006	○	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.03	○	0.33	○	10 以下
ふっ素	mg/L	0.89	—	1.0	—	—
ほう素	mg/L	2.7	—	3.8	—	—
1,4-ジチン	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.05 以下
有機リン	mg/L	<0.1	—	<0.1	—	—
フェノール類含有量	mg/L	<0.05	—	<0.05	—	—
銅	mg/L	<0.01	—	<0.01	—	—
溶解性鉄	mg/L	<0.05	—	<0.05	—	—
溶解性マンガン	mg/L	<0.01	—	<0.01	—	—
クロム	mg/L	<0.02	—	<0.02	—	—
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.13	○	0.037	—	1 以下

注) 「検出されないこと」とは、定量下限値を下回ることを示す。

表 4-3-9 水質調査結果 (No. 6)

調査地点 : No.6 海域 (南側排水路出口から約200m先)

項目	単位	夏季		冬季		環境基準 (参考: 海域B、 海域Ⅲ、生物特A)
		調査結果	適合 状況	調査結果	適合 状況	
気温	℃	32.1	—	16.1	—	—
水温	℃	34.0	—	9.0	—	—
外観	—	淡緑色透	—	無色透明	—	—
透視度	度	30<	—	30<	—	—
水素イオン濃度 (pH)	—	8.4 (26℃)	×	8.1 (20℃)	○	7.8-8.3
化学的酸素要求量 (COD Mn)	mg/L	6.6	—	3.7	—	—
化学的酸素要求量 (COD OH)	mg/L	2.3	○	1.0	○	3 以下
浮遊物質量 (SS)	mg/L	13	—	5.3	—	—
溶存酸素 (DO)	mg/L	9.0	○	12.0	○	5 以上
大腸菌群数	MPN/100mL	330	—	2	—	—
ホルマリン抽出物質	m ³ /L	<0.5	○	<0.5	○	検出されないこと。
全窒素 (T-N)	mg/L	0.52	○	0.38	○	0.6 以下
全リン (T-P)	mg/L	0.069	×	0.029	○	0.05 以下
全亜鉛	mg/L	0.025	—	0.015	—	—
ｶﾞﾄﾞｼﾞﾑ	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003 以下
全ｼﾞﾝ	mg/L	<0.1	○	<0.1	○	検出されないこと。
鉛	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.01 以下
六価ｸﾛﾑ	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	検出されないこと。
ｼﾞｸﾞﾛﾓｸﾞ	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	○	<0.0002	○	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾞﾛﾛｸﾞ	mg/L	<0.0004	○	<0.0004	○	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾞﾛﾛｸﾞ	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.1 以下
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾞﾛﾛｸﾞ	mg/L	<0.004	○	<0.004	○	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾞﾛｸﾞ	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾞﾛｸﾞ	mg/L	<0.0006	○	<0.0006	○	0.006 以下
ﾄﾘｸﾞﾛｸﾞ	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾞﾛｸﾞ	mg/L	<0.0005	○	<0.0005	○	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾞﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg/L	<0.0002	○	<0.0002	○	0.002 以下
ｸﾞﾗﾑ	mg/L	<0.0006	○	<0.0006	○	0.006 以下
ｼﾞﾌﾞｼﾞﾝ	mg/L	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003 以下
ｸﾞﾞﾞﾞﾝ	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.02 以下
ﾍﾞﾝゼﾝ	mg/L	<0.001	○	<0.001	○	0.01 以下
ｾﾚﾝ	mg/L	<0.002	○	<0.002	○	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.03	○	0.22	○	10 以下
ふっ素	mg/L	0.88	—	1.0	—	—
ほう素	mg/L	2.8	—	4.4	—	—
1,4-ｼﾞｸﾞｷﾝ	mg/L	<0.005	○	<0.005	○	0.05 以下
有機リン	mg/L	<0.1	—	<0.1	—	—
フェノール類含有量	mg/L	<0.05	—	<0.05	—	—
銅	mg/L	<0.01	—	<0.01	—	—
溶解性鉄	mg/L	<0.05	—	<0.05	—	—
溶解性マンガ	mg/L	<0.01	—	<0.01	—	—
クロム	mg/L	<0.02	—	<0.02	—	—
ﾀﾞｲｷﾝｼﾞﾝ類	pg-TEQ/L	0.14	○	0.039	○	1 以下

注) 「検出されないこと」とは、定量下限値を下回ることを示す。

c 放流水 (No. 7)

第 2 浸出水処理施設の放流水である No. 7 の調査結果を表 4-3-10 に示す。

【No. 7】(第 2 浸出水処理施設)

調査地点 No. 7 は第 2 浸出水処理施設からの放流水である。

同放流水については、法令基準よりも厳しく設定した現行放流水質基準（近隣団体と定めた公害防止協定及び一般廃棄物処理施設設置届に基づいた放流量、放流水質基準）の基準と比較した。

夏季調査における全ての項目において基準値を下回る結果であった。

また、施設管理におけるモニタリング調査（p. 75～p. 79、令和 2 年度～令和 6 年度）では法令基準よりも厳しく設定した現行放流水質基準（自主規制値）を下回っている。

したがって、対象施設は適切に管理がなされていると判断できる。

表 4-3-10 水質調査結果 (No. 7)

調査地点 : No. 7 (第2浸出水処理施設)

項目	単位	夏 季		現行放流水質基準 (自主規制値)	
		調査結果	適合 状況		
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	○	検出されないこと。	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	<0.0005	○	0.005 以下	
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.002	○	0.03 以下	
鉛及びその化合物	mg/L	<0.01	○	0.1 以下	
有機リン化合物	mg/L	<0.02	○	1 以下	
六価クロム化合物	mg/L	<0.02	○	0.5 以下	
砒素及びその化合物	mg/L	<0.001	○	0.1 以下	
シアン化合物	mg/L	<0.02	○	1 以下	
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.001	○	0.003 以下	
トリクロエチレン	mg/L	<0.005	○	0.1 以下	
テトラクロエチレン	mg/L	<0.005	○	0.1 以下	
ジクロロメタン	mg/L	<0.01	○	0.2 以下	
四塩化炭素	mg/L	<0.005	○	0.02 以下	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.005	○	0.04 以下	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	○	1 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.005	○	0.4 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	○	3 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	○	0.06 以下	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.005	○	0.02 以下	
チウラム	mg/L	<0.01	○	0.06 以下	
シマジン	mg/L	<0.005	○	0.03 以下	
チオベンカルブ	mg/L	<0.01	○	0.2 以下	
ベンゼン	mg/L	<0.01	○	0.1 以下	
セレン及びその化合物	mg/L	<0.01	○	0.1 以下	
1,4-ジチオキサ	mg/L	<0.05	○	0.5 以下	
ほう素及びその化合物	mg/L	0.7	○	50 以下	
ふっ素及びその化合物	mg/L	<0.15	○	15 以下	
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	<1	○	200 以下	
水素イオン濃度 (pH)	—	7.8	○	6.5~8.5	
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.3	○	5 以下	
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	5.6	○	20 以下	
浮遊物質 (SS)	mg/L	<1	○	20 以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	mg/L	<1	○	5 以下
	動植物油脂類	mg/L	<1	○	30 以下
フェノール類含有量	mg/L	<0.05	○	5 以下	
銅含有量	mg/L	<0.1	○	3 以下	
亜鉛含有量	mg/L	<0.1	○	2 以下	
溶解性鉄含有量	mg/L	<0.05	○	10 以下	
溶解性マンガ含有量	mg/L	0.1	○	10 以下	
クロム含有量	mg/L	<0.02	○	2 以下	
大腸菌数	CFU/ml	0	○	800 以下	
窒素含有量	mg/L	1.7	○	40 以下	
リン含有量	mg/L	0.05	○	8 以下	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.000027	○	10 以下	

注) 「検出されないこと」とは、定量下限値を下回ることを示す。

(3) 予測

ア 施設処理水の放流

7) 予測対象時期

予測対象時期は、対象施設における設備（処理方式）が変更され、施設処理水の放流が定常的な状態となる時期とした。

4) 予測項目

予測項目は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、対象施設の処理方式を変更することによる、放流先排水路及び隣接する浜名湖水域の奥庄内湖への影響として、表 4-3-3 に示すとおりとした。

図 4-3-3 予測項目

区分	予測項目
放流先河川（水路）	生物化学的酸素要求量（BOD）、全リン（T-P）、全窒素（T-N）、浮遊物質（SS）、ダイオキシン類（DXNs）
海域（奥庄内湖）	化学的酸素要求量（COD）、全リン（T-P）、全窒素（T-N）、浮遊物質（SS）

7) 予測方法

a 予測地点・範囲

予測地点は、現地調査地点と同様（参照）とし、放流先排水路は水質調査地点 No. 2、奥庄内湖は放流先排水路出口から約 200m 先付近を対象とし、予測範囲は対象施設からの放流水の影響が及ぶ範囲とした。

b 予測手法

予測手法は、放流先排水路については対象施設からの放流水と河川水が完全に混合した場合における完全混合式を用いた定量的な予測とし、奥庄内湖（海域）については汚濁負荷量を考慮した定性的な予測とした。

c 予測条件

a) 予測式

放流先排水路における予測式は以下に示す完全混合式を用いた。

$$C = \frac{(C_1 \times Q_1) + (C_2 \times Q_2)}{Q_1 + Q_2}$$

C : 予測地点における河川の水質濃度 (mg/L)

C₁ : 河川の現況水質濃度 (mg/L)

C₂ : 対象施設からの放流水の水質濃度 (mg/L)

Q₁ : 河川の現況流量 (m³/s)

Q₂ : 対象施設からの放流量 (m³/s)

流入負荷量の算出は以下に示す式を用いた。

$$D = C \times Q$$

D : 流入負荷量 (g/日)

C : 現況水質濃度及び放流水質濃度 (mg/L)

Q : 現況流量及び計画放流量 (m³/日)

b) 予測条件

① 対象施設放流水の水質濃度及び放流量

対象施設放流水の水質濃度を表 4-3-11 に示す。

対象施設においては、廃掃法省令基準よりも厳しい現行放流水質基準（自主規制値）を定め管理を行っている。なお、同施設の実測値は、運転管理上、現行放流水質基準（自主規制値）よりもさらに厳しく管理を行っているため低い濃度を維持している。

現地調査結果には対象施設放流水も含まれているが、予測においては安全側を見て、対象施設放流水が全て放流先河川に排水されるものとして予測を行った。

表 4-3-11 対象施設放流水の水質濃度及び放流量

項目	単位	施設放流水の水質濃度		
		① 廃掃法省令 基準	② 現行放流 水質基準 (自主規制値)	③ No.7 (第2 浸出水処理施設) 実測値(2025. 8. 20)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	60	5	1.3
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	90	20	5.6
全リン (T-P)	mg/L	16	8	0.05
全窒素 (T-N)	mg/L	120	40	1.7
浮遊物質 (SS)	mg/L	60	20	1
ダイオキシン類 (DXNs)	pg-TEQ/L	10	10	0.000027
放流量	m ³ /日	—	200	200

② 放流先排水路の水質濃度変化

i 放流先排水路の現況水質濃度

放流先排水路の現況水質濃度を表 4-3-12 に示す。

表 4-3-12 放流先排水路の現況水質濃度

予測項目	単位	予測地点 (No.2) における放流先排水路の現況水質濃度		
		夏季	冬季	平均
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.3	2.9	2.6
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	6.0	4.6	5.3
全リン (T-P)	mg/L	0.10	0.058	0.079
全窒素 (T-N)	mg/L	4.5	2.5	3.5
浮遊物質 (SS)	mg/L	10	4.2	7.1
ダイオキシン類 (DXNs)	pg-TEQ/L	0.14	0.057	0.010

ii 放流先水路の現況流量

放流先水路の現況流量を表 4-3-13 に示す。

表 4-3-13 放流先水路の現況流量

項目	単位	予測地点 (No.2) における放流先排水路の現況流量		
		夏季	冬季	平均
流量	m ³ /s	0.06	0.04	0.05
	m ³ /日	5,184	3,456	4,320

③ 奥庄内湖への影響 (流入負荷量)

i 奥庄内湖に流入する河川等の現況水質条件

奥庄内湖に流入する主要な河川の現況水質条件は、現地調査結果及び「令和 6 年度 静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(静岡県) を基に設定した。

表 4-3-14 奥庄内湖に流入する河川等の現況水質条件

項目		平均流入量 または放流量		平均濃度 (mg/L)				備考
		流量 (m ³ /s)	流量 (m ³ /日)	化学的酸 素要求量 (COD)	全リン (T-P)	全窒素 (T-N)	浮遊物 質 (SS)	
奥庄内湖への 主な流入 河川	中渡谷川 (No. 2)	0.0500	4,320	5.3	0.08	3.5	7.1	注①
	二級河川 伊佐地川 (中之谷橋)	0.6000	51,840	2.4	0.08	2.3	9.3	注②
	二級河川 花川 (花川橋)	0.6000	51,840	3.3	0.11	5.5	4.6	注②
浸出水処理 施設	第 2 (No. 7)	0.0023	200	5.6	0.05	1.7	1 注 2	注①

注 1) ① 現地調査結果

② 令和 6 年度静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果 (静岡県)

注 2) 浮遊物質 (SS) の測定結果が測定下限値未満 (1mg/L 未満) の値は 1mg/L として扱った。

I) 予測結果

a 放流先排水路の水質濃度変化

a) 生物化学的酸素要求量 (BOD)

放流先排水路（現地調査地点 No. 2）での生物化学的酸素要求量 (BOD) 予測水質濃度結果を表 4-3-15 に示す。

予測の結果、対象施設における現行放流水質基準（自主規制値）を用いて予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度は 2.7mg/L、増加量は 0.1mg/L と予測される。一方、実際の放流水質濃度（実測値濃度）で予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度は 2.5mg/L であり、0.1mg/L 減少すると予測される。

表 4-3-15 生物化学的酸素要求量 (BOD) 予測水質濃度

予測条件		現況流量 Q ₁ m ³ /日	現況濃度 C ₁ mg/L	増加流量 Q ₂ m ³ /日	放流濃度 C ₂ mg/L	予測濃度 C mg/L	増加量 (予測-現況) mg/L	参考 環境基準 mg/L
廃掃法省令基準濃度	平均	4,320	2.6	200	60	5.1	2.5	3以下
現行放流水質基準（自主規制値）濃度	平均	4,320	2.6	200	5	2.7	0.1	
実測値濃度	平均	4,320	2.6	200	1.3	2.5	-0.1	

注) 参考基準：放流先排水路の生物化学的酸素要求量 (BOD) は環境基準が設定されていないため、最寄りの伊左地川の環境基準 (河川B類型) を参考とした。

b) 全リン (T-P)

放流先排水路（現地調査地点 No. 2）での全リン (T-P) 予測水質濃度結果を表 4-3-16 に示す。

予測の結果、対象施設における現行放流水質基準（自主規制値）を用いて予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度は 0.4mg/L、増加量は 0.4mg/L と予測される。一方、実際の放流水質濃度（実測値濃度）で予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度は 0.1mg/L であり、現況から変化しないと予測される。

表 4-3-16 全リン (T-P) 予測水質濃度

予測条件		現況流量 Q ₁ m ³ /日	現況濃度 C ₁ mg/L	増加流量 Q ₂ m ³ /日	放流濃度 C ₂ mg/L	予測濃度 C mg/L	増加量 (予測-現況) mg/L	参考 環境基準 mg/L
廃掃法省令基準濃度	平均	4,320	0.079	200	16	0.8	0.7	—
現行放流水質基準（自主規制値）濃度	平均	4,320	0.079	200	8	0.4	0.4	
実測値濃度	平均	4,320	0.079	200	0.05	0.1	0.0	

注) 参考基準：放流先排水路の全リン (T-P) は環境基準が設定されていない。

c) 全窒素 (T-N)

放流先排水路（現地調査地点 No. 2）での全窒素 (T-N) 予測水質濃度結果を表 4-3-17 に示す。

予測の結果、対象施設における現行放流水質基準（自主規制値）を用いて予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度は 5.1mg/L、増加量は 1.6mg/L と予測される。一方、実際の放流水質濃度（実測値濃度）で予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度は 3.4mg/L であり、0.1mg/L 減少すると予測される。

表 4-3-17 全窒素 (T-N) 予測水質濃度

予測条件		現況流量 Q ₁ m ³ /日	現況濃度 C ₁ mg/L	増加流量 Q ₂ m ³ /日	放流濃度 C ₂ mg/L	予測濃度 C mg/L	増加量 (予測-現況) mg/L	参考 環境基準 mg/L
廃掃法省令基準濃度	平均	4,320	3.5	200	120	8.7	5.2	—
現行放流水質基準 (自主規制値) 濃度	平均	4,320	3.5	200	40	5.1	1.6	
実測値濃度	平均	4,320	3.5	200	1.7	3.4	-0.1	

注) 参考基準：放流先排水路の全窒素 (T-N) は環境基準が設定されていない。

d) 浮遊物質 (SS)

放流先排水路（現地調査地点 No. 2）での浮遊物質 (SS) 予測水質濃度結果を表 4-3-18 に示す。

予測の結果、対象施設における現行放流水質基準（自主規制値）を用いて予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度は 7.7mg/L、増加量は 0.6mg/L と予測される。一方、実際の放流水質濃度（実測値濃度）で予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度は 6.8mg/L であり、0.3mg/L 減少すると予測される。

表 4-3-18 浮遊物質 (SS) 予測水質濃度

予測条件		現況流量 Q ₁ m ³ /日	現況濃度 C ₁ mg/L	増加流量 Q ₂ m ³ /日	放流濃度 C ₂ mg/L	予測濃度 C mg/L	増加量 (予測-現況) mg/L	参考 環境基準 mg/L
廃掃法省令基準濃度	平均	4,320	7.1	200	60	9.4	2.3	25 以下
現行放流水質基準 (自主規制値) 濃度	平均	4,320	7.1	200	20	7.7	0.6	
実測値濃度	平均	4,320	7.1	200	1	6.8	-0.3	

注) 参考基準：放流先排水路の浮遊物質 (SS) は環境基準が設定されていないため、最寄りの伊左地川の環境基準 (河川 B 類型) を参考とした。

e) ダイオキシン類 (DXNs)

放流先排水路（現地調査地点 No. 2）でのダイオキシン類 (DXNs) 予測水質濃度結果を表 4-3-18 に示す。

予測の結果、対象施設における現行放流水質基準（自主規制値）を用いて予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度は 0.5pg-TEQ/L、増加量は 0.4pg-TEQ/L と予測される。一方、実際の放流水質濃度（実測値濃度）で予測した場合、放流先排水路の平均予測水質濃度は 0.1pg-TEQ/L であり、現況から変化しないと予測される。

表 4-3-19 ダイオキシン類 (DXNs) 予測水質濃度

予測条件		現況流量 Q ₁ m ³ /日	現況濃度 C ₁ pg-TEQ/L	増加流量 Q ₂ m ³ /日	放流濃度 C ₂ pg-TEQ/L	予測濃度 C pg-TEQ/L	増加量 (予測-現況) pg-TEQ/L	環境基準 pg-TEQ/L
廃掃法省令基準濃度	平均	4,320	0.10	200	10	0.5	0.4	1 以下
現行放流水質基準 (自主規制値) 濃度	平均	4,320	0.10	200	10	0.5	0.4	
実測値濃度	平均	4,320	0.10	200	0.000027	0.1	0.0	

b 奥庄内湖への影響（流入負荷量）

奥庄内湖での予測流入負荷量を以下に示す。

奥庄内湖へ流入する主な河川は伊左地川（2級河川：平均流量 51,840m³/日）と花川（2級河川：平均流量 51,840m³/日）であり、放流先排水路（中渡谷川：平均流量 4,320m³/日）を含めると、奥庄内湖へ流入する水量は 108,000m³/日である。

各河川における水質濃度と流量から流入負荷量を算出し、奥庄内湖へ流入する主な河川（伊佐地川と花川）及び放流先排水路（中渡谷川）に対する対象施設放流水の増加流入負荷量の割合を求め、奥庄内湖への影響を予測した。

a) 放流先排水路の割合

予測の結果、奥庄内湖に流入する放流先排水路(中渡谷川)の流入負荷量（水質 4 項目）の割合は表 4-3-20 に示すとおり全体の 3.3~7.2%、流入量は全体の 4.0%とわずかであり奥庄内湖の水質に影響を及ぼす程ではないと予測される。

表 4-3-20 予測流入負荷量（現況：奥庄内湖への流入河川）

区分		現況流量 (m ³ /日)	流入負荷量 (kg/日)				
			化学的酸素 要求量 (COD)	全リン (T-P)	全窒素 (T-N)	浮遊物質 量 (SS)	
奥庄内湖への 流入河川	放流先排水路(中渡谷川：No. 2)	4,320	22.9	0.3	15.1	30.7	
	伊佐地川(中之谷橋)	51,840	124.4	4.1	119.2	482.1	
	花川(花川橋)	51,840	171.1	5.7	285.1	238.5	
合計		108,000	318.4	10.2	419.5	751.2	
放流先排水路(中渡谷川：No. 2)の割合			4.0%	7.2%	3.3%	3.6%	4.1%

b) 対象施設放流水の割合

放流水が現行放流水質基準（自主規制値）濃度で放流された場合、増加流入負荷量（水質4項目）は表 4-3-21(1)に示すとおり、全体の0.5～13.6%、増加放流量については全体の1%以下と予測された。また、放流水が実測値濃度で放流された場合、増加流入負荷量（水質4項目）は表 4-3-21(2)に示すとおり全体の1%以下、増加放流量については全体の1%以下と奥庄内湖の水量と比べてごく僅かな放流量となることが予測された。

なお、予測は最大時の増加放流量を想定したものであるため、平常時は運転管理上これまでと同様に、より少ない放流量で管理することから、予測値よりも低くなるものと考えられる。したがって、増加流入負荷量及び増加放流量ともに奥庄内湖の水質に影響を及ぼす程ではないと予測される。

表 4-3-21 (1) 予測流入負荷量（現行放流水質基準（自主規制値）濃度）

区分		流量 (m ³ /日)	流入負荷量 (kg/日)			
			化学的酸素 要求量 (COD)	全リン (T-P)	全窒素 (T-N)	浮遊物質 量 (SS)
放流量 200m ³ /日	第2 (No. 7)	200	4.0	1.6	8.0	4.0
奥庄内湖への流入河川合計+放流水		108,200	322.4	11.8	427.5	755.2
放流先排水路(中渡谷川: No.2)の割合		0.2%	1.2%	13.6%	1.9%	0.5%

表 4-3-21 (2) 予測流入負荷量（実測値濃度）

区分		流量 (m ³ /日)	流入負荷量 (kg/日)			
			化学的酸素 要求量 (COD)	全リン (T-P)	全窒素 (T-N)	浮遊物質 量 (SS)
放流量 200m ³ /日	第2 (No. 7)	200	1.1	0.0	0.3	0.2
奥庄内湖への流入河川合計+放流水		108,200	319.5	10.2	419.8	751.4
放流先排水路(中渡谷川: No.2)の割合		0.2%	0.4%	0.1%	0.1%	0.0%

(4) 影響の分析

ア 影響の分析方法

影響の分析は、本調査において、生活環境への影響を回避又は低減するための適切な対策が採用されているかどうか、並びに予測結果が生活環境の保全上の目標を満足しているかどうかを検討することにより行った。

本調査における環境保全対策及び生活環境の保全上の目標を以下に示す。

7) 浸出水処理施設からの処理水の放流

a 環境保全対策

事業実施後（施設の処理方式の変更）における環境保全対策は、以下のとおりとした。

- ・施設放流水の適正な管理を実施するため、表 4-3-22 に示すモニタリングシステム（既存）にて、浸出水及び浸出処理水並びに地下水及び周辺水における水質の監視をこれまでと同様に行う。
- ・施設の処理方式の変更後において、近隣団体と定めた公害防止協定及び一般廃棄物処理施設設置届に基づいた放流量、現行放流水質基準（自主規制値）を遵守する。
- ・施設放流水に異常が確認された場合は速やかに原因究明に努め、水質対策を検討する。

表 4-3-22 モニタリングシステムの概要

区分	調査箇所	調査頻度	調査項目
日浸出水量	浸出水調整設備 浸出水取水設備	毎日	日浸出水水量、埋立地内水位、浸出水取水設備容量等
浸出水処理施設	浸出水処理施設	毎日	流入水量、処理水量、水温、pH 等
水質	浸出水処理施設流入部 (原水)	1ヶ月ごと	pH、BOD、COD、SS、T-N
		1ヶ月ごと	排水基準の全項目、ダイオキシン類
	浸出水処理施設流 出部 (処理後の放流水)	1ヶ月ごと	pH、BOD、COD、SS、T-N
		1ヶ月ごと	排水基準の全項目、ダイオキシン類
	地下水	常時	pH、電気伝導度
		1ヶ月ごと	塩化物イオン、電気伝導度
		1ヶ月ごと	共同命令に係る地下水当検査項目、ダイオキシン類
周辺水	1ヶ月ごと	環境基準の全項目	

注) pH；水素イオン濃度、T-N：全窒素、BOD：生物化学的酸素要求量、COD：科学的酸素要求量、SS：浮遊物質量
資料)平成13年度 平和最終処分場第二期建設工事に係る生活環境影響調査結果報告書より作成

b) 生活環境の保全上の目標

本調査における生活環境の保全上の目標（生活環境保全目標）を以下のとおり設定した。

a) 施設放流水の水質濃度

- 施設放流水の水質濃度は最終処分場基準省令別表第一（排水基準項目）の排水基準及び現行放流水質基準（自主規制値）以下とする。

【設定根拠】

最終処分場基準省令及び現行放流水質基準値（近隣団体と定めた公害防止協定及び一般廃棄物処理施設設置届に基づく自主規制値）を設定した。

b) 放流先排水路の水質濃度

- 放流先排水路の水質濃度は、以下の環境基準を達成する。

（生活環境の保全に関する環境基準（河川））

生物化学的酸素要求量（BOD）：3mg/L 以下、浮遊物質量（SS）：25mg/L 以下

（ダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準）

ダイオキシン類（DXNs）：1pg-TEQ/以下

【設定根拠】

生活環境の保全に関する環境基準（河川）及びダイオキシン類による水質汚濁に係る環境基準を設定した。なお、排水路の生物化学的酸素要求量（BOD）は環境基準が設定されていないため、最寄りの伊左地川の環境基準（河川 B 類型）を参考とした。

c) 奥庄内湖の水質濃度

- 奥庄内湖の水質濃度は、現況の水質濃度に影響を及ぼさないこと。

【設定根拠】

現況の周辺水質濃度（河川及び海域）は、現況非悪化の考え方を基に設定した。

イ 影響の分析結果

影響の分析結果を以下に示す。

7) 浸出水処理施設からの処理水の放流

a 施設放流水の水質濃度

既存資料調査の結果、第1及び第2浸出水処理施設放流水の過去5年間の水質モニタリング結果は、すべての項目について現行放流水質基準（本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値）を下回る結果であった。また、現地調査の結果、第2浸出処理施設放流水（No.7）は、いずれも現行放流水質基準（自主規制値）を下回る結果であった。したがって、既存施設においては、前出の生活環境保全目標「施設放流水の水質濃度は最終処分場基準省令別表第一（排水基準項目）の排水基準及び現行放流水質基準（自主規制値）以下とする。」を満足し、適切な維持管理がなされていると判断できる。

事業実施後における施設放流水の水質濃度は、既存施設と同様に現行放流水質基準（自主規制値）を順守し、モニタリングシステムにて、浸出水及び浸出処理水並びに地下水及び周辺水における水質の監視をこれまでと同様に行うことで、生活環境保全目標は達成され、浸出水処理施設からの処理水の放流に伴う水質の影響は十分に回避・低減されると考えられる。

b 放流先排水路の水質濃度

影響の分析結果を表4-3-23に示す。

予測の結果、事業実施後における放流先排水路の水質濃度は、現行放流水質基準（自主規制値）を順守することで環境保全目標を下回ると予測され、生活環境保全目標は達成されるものと分析された。なお、予測結果は計画放流量が最大となるとして予測したものであり、平常時の放流量はそれらよりも少ない。

以上の予測及び分析結果、並びに環境保全対策として、モニタリングシステムにて、浸出水及び浸出処理水並びに地下水及び周辺水における水質の監視をこれまでと同様に行うことで、浸出水処理施設からの処理水の放流に伴う水質の影響は十分に回避・低減されると考えられる。

表 4-3-23 影響の分析結果（浸出水処理施設からの処理水の放流）

項目	単位	予測濃度		環境保全目標
		現行放流水質基準 （自主規制値）濃度	実測値濃度	
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L	2.7	2.5	3以下
浮遊物質（SS）	mg/L	7.7	6.8	25以下
ダイオキシン類（DXNs）	pg-TEQ/L	0.5	0.1	1以下

c 奥庄内湖の水質濃度

予測の結果、放流水が現行放流水質基準（自主規制値）濃度で放流された場合、増加流入負荷量（水質 4 項目）は、全体の 0.5～13.6%、増加放流量については全体の 1%以下と予測された。また、放流水が実測値濃度で放流された場合、増加流入負荷量（水質 4 項目）は全体の 1%以下、増加放流量については全体の 1%以下と奥庄内湖の水量と比べてごく僅かな放流量となることが予測された。

なお、予測は最大時の増加放流量を想定したものであるため、平常時は運転管理上これまでと同様に、より少ない放流量で管理することから、予測値よりも低くなるものと考えられる。また、本事業は処理方式の変更であるが、現行と同様に放流水質基準を順守するよう管理を行うことで、放流水質に大きな変化はないと考えられる。したがって、増加流入負荷量及び増加放流量ともに奥庄内湖の水質に影響を及ぼす程ではないと予測され、前出の生活環境保全目標「現況の水質濃度に影響を及ぼさないこと。」を満足するものと判断できる。

以上の予測及び分析結果、並びに環境保全対策として、モニタリングシステムにて、浸出水及び浸出処理水並びに地下水及び周辺水における水質の監視をこれまでと同様に行うことで、浸出水処理施設からの処理水の放流に伴う水質の影響は十分に回避・低減されると考えられる。

第5章 総合的な評価

5-1 現況把握、予測、影響の分析結果の整理

(1) 現況把握の結果の整理

現況調査の結果一覧を表 5-1-1 に示す。

表 5-1-1 (1) 現況調査の結果一覧

項目		調査地点	調査結果
騒音	現地調査	浸出水処理施設直近敷地境界	浸出水処理施設直近敷地境界における調査結果 (L_{10}) は、朝 44dB、昼間 48dB、夕 40dB、夜間 40dB であった。事業計画地は都市計画区域内の用途地域の定めのない地域に位置しており、第 2 種区域の規制基準を下回っていることから、既存の浸出水処理施設は適切に維持管理がなされていると判断できる。
		浸出水処理施設直近敷地境界	浸出水処理施設直近敷地境界における調査結果 (L_{10}) は、昼間、夜間ともに 25dB 未満であった。事業計画地は都市計画区域内の用途地域の定めのない地域に位置しており、第 2 種区域の規制基準を下回っていることから、既存の浸出水処理施設は適切に維持管理がなされていると判断できる。
振動	現地調査	浸出水処理施設直近敷地境界	浸出水処理施設直近敷地境界における調査結果 (L_{10}) は、昼間、夜間ともに 25dB 未満であった。事業計画地は都市計画区域内の用途地域の定めのない地域に位置しており、第 2 種区域の規制基準を下回っていることから、既存の浸出水処理施設は適切に維持管理がなされていると判断できる。
		浸出水処理施設直近敷地境界	浸出水処理施設直近敷地境界における調査結果 (L_{10}) は、昼間、夜間ともに 25dB 未満であった。事業計画地は都市計画区域内の用途地域の定めのない地域に位置しており、第 2 種区域の規制基準を下回っていることから、既存の浸出水処理施設は適切に維持管理がなされていると判断できる。
水質	既存資料調査	第 1 及び第 2 浸出水処理施設	既存施設の水質モニタリング結果については、過去 5 年間はもとより、従来から現行放流水質基準（本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値）をすべての項目において下回っていることから、浸出水処理施設からの放流水は適切に維持管理がなされていると判断できる。
	現地調査	No. 1	調査地点 No. 1 は、排水路（中渡谷川）において、対象施設（浸出水処理施設）からの放流水合流前に位置する。 排水路の水質については環境基準が設定されていないため、参考として伊佐地川の河川類型 B と比較した。 夏季調査においては、大腸菌群数が基準値（参考）を超過する結果であった。また、冬季調査においては、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素のみ基準値（参考）を超過する結果であった。 基準値超過の原因としては、調査地点の上流域及び周辺は畑が多く、下水道未整備区域からの生活排水や農耕地からの肥料流入等の影響が考えられる。
水質	現地調査	No. 2	調査地点 No. 2 は、排水路（中渡谷川）において、対象施設（浸出水処理施設）からの放流水合流後に位置する。また、排水路流末が浜名湖に接続しているため、No. 2 は潮の干満の影響（逆流）を受ける地点であるが、本調査は順流時に採水を行った。 排水路の水質については環境基準が設定されていないため、参考として伊佐地川の河川類型 B と比較した。 夏季調査においては、大腸菌群数が基準値（参考）を超過する結果であった。また、冬季調査においては、ほう素のみ基準値（参考）を超過する結果であった。 基準値超過の原因としては、夏季は排水路（中渡谷川）上流側に位置する No. 1 の基準値を超過した水が下流側に流れていることが挙げられる。また、冬季におけるほう素の超過は隣接する海域からの影響（環境省によれば、ふっ素及びほう素は自然状態において海域に相当程度含まれているとしている。）が考えられる。 なお、同調査地点は対象施設からの処理水が流入しているが、放流している処理水の水質結果は全ての項目において、本調査（No. 7）では最終処分場基準省令の基準値を、施設管理におけるモニタリング調査（p. 47～51、令和 2 年～令和 6 年度）では法令基準よりも厳しく設定した現行放流水質基準（近隣団体と定めた公害防止協定及び一般廃棄物処理施設設置届に基づいた放流量、放流水質基準）を下回っている。 したがって、同施設からの影響ではないものと判断できる。

表 5-1-1 (2) 現況調査の結果一覧

項目	調査地点	調査結果
水質	現地調査	<p>No. 3 ～ No. 6</p> <p>調査地点No. 3は南側排水路から約100m先、調査地点No. 4～No. 6は約200m先の海域に位置する。</p> <p>調査地点はいずれも奥庄内湖に位置するため、環境基準においては参考として、浜名湖水域の奥庄内湖の海域B、海域Ⅲ、生物特Aと比較した。</p> <p>夏季調査においては、調査地点No. 3～No. 6の水素イオン濃度 (pH) 及び全リン(T-P)、No. 3の全窒素(T-N)が基準値 (参考) を超過する結果であった。また、冬季調査においては、調査地点No. 3の全リン(T-P)が基準値 (参考) を超過する結果であった。</p> <p>なお、「令和5年度静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果 (静岡県)」によれば、奥庄内湖中央付近の調査地点である浜名湖白洲においても水素イオン濃度 (pH) の超過が見られた。対象施設からの処理水は常に現行放流水質基準 (自主規制値) を下回っていることや放流量が750m³/日と奥庄内湖の水量と比べてごく僅かの流入量である。</p> <p>したがって、基準値超過の要因は対象施設からの影響ではなく、浜名湖特有 (閉鎖性水域) の富栄養化などが挙げられる。</p>
		<p>No. 7</p> <p>調査地点No. 7は第2浸出水処理施設からの放流水である。</p> <p>同放流水については、法令基準よりも厳しく設定した現行放流水質基準 (近隣団体と定めた公害防止協定及び一般廃棄物処理施設設置届に基づいた放流量、放流水質基準) の基準と比較した。</p> <p>夏季調査における全ての項目において基準値を下回る結果であった。</p> <p>また、施設管理におけるモニタリング調査 (p. 75～p. 79、令和2年度～令和6年度) では法令基準よりも厳しく設定した現行放流水質基準 (自主規制値) を下回っている。</p> <p>したがって、対象施設は適切に管理がなされていると判断できる。</p>

(2) 予測及び影響の分析結果の整理

予測及び影響の分析結果一覧を表 5-1-2(1)及び(2)に示す。

表 5-1-2 (1) 予測及び影響の分析結果一覧

項目		予測結果及び影響の分析結果	生活環境保全目標 (○:適、×:否)
騒音	施設 (浸出水処理施設) の稼働に伴う騒音	<p>浸出水処理施設直近敷地境界</p> <p>予測の結果、事業実施後における施設 (浸出水処理施設) の稼働に伴う騒音レベル (将来予測騒音レベル) は、浸出水処理施設直近敷地境界において朝 44dB、昼間 48dB、夕 40dB、夜間 40dB と予測され、生活環境保全目標は達成されるものと分析された。</p> <p>以上の予測及び分析結果、並びに環境保全対策として、施設の整備点検を十分に行い、異常騒音の発生を抑えることや、周辺住民からの苦情等に迅速に対応できるよう、窓口や体制の整備を図ることで、施設 (浸出水処理施設) の稼働に伴う騒音の影響は十分に回避・低減されると考えられる。</p>	<p>敷地境界上において、以下の規制基準を達成する。</p> <p>朝 (6～8時): 50dB 以下</p> <p>昼間 (8～18時): 55dB 以下</p> <p>夕 (18～22時): 50dB 以下</p> <p>夜間 (22～翌6時): 45dB 以下</p>
振動	施設 (浸出水処理施設) の稼働に伴う振動	<p>浸出水処理施設直近敷地境界</p> <p>予測の結果、事業実施後における施設 (浸出水処理施設) の稼働に伴う振動レベル (将来予測振動レベル) は、浸出水処理施設直近敷地境界において昼間 49dB、夜間 49dB と予測され、生活環境保全目標は達成されるものと分析された。</p> <p>以上の予測及び分析結果、並びに環境保全対策として、施設の整備点検を十分に行い、異常振動の発生を抑えることや、周辺住民からの苦情等に迅速に対応できるよう、窓口や体制の整備を図ることで、施設 (浸出水処理施設) の稼働に伴う振動の影響は十分に回避・低減されると考えられる。</p>	<p>敷地境界上において、以下の規制基準を達成する。</p> <p>昼間 (8～20時): 65dB 以下</p> <p>夜間 (20～翌8時): 55dB 以下</p>

表 5-1-2 (2) 予測及び影響の分析結果一覧

項目		予測結果及び影響の分析結果	生活環境保全目標 (○：適、×：否)	
水質	浸出水処理設備からの処理水の放流	施設放流水の水質濃度	<p>既存資料調査の結果、第1及び第2 浸出水処理施設放流水の過去5年間の水質モニタリング結果は、すべての項目について現行放流水質基準（本施設に適用される最終処分場基準省令よりも項目によって厳しく設定した自主規制値）を下回る結果であった。また、現地調査の結果、第2 浸出水処理施設放流水（No.7）は、いずれも現行放流水質基準（自主規制値）を下回る結果であった。したがって、既存施設においては、前出の生活環境保全目標「施設放流水の水質濃度は最終処分場基準省令別表第一（排水基準項目）の排水基準及び現行放流水質基準（自主規制値）以下とする。」を満足し、適切な維持管理がなされていると判断できる。</p> <p>事業実施後における施設放流水の水質濃度は、既存施設と同様に現行放流水質基準（自主規制値）を順守し、モニタリングシステムにて、浸出水及び浸出水処理水並びに地下水及び周辺水における水質の監視をこれまでと同様に行うことで、生活環境保全目標は達成され、浸出水処理施設からの処理水の放流に伴う水質の影響は十分に回避・低減されると考えられる。</p>	○
		放流先排水路の水質濃度	<p>予測の結果、事業実施後における放流先排水路の水質濃度は、現行放流水質基準（自主規制値）を順守することで環境保全目標を下回ると予測され、生活環境保全目標は達成されるものと分析された。なお、予測結果は計画放流量が最大となるとして予測したものであり、平常時の放流量はそれらよりも少ない。</p> <p>以上の予測及び分析結果、並びに環境保全対策として、モニタリングシステムにて、浸出水及び浸出水処理水並びに地下水及び周辺水における水質の監視をこれまでと同様に行うことで、浸出水処理施設からの処理水の放流に伴う水質の影響は十分に回避・低減されると考えられる。</p>	○
		奥庄内湖の水質濃度	<p>予測の結果、放流水が現行放流水質基準（自主規制値）濃度で放流された場合、増加流入負荷量（水質4項目）は、全体の0.5～13.6%、増加放流量については全体の1%以下と予測された。また、放流水が実測値濃度で放流された場合、増加流入負荷量（水質4項目）は全体の1%以下、増加放流量については全体の1%以下と奥庄内湖の水量と比べてごく僅かな放流量となるのが予測された。</p> <p>なお、予測は最大時の増加放流量を想定したものであるため、平常時は運転管理上これまでと同様に、より少ない放流量で管理することから、予測値よりも低くなるものと考えられる。また、本事業は処理方式の変更であるが、現行と同様に放流水質基準を順守するよう管理を行うことで、放流水質に大きな変化はないと考えられる。したがって、増加流入負荷量及び増加放流量ともに奥庄内湖の水質に影響を及ぼす程ではないと予測され、前出の生活環境保全目標「現況の水質濃度に影響を及ぼさないこと。」を満足するものと判断できる。</p> <p>以上の予測及び分析結果、並びに環境保全対策として、モニタリングシステムにて、浸出水及び浸出水処理水並びに地下水及び周辺水における水質の監視をこれまでと同様に行うことで、浸出水処理施設からの処理水の放流に伴う水質の影響は十分に回避・低減されると考えられる。</p>	○

5-2 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

維持管理に関する計画に反映した環境保全対策の内容を表 5-2-1 に示す。

表 5-2-1 環境保全対策

項目	環境保全対策：維持管理に関する計画
騒音	<ul style="list-style-type: none">・全体の施設を屋内に収め、屋外施設は避ける。・高い騒音を発生する機器は、敷地境界線から反対側に配置する。・敷地境界線上における規制基準の厳守を徹底する。・周辺住民からの苦情等に迅速に対応できるよう、窓口や体制の整備を図る。・施設の整備点検を十分に行い、異常騒音の発生を抑える。・壁の材質は遮音性を考慮し選定する。
振動	<ul style="list-style-type: none">・高い振動を発生する機器は、敷地境界線から反対側に配置する。・敷地境界線上における規制基準の厳守を徹底する。・周辺住民からの苦情等に迅速に対応できるよう、窓口や体制の整備を図る。・施設の整備点検を十分に行い、異常振動の発生を抑える。
水質	<ul style="list-style-type: none">・施設放流水の適正な管理を実施するため、モニタリングシステム（既存）にて、浸出水及び浸出処理水並びに地下水及び周辺水における水質の監視をこれまでと同様に行う。・施設の処理方式の変更後において、近隣団体と定めた公害防止協定及び一般廃棄物処理施設設置届に基づいた放流量、現行放流水質基準（自主規制値）を遵守する。・施設放流水に異常が確認された場合は速やかに原因究明に努め、水質対策を検討する。

5-3 総括

生活環境影響調査項目として設定した騒音、振動、水質の予測及び影響の分析結果については、表 5-1-2(1)及び(2)に示すとおり、全ての項目について生活環境保全目標を満足していた。

また、表 5-2-1 に示す環境保全対策を適切に実施することで、施設の稼働に伴う生活環境への影響は十分に回避・低減される。以上のことから、本事業の実施が事業計画地周辺の生活環境に支障を及ぼさないものと評価した。

資料編

資料 1 調査結果（騒音・振動）

(1) 騒音

調査地点：浸出水処理施設直近敷地境界

調査項目：騒音レベル

調査期間：令和7年11月11日（火）0:00～24:00

測定日	測定時間		等価騒音レベル	時間率騒音レベル			最大騒音レベル
	開始	終了	L_{Aeq}	L_{A5}	L_{A50}	L_{A95}	L_{Amax}
11月11日	0:00	1:00	39.0	40.3	38.7	37.7	46.3
	1:00	2:00	38.9	40.8	38.2	37.0	48.4
	2:00	3:00	37.5	39.0	37.2	36.3	48.4
	3:00	4:00	37.4	38.7	37.2	36.1	49.5
	4:00	5:00	38.0	39.4	37.7	36.7	50.8
	5:00	6:00	38.4	39.9	37.7	36.5	51.3
	6:00	7:00	39.9	42.0	39.4	38.0	49.9
	7:00	8:00	42.4	45.4	40.2	38.0	62.0
	8:00	9:00	46.7	50.9	43.8	40.7	68.4
	9:00	10:00	51.7	51.3	44.9	39.9	67.8
	10:00	11:00	45.2	48.9	42.7	39.5	66.8
	11:00	12:00	40.2	42.7	39.1	37.2	53.8
	12:00	13:00	49.9	49.2	43.3	39.2	62.7
	13:00	14:00	50.7	51.6	42.9	38.6	68.7
	14:00	15:00	49.5	50.1	42.2	37.6	64.4
	15:00	16:00	43.6	46.7	41.4	38.5	60.3
	16:00	17:00	41.6	44.9	40.6	37.8	56.7
	17:00	18:00	39.9	42.3	38.7	37.0	53.2
	18:00	19:00	38.6	40.1	38.4	37.1	52.4
	19:00	20:00	38.2	39.8	37.8	36.7	49.8
	20:00	21:00	37.5	39.0	37.2	36.2	48.7
	21:00	22:00	37.7	39.6	37.1	36.1	52.1
	22:00	23:00	37.8	39.1	37.5	36.4	49.9
	23:00	24:00	38.2	39.5	38.0	36.9	53.3

注 1) 各時間の等価騒音レベルは、有効データをエネルギー平均することにより求めた。

注 2) 各時間の時間率騒音レベルは、有効データを統計処理することにより求めた。

(2) 振動

調査地点：浸出水処理施設直近敷地境界

調査項目：振動レベル

調査期間：令和7年11月11日（火）0:00～24:00

測定日	測定時間		時間率騒音レベル			最大振動レベル
	開始	終了	L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀	L _{max}
11月11日	0:00	1:00	25 未満	25 未満	25 未満	30.7
	1:00	2:00	25 未満	25 未満	25 未満	25 未満
	2:00	3:00	25 未満	25 未満	25 未満	25 未満
	3:00	4:00	25 未満	25 未満	25 未満	25 未満
	4:00	5:00	25 未満	25 未満	25 未満	25 未満
	5:00	6:00	25 未満	25 未満	25 未満	25 未満
	6:00	7:00	25 未満	25 未満	25 未満	29.7
	7:00	8:00	25 未満	25 未満	25 未満	36.8
	8:00	9:00	30.6	25 未満	25 未満	44.4
	9:00	10:00	27.3	25 未満	25 未満	44.3
	10:00	11:00	27.7	25 未満	25 未満	48.1
	11:00	12:00	25 未満	25 未満	25 未満	33.6
	12:00	13:00	25 未満	25 未満	25 未満	36.9
	13:00	14:00	25 未満	25 未満	25 未満	43.8
	14:00	15:00	25 未満	25 未満	25 未満	52.7
	15:00	16:00	27.7	25 未満	25 未満	44.3
	16:00	17:00	25 未満	25 未満	25 未満	39.1
	17:00	18:00	25 未満	25 未満	25 未満	31.8
	18:00	19:00	25 未満	25 未満	25 未満	25 未満
	19:00	20:00	25 未満	25 未満	25 未満	25 未満
	20:00	21:00	25 未満	25 未満	25 未満	25 未満
	21:00	22:00	25 未満	25 未満	25 未満	25 未満
	22:00	23:00	25 未満	25 未満	25 未満	25 未満
	23:00	24:00	25 未満	25 未満	25 未満	25 未満

注 1) 各時間の時間率振動レベルは、有効データを統計処理することにより求めた。

注 2) 計量結果に未満と表示されている数値は、測定下限値を示す。

資料 2 現場写真

【騒音・振動調査】

(1/10)

	<p>調査場所：浸出水処理施設直近敷地境界 調査項目：騒音：等価騒音レベル (L_{Aeq})、 時間率騒音レベル (L_{A5}、L_{A50}、L_{A95})、 最大騒音レベル (L_{Amax}) 時間率振動レベル (L_{10}、L_{50}、L_{90})、 最大振動レベル (L_{max}) 調査日時：令和7年11月11日(火) 調査状況：調査地点状況</p>
---	---



調査場所: No.1 放流水合流前 (排水路: 中渡谷川)
 調査項目: 一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時: 令和7年7月24日(木)
 調査状況: 調査地点状況



調査場所: No.1 放流水合流前 (排水路: 中渡谷川)
 調査項目: 一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時: 令和7年7月24日(木)
 調査状況: 採水



調査場所: No.1 放流水合流前 (排水路: 中渡谷川)
 調査項目: 一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時: 令和7年7月24日(木)
 調査状況: 検体



調査場所: No.1 放流水合流前 (排水路: 中渡谷川)
 調査項目: 一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時: 令和7年7月24日(木)
 調査状況: 流量観測



調査場所：No.2 放流水合流後（排水路：中渡谷川）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和7年7月24日（木）
 調査状況：調査地点状況



調査場所：No.2 放流水合流後（排水路：中渡谷川）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和7年7月24日（木）
 調査状況：採水



調査場所：No.2 放流水合流後（排水路：中渡谷川）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和7年7月24日（木）
 調査状況：検体



調査場所：No.2 放流水合流後（排水路：中渡谷川）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和7年7月24日（木）
 調査状況：流量観測



調査場所：No.3 海域（浜名湖）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和7年7月24日（木）
 調査状況：採水



調査場所：No.3 海域（浜名湖）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和7年7月24日（木）
 調査状況：検体



調査場所：No.4 海域（浜名湖）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和7年7月24日（木）
 調査状況：採水



調査場所：No.4 海域（浜名湖）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和7年7月24日（木）
 調査状況：検体



調査場所：No.5 海域（浜名湖）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和7年7月24日（木）
 調査状況：採水



調査場所：No.5 海域（浜名湖）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和7年7月24日（木）
 調査状況：検体



調査場所：No.6 海域（浜名湖）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和7年7月24日（木）
 調査状況：採水



調査場所：No.6 海域（浜名湖）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和7年7月24日（木）
 調査状況：検体



調査場所：No.7 第2 浸出水処理施設
 調査項目：第1 浸出水処理施設
 調査日時：令和7年7月24日(木)
 調査状況：採水



調査場所：No.7 第2 浸出水処理施設
 調査項目：第1 浸出水処理施設
 調査日時：令和7年7月24日(木)
 調査状況：検体



調査場所：No.1 放流水合流前（排水路：中渡谷川）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和8年1月19日（月）
 調査状況：調査地点状況



調査場所：No.1 放流水合流前（排水路：中渡谷川）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和8年1月19日（月）
 調査状況：採水



調査場所：No.1 放流水合流前（排水路：中渡谷川）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和8年1月19日（月）
 調査状況：検体



調査場所：No.1 放流水合流前（排水路：中渡谷川）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和8年1月19日（月）
 調査状況：流量観測



調査場所：No.2 放流水合流後（排水路：中渡谷川）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和8年1月19日（月）
 調査状況：調査地点状況



調査場所：No.2 放流水合流後（排水路：中渡谷川）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和8年1月19日（月）
 調査状況：採水



調査場所：No.2 放流水合流後（排水路：中渡谷川）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和8年1月19日（月）
 調査状況：検体



調査場所：No.2 放流水合流後（排水路：中渡谷川）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和8年1月19日（月）
 調査状況：流量観測



調査場所：No.3 海域（浜名湖）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和8年1月19日（月）
 調査状況：採水



調査場所：No.3 海域（浜名湖）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和8年1月19日（月）
 調査状況：検体



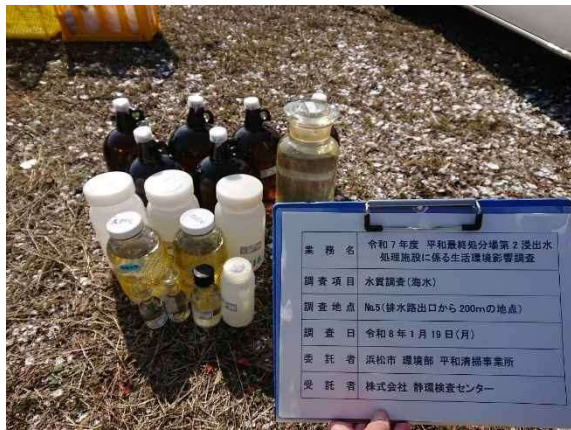
調査場所：No.4 海域（浜名湖）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和8年1月19日（月）
 調査状況：採水



調査場所：No.4 海域（浜名湖）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和8年1月19日（月）
 調査状況：検体



調査場所：No.5 海域（浜名湖）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和8年1月19日（月）
 調査状況：採水



調査場所：No.5 海域（浜名湖）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和8年1月19日（月）
 調査状況：検体



調査場所：No.6 海域（浜名湖）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和8年1月19日（月）
 調査状況：採水



調査場所：No.6 海域（浜名湖）
 調査項目：一般項目、生活環境項目、健康項目等
 調査日時：令和8年1月19日（月）
 調査状況：検体